

令和元年東日本台風 (令和元年台風第19号) 災害記録



【小山市立小山中学校上空】



【ボランティア活動】



【小山市大字押切】

はじめに

10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、非常に強い勢力を保ったまま、小笠原近海を経由して、12日19時前に強い勢力で静岡県伊豆半島に上陸し、その後、関東と福島県を縦断し、13日12時ごろに北海道の南東海上で温帯低気圧に変わりました。

10月12日から13日にかけて栃木県を直撃した台風第19号の被害は栃木県に死者4人、全壊84棟、半壊5,205棟、一部損壊8,314棟、その他の床上浸水2棟、その他の床下浸水408棟、避難者は25市町、1万9,822人、19河川が39カ所で決壊・越水するなど平成27(2015)年の関東・東北豪雨による被害を上回っています。これまで(3月16日現在)判明している被害では、河川や道路などの公共土木施設で約442億9,700万円、農業関連が約177億5,900万円、森林等が約56億4,700万円、中小企業約190億円、公立学校約25億1,900万円、水道施設約17億6,900万円など、総被害額は約910億円に膨らんでいます。

この度の台風第19号においては、小山市の上流域の日光・鹿沼市域で「大雨特別警報」の発令される約400mmの大雨が降ったことにより、思川・永野川に流入する豊穂川・杣井木川を中心に溢水が発生し、市内546戸の家屋が床上・床下浸水したほか、公共土木施設が約4億1,700万円、農業関係被害が約1億8,200万円など甚大な被害を受けました。

犠牲になられた方々やご遺族に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

市では、避難者受け入れのため19箇所の避難所を設け、最大で1,804名の避難者を受け入れましたが、10月24日に中里集会所の避難所を閉鎖したことにより、13日間に及ぶ避難所開設は終了いたしました。

市は、4年前の関東・東北豪雨を受け豊穂川・杣井木川における洪水被害を防ぐため、国庫補助事業としての排水強化対策を40回以上、国・県に要望するとともに、国・県と度重なる協議を行い、県(杣井木川)及び市(豊穂川)の排水強化対策事業を推進してきました。その結果、3年9カ月後の今年7月5日豊穂川の一級河川指定が実現し、国庫補助事業の導入による河川改修等の開始、公共下水道事業では国の補助金による用地買収等、「排水強化対策」に着手したところでした。この様な中で、またしても被災してしまったことを重く受け止め、事業費ベースで約17億円の緊急補正予算をお願いし、排水対策が完了するまでの間の「緊急排水対策」として公共下水道事業調節池の前倒し早期掘削、来年の出水期に備えての水囊の設置、排水ポンプ車の導入などを進めるとともに、災害対応工事を早急に進めるほか、小山市独自の対策として「災害見舞金」と「住宅復旧支援金」を支給する被災者の「生活再建支援対策」の実施、浸水被害を受けた住宅とその土地に対して小山市独自の「固定資産税・都市計画税」の減免、公共土木施設、農地・農業施設、学校・教育施設の復旧工事を早急に実施し市民生活の安定を図り、豊穂川・杣井木川の排水強化対策の早期実施を図るためなど、市議会にもご協力を頂いて、国・県の補助金・交付金の確保に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年3月18日

小山市長 大久保 寿夫

【目次】

1. 被害状況	4
(1) 気象等の状況	4
① 台風の動き	4
② 気象情報（警報等発令状況等）	17
③ 各河川の水位等	18
(2) 小山市の体制等	19
① 市の体制等	19
② 国・県等への要請状況及び実績	20
(3) 避難状況	21
(4) 小山市の災害対応	23
① 排水対策	23
ア 排水機場等	23
イ 道路等	26
② 情報発信	29
③ 水防活動	32
(5) 被害の状況	33
① 住家等家屋関係	33
② 公共施設関係	34
ア 河川関係	34
イ 道路関係	34
ウ 上水道施設関係	35
エ 公園等関係	36
オ 教育施設関係	37
カ 市営住宅関係	37
キ 公民館施設	38
ク グラウンド	38
③ 農業関係	39
ア 農作物	39
イ 農業関連施設	40
④ 商工関係	40
(6) 記録写真	41
2. 復旧復興対応	46
(1) 復旧復興対応状況	46
① 総合相談窓口	46
② 災証明	46
③ 災害ごみ	47
④ 消毒等	48
⑤ 給水対応（井戸の水質検査）	49
⑥ ボランティア活動	50

(2) 支援情報	51
①小山市の支援情報	51
②公共団体等以外の支援情報	69
③販売農家に対する支援情報	72
④中小・小規模事業者に対する支援情報	73
(3) 要望活動等	78
(4) 説明会実施状況	84
①寒川地区住民説明会	84
②豊穂川流域住民説明会	84
③市議会議員説明会	84
④地区選出県議会議員説明	84
(5) 連携市町等への支援状況	85
①栃木市災害ごみ	85
②栃木市職員派遣	85
③佐野市職員派遣	85
3. 今後の治水対策	86
(1) 思川流域	86
(2) 豊穂川流域	86
(3) 杣井木川流域	87
(4) 水系流域自治体連携	87
①思川（思川改修期成同盟会）	87
②杣井木川（栃木市・小山市広域排水対策推進連絡会）	88
4. 参考資料	89
(1) 義援物資・義援金	89
①義援物資受入状況	89
②義援金等受入状況	89
③義援金の配分（配分委員会）	89
④義援金の配分（義援金支払）	89
(2) 豊穂川排水強化対策の経緯（平成27年豪雨災害後）	90
(3) 災害に対する本部会議	94
(4) 大雨災害に係る10月専決補正について	96
(5) おーバス、デマンドバスの運賃無料実績報告	97
(6) 災害関連新聞記事（下野新聞社）	99

【参考資料】別冊

令和元年台風第19号による出水速報（令和元年10月17日 13時現在）
利根川上流河川事務所

1 被害状況

(1) 気象等の状況

① 台風の動き

令和元年10月24日
気象庁

1-1 進路の特徴とその要因

台風第19号（以下、第19号）は、10月6日3時に南鳥島の南海上で発生し、7日にかけて北緯15度付近を西に進んだ後、9日にかけては太平洋高気圧の縁に沿って徐々に北に進路を変えた。その後は北北西から北北東に比較的遅い速度で進み12日には本州の南岸に到達した（図1）。通常、10月の台風は本州に接近すると上空の偏西風の影響を受けて次第に東に進路を変えながら加速するが多いが（図2）、第19号が本州に接近する数日前から、偏西風の軸は平年の位置と比べてかなり北に偏った宗谷海峡付近にあったことに加え、日本の東海上では太平洋高気圧の勢力が強く、第19号を北に押し進める高気圧性の流れが卓越していたため（図11）、加速が弱く本州に接近する進路をたどったと考えられる。

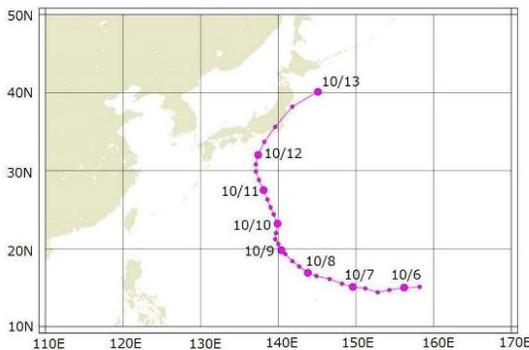


図1 第19号の進路。各日の9時の位置を大きな丸で示し、その近傍に日付を記した。小さな丸は6時間毎の位置を示す。

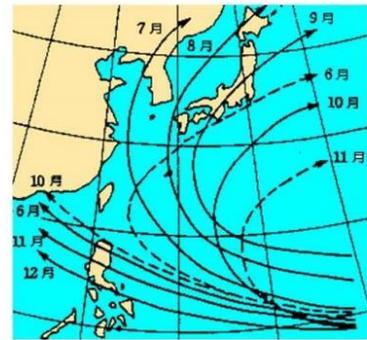


図2 月毎の台風の典型的な経路。実線は主な経路、破線はそれに準ずる経路を示す。

本州の南海上で北北東に進路を変えた第19号の中心は、12日19時前に伊豆半島に上陸した。その後、関東地方の平野部を縦断して13日未明には福島県沖の太平洋上に抜け、宮城県～岩手県の沖を北東に進んだ後、13日12時には温帯低気圧に変わった。

1-2 強さと大きさの特徴とその要因

第19号は発生後まもなく急速に発達し、中心付近の最大風速は6日18時から7日18時までの24時間で45ノット³（約23m/s）から105ノット（約55m/s）に強まり（中心気圧は992hPaから915hPaに低下）、「猛烈な」勢力の台風となった。中心付近の最大風速の記録がある1977年以降で、24時間で60ノット以上風速が強まった例として、2006年第20

³ 1ノットは時速1.852km。

号 (24 時間で 35→100 ノット)、1983 年第 4 号 (同 50→110 ノット) がある。第 19 号は、進路を北よりに変えた後も 10 日 18 時まで猛烈な勢力を維持し、その後は徐々に勢力を弱めたものの、上陸直前の 12 日 17 時まで非常に強い勢力を保った。

また、第 19 号の強風域の大きさ (風速 15m/s 以上の半径; 強風域半径) は 7 日 9 時には 500 km を超え、大型の台風となった。その後も強風域は拡大し、その半径は最大で 700km に達し、上陸前には若干縮小したものの、大型の台風のまま上陸した。

第 19 号が西進しながら急速に発達した期間、進路に沿った海域とその南側の海面水温は 30°C を超えており (平年差で +1°C 以上、図 3)、海洋内部の水温は深さ 50m で 29°C を超えていた (図 4)。北よりに進路を変えてからも海面水温 27°C 以上 (平年差で +1~2°C) の暖かい海域を進んで本州に接近し、海洋内部では深さ 50m で 25°C 以上の暖かい海水が北緯 25 度付近まで広がっていた。このような海洋の状態に加えて、本州に接近するまでの経路上で、上空の強い風や乾燥空気など台風の勢力を弱める要因の影響が小さかったことが、第 19 号の急発達やその後の長期間の勢力維持に寄与したと考えられる。

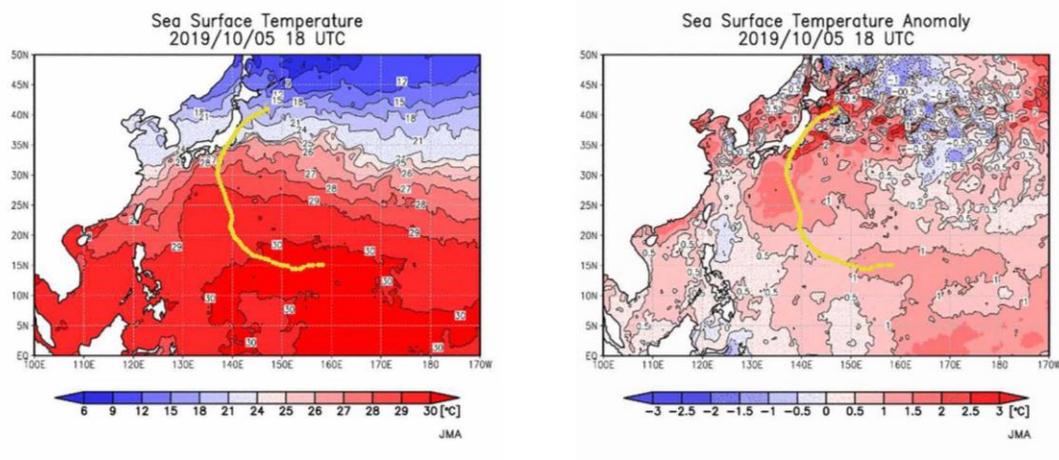


図 3 台風第 19 号発生時の海面水温 (左) とその平年差 (右)。黄色い実線は台風第 19 号の経路を示す。

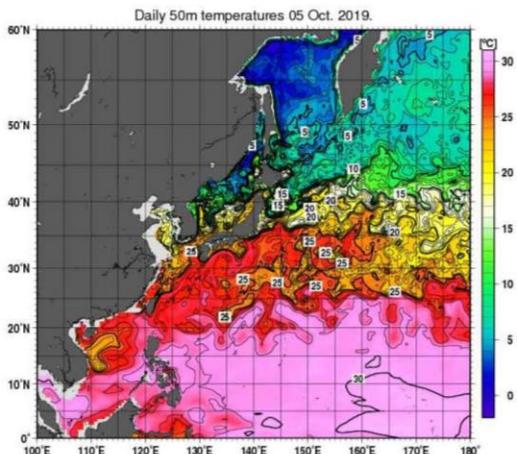


図 4 台風第 19 号発生時の深さ 50m における海水温

1-3 上陸時の強さと大きさ

第 19 号の中心が伊豆半島に上陸する直前の中心付近の最大風速は 40m/s（強い）、中心気圧は 955hPa、強風域半径は 600km（大型）であった。上陸直前の台風の強さと大きさの記録が残る 1991 年以降の統計によると、「強い」勢力で関東地方・静岡県に上陸した台風はこの第 19 号を除いて 9 個、「大型」「超大型」で上陸した台風は同じくそれぞれ 3 個、1 個である（表 1）。「強い」勢力かつ「大型」「超大型」で上陸した台風は 2011 年第 15 号、2014 年第 18 号、及び 2017 年第 21 号の 3 個である。なお、同期間において、関東地方・静岡県に「非常に強い」以上の勢力で上陸した台風はなかった。

表 1 「強い」以上の勢力又は「大型」「超大型」で関東地方・静岡県に上陸した台風
(1991 年以降について)

台風	上陸地点	上陸直前の 最大風速	上陸直前の 中心気圧	上陸直前の 強風域半径
1998 年第 5 号	静岡県御前崎付近	30 m/s	965 hPa	650 km (大型)
2002 年第 21 号	神奈川県川崎市付近	35 m/s (強い)	960 hPa	440 km
2004 年第 22 号	静岡県伊豆半島	40 m/s (強い)	950 hPa	370 km
2005 年第 11 号	千葉県千葉市付近	35 m/s (強い)	980 hPa	260 km
2007 年第 9 号	静岡県伊豆半島南部	35 m/s (強い)	970 hPa	310 km
2011 年第 15 号	静岡県浜松市付近	40 m/s (強い)	950 hPa	560 km (大型)
2014 年第 18 号	静岡県浜松市付近	35 m/s (強い)	965 hPa	500 km (大型)
2016 年第 9 号	千葉県館山市付近	35 m/s (強い)	975 hPa	220 km
2017 年第 21 号	静岡県掛川市付近	40 m/s (強い)	950 hPa	850 km (超大型)
2019 年第 15 号※	千葉県千葉市付近	40 m/s (強い)	960 hPa	200 km
2019 年第 19 号※	静岡県伊豆半島	40 m/s (強い)	955 hPa	600 km (大型)

※2019 年第 15 号、第 19 号は速報値

2-1 大雨

第 19 号に伴い、東日本から東北地方を中心に広い範囲で大雨となり、総降水量は神奈川県箱根で約 1000mm に達し、東日本を中心に 17 地点で 500mm を超えたところがあるなど、年降水量の平均値の 4 割を超える大雨となったところがあった（図 5、図 6）。

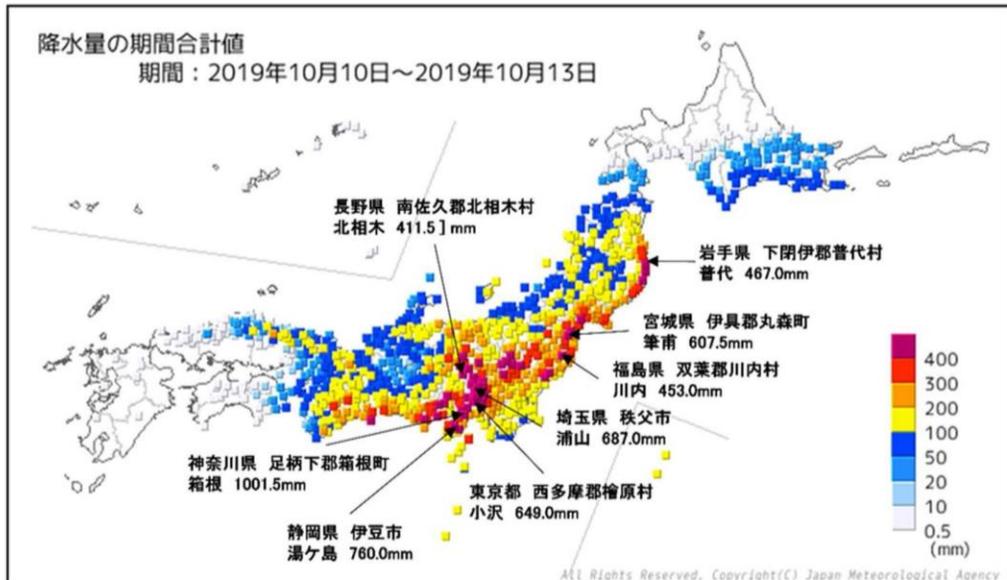


図 5 台風第 19 号の降水分布（期間：10 月 10 日から 10 月 13 日）

※]: 欠測が含まれる（資料不足値）

また、総降水量が全国で最も多い 1001.5mm となった神奈川県箱根では、10 月 12 日の日降水量が 922.5mm と歴代の全国で 1 位となるなど 10 月 12 日 21 時 00 分までの 24 時間で 942.5mm を観測し、10 日から 13 日の総降水量のほとんどの雨が 24 時間で降った（図 7）。宮城県筆甫（ひっぽ）では、517.5mm の雨が 13 日 01 時 30 分までの 12 時間で降り、これは同地点の 72 時間降水量の観測史上 1 位の値である 483.5 ミリを超えるものであった（図 8）。このように、今回の大雨では半日（12 時間）から 1 日（24 時間）の降水量が記録的に多く、12 時間降水量では 120 地点で観測史上 1 位を更新し、249 地点で 10 月としての 1 位の値以上となった（図 9）。

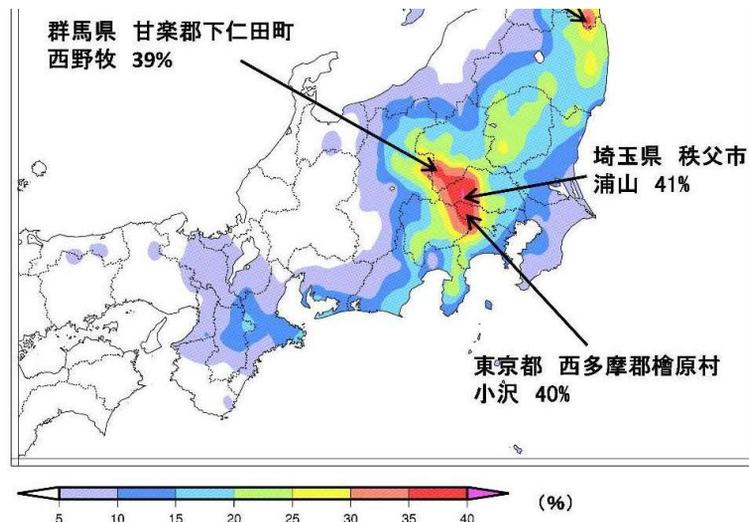


図 6 期間降水量と平年値（年の降水量）との比較図

（期間：10 月 10 日から 10 月 13 日）

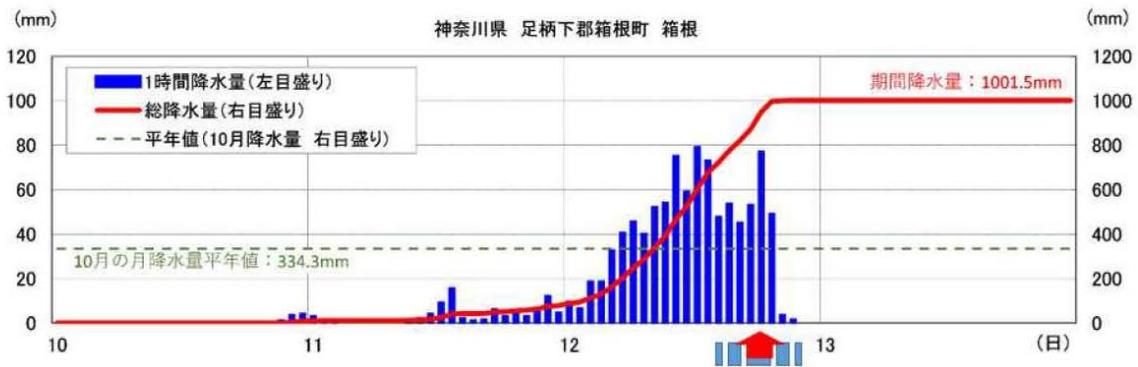


図7 神奈川県箱根の降水量時系列図（期間：10月10日から10月13日）
 矢印は台風が最も接近したおおよその時刻、矢印と重ねて示したバーは台風中心付近の雨雲通過のおおよその期間を示す。

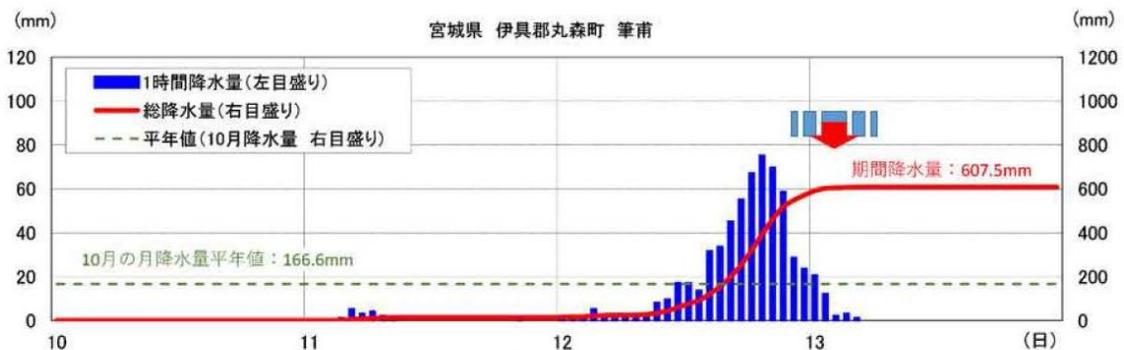


図8 宮城県筆甫の降水量時系列図（期間：10月10日から10月13日）
 矢印は台風が最も接近したおおよその時刻、矢印と重ねて示したバーは台風中心付近の雨雲通過のおおよその期間を示す。

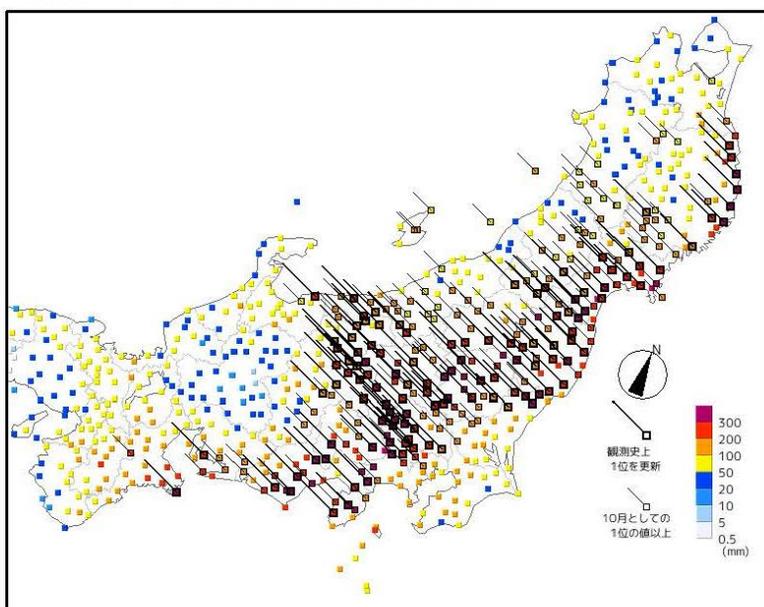


図9 東日本から東北地方にかけての12時間降水量の期間最大値
 （期間：10月10日から10月13日）

第19号の中心が伊豆半島に上陸した10月12日に、北・東日本のアメダス地点（比較可能な613地点）で観測された降水量の総和を、1982年1月1日から2019年10月11日までの各日の値と比較したところ、今回が最も多い値（降水量の総和：73075.0mm、1地点あたり：119.2mm）となった（表2）。また、全国のアメダス地点（比較可能な965地点）で比較しても、2004年10月20日（平成16年台風第23号による大雨）に次ぐ2番目に多い値となった（表3）。10月12日に北・東日本で降った雨の総量が過去の台風や豪雨災害と比べても、大きいものであったといえる。

表2 北・東日本のアメダス地点で観測された日降水量の総和の歴代順位

順位	年月日	総降水量（1地点あたり） (mm)	気象現象
1	令和元年(2019年) 10月12日	73075.0 (119.2)	台風第19号（今回の大雨）
2	平成10年(1998年) 9月16日	57212.5 (93.3)	台風第5号（静岡県に上陸後、北日本を縦断。関東で暴風、東日本から北日本で大雨。）
3	昭和57年(1982年) 9月12日	50901.5 (83.0)	台風第18号（静岡県に上陸後、東日本を縦断。本州南部を中心に風雨強まる。）

表3 全国のアメダス地点で観測された日降水量の総和の歴代順位

順位	年月日	総降水量（1地点あたり） (mm)	気象現象
1	平成16年(2004年) 10月20日	89109.5 (92.3)	台風第23号（広い範囲で大雨。土砂崩れや浸水等により甚大な被害。）
2	令和元年(2019年) 10月12日	80083.0 (83.0)	台風第19号（今回の大雨）
3	平成29年(2017年) 10月22日	75223.0 (78.0)	台風第21号（西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨。全国的に暴風。）

2-2 暴風

第 19 号の期間最大瞬間風速（図 10）をみると、西日本から北日本の広い範囲で 20m/s を超え、特に関東地方の 7 か所では 40m/s を超えた。また、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速 43.8m/s となり観測史上 1 位を更新するなど、関東甲信地方を中心に 14 地点で観測史上 1 位を更新し、西日本を含む広い範囲の 50 地点で 10 月としての 1 位の値以上となった。また、期間最大風速も、東京都羽田で 34.8m/s となるなど、10 地点で観測史上 1 位を更新した。

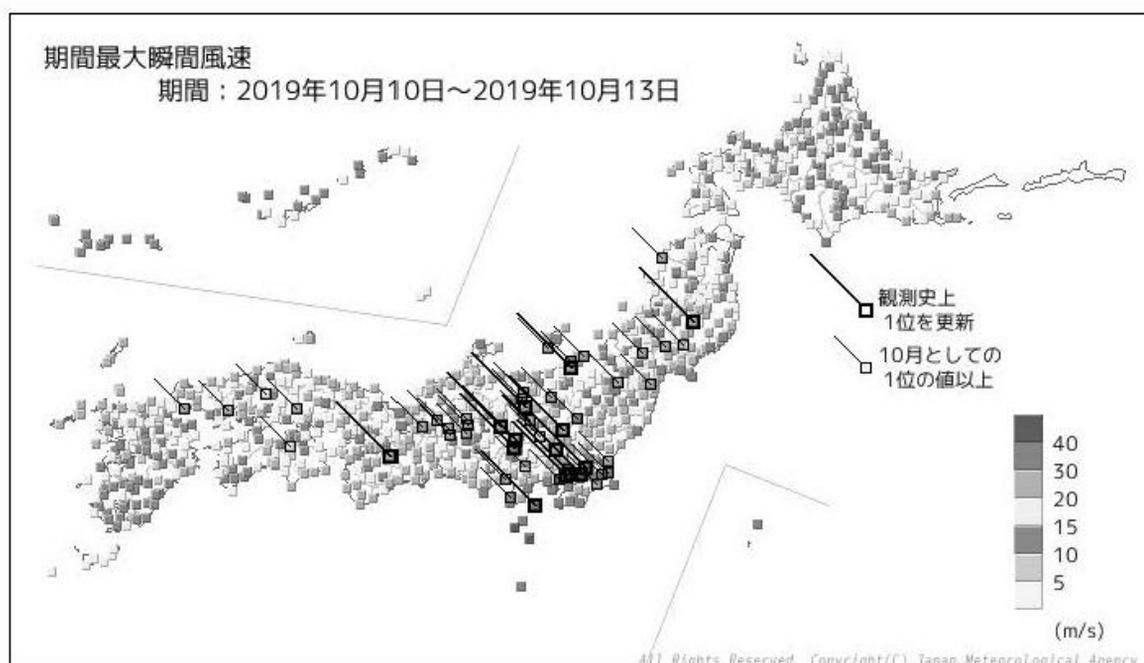


図 10 台風第 19 号の最大瞬間風速分布（期間：10 月 10 日から 10 月 13 日）

また、台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉県市原市では 12 日に竜巻と推定される突風が発生した。強さは風速約 55m/s と推定され、日本版改良藤田スケール⁴で JEF2 に該当する。

第3章 記録的な大雨の気象要因について

東海地方から東北地方で記録的な大雨をもたらした気象要因について、速報的に解析した結果、主な要因は次の3点であることがわかった。(図11)。

- ① 大型で非常に強い勢力をもった台風の接近による多量の水蒸気の流れ込み
- ② 局地的な前線の強化及び地形の効果などによる持続的な上昇流の形成
- ③ 台風中心付近の雨雲の通過

台風中心付近の雨雲がまだ関東甲信地方に到達していない段階から、①と②の効果による降水が続き、さらに台風通過時には③の効果によって降水がもたらされたため、総降水量が多くなった。以下、それぞれの要因の詳細を述べる。

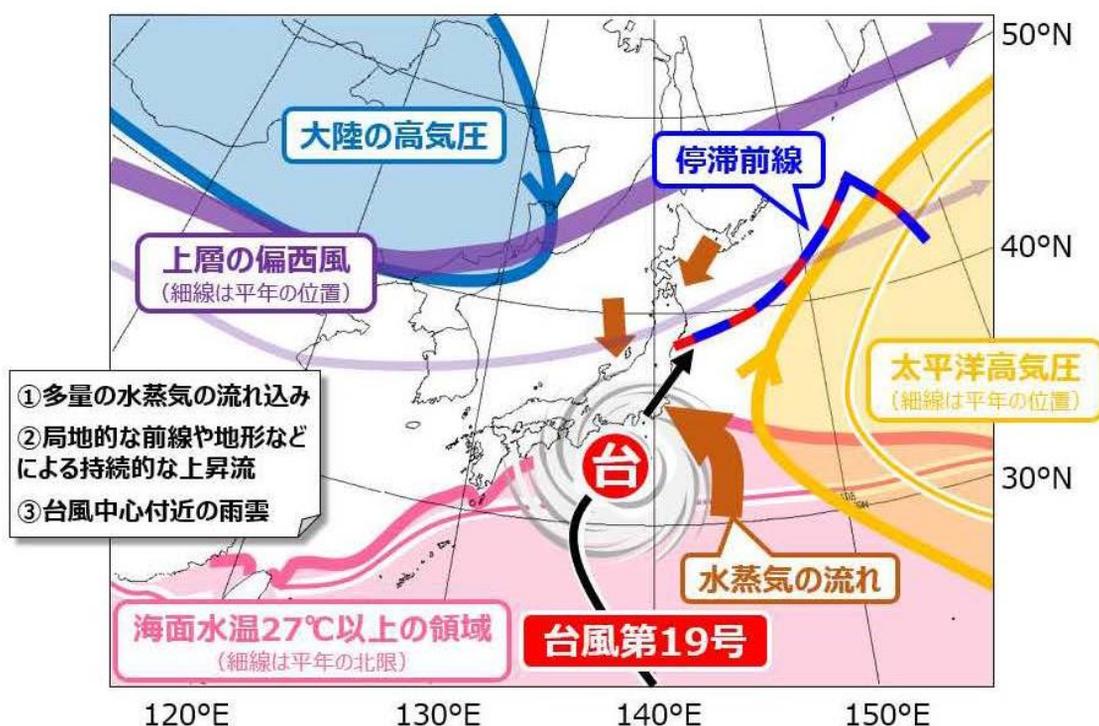


図11 台風第19号による記録的な大雨の気象要因のイメージ図

3-1 大型で非常に強い勢力をもった台風の接近による多量の水蒸気の流れ込み

大型で非常に強い勢力をもった台風が本州に接近したことにより、東北・北陸・関東甲信・東海地方では多量の水蒸気が流れ込んだ。ただし、これらの地方の間でも、水蒸気の流れ込みの状況はそれぞれ以下のとおり異なっていた。

- 三重県から宮城県付近にかけての本州太平洋側では、台風が大型で比較的ゆっくりと北上したことにより、東または南東の風が非常に強まり、台風周辺の多量の水蒸気が長時間流れ込むこととなった。
- 新潟県付近では、台風と大陸の高気圧との間で気圧の傾きが大きくなったことにより、北よりの風が強まり、日本海からの水蒸気が流れ込むこととなった。
- 岩手県付近では、南側に停滞前線が位置していたことにより、台風接近に伴い北東の風が強まり、水蒸気が流れ込むこととなった。

3-2 局地的な前線の強化及び地形などによる持続的な上昇流の形成

3-1 で示した3つの地方（三重県から宮城県付近にかけての本州太平洋側、新潟県付近、岩手県付近）では、3-1の要因による水蒸気の流れ込みが、地形の効果に伴う上昇流となって、雨雲を発達させた。

本州付近では、台風接近前に寒気が南下したことで、関東甲信地方から福島県付近までのびる局地的な前線（3-1に示した停滞前線とは別）が形成されていた。さらに、台風の接近に伴い、暖かい空気が太平洋側から流れ込むことによりこの前線が強化され、持続的な上昇流が形成されていた（図12）。このため、3-1で示した多量の水蒸気が、この上昇流により降雨となり、関東甲信地方から福島県付近において、平野部も含めて雨量を増加させることとなった（図13(左)）。

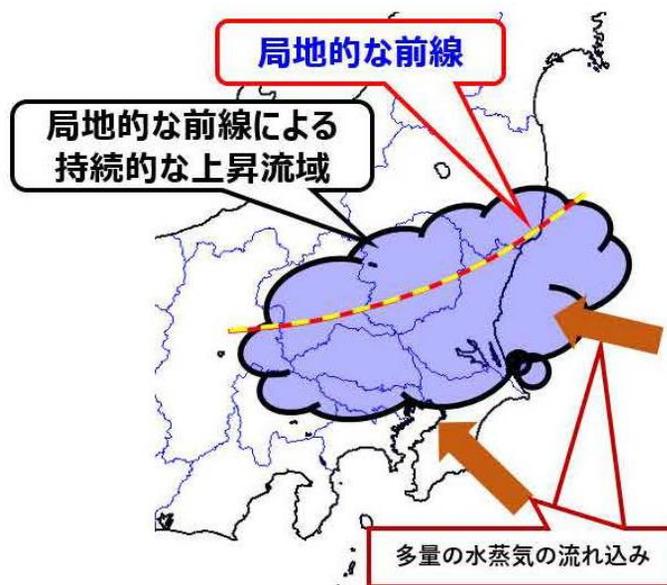


図12 関東甲信地方付近における台風接近時(12日15時頃)の気象要因のイメージ図。局地的な前線の詳細は現在調査中であり、大まかな位置を示している。

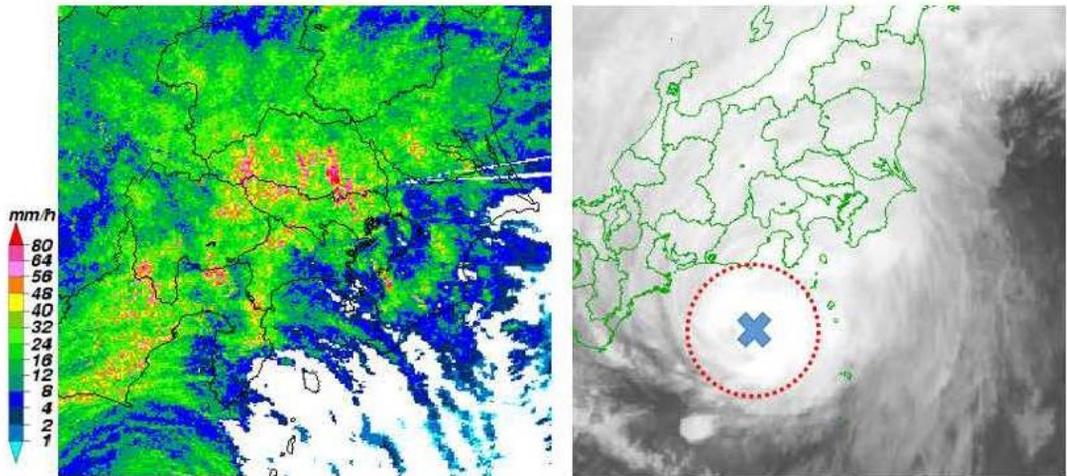


図13 12日15時の降水強度(左)。関東地方は発達した雨雲に覆われている。12日15時のひまわりの赤外画像(右)。×は台風を中心位置、点線は台風中心付近の雨雲を示す。

3-3 台風中心付近の雨雲の通過

台風中心付近の雲域(図13(右))は、上陸前の海上では同心円状に広がっていたが、静岡県に上陸したと共にその形を崩しながら、関東甲信地方と東北地方を通過した(図14)。さらに、神奈川県箱根などの降水量の時系列(図7、図8)から見られるように、台風の北に広がる雨雲に伴う降水に加えて、台風中心付近の雨雲通過時も降水量が多かった。

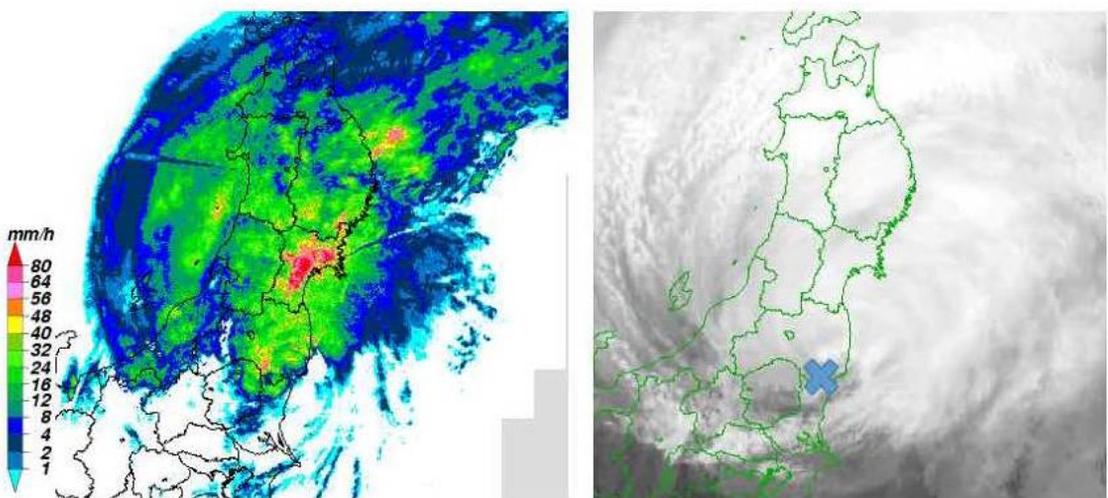
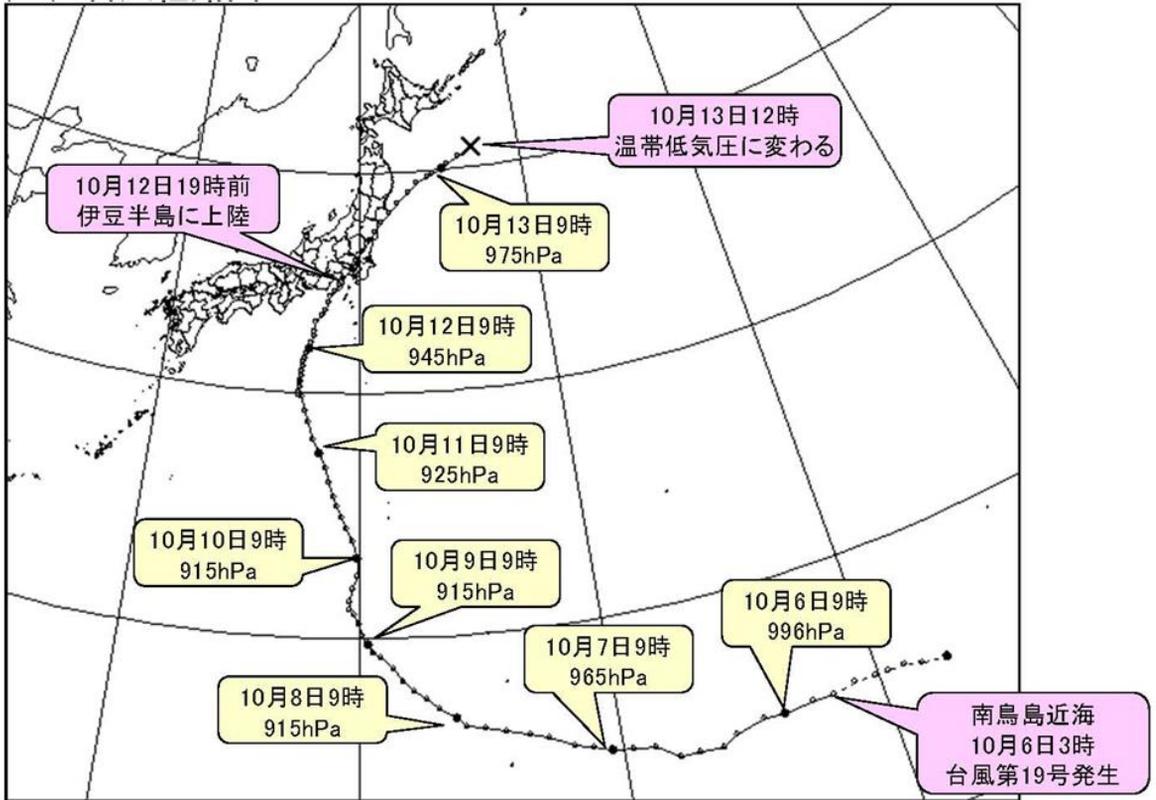


図14 13日00時の降水強度(左)。台風中心の北側では発達した雨雲に覆われている。13日00時のひまわりの赤外画像(右)。×は台風を中心位置を示す。

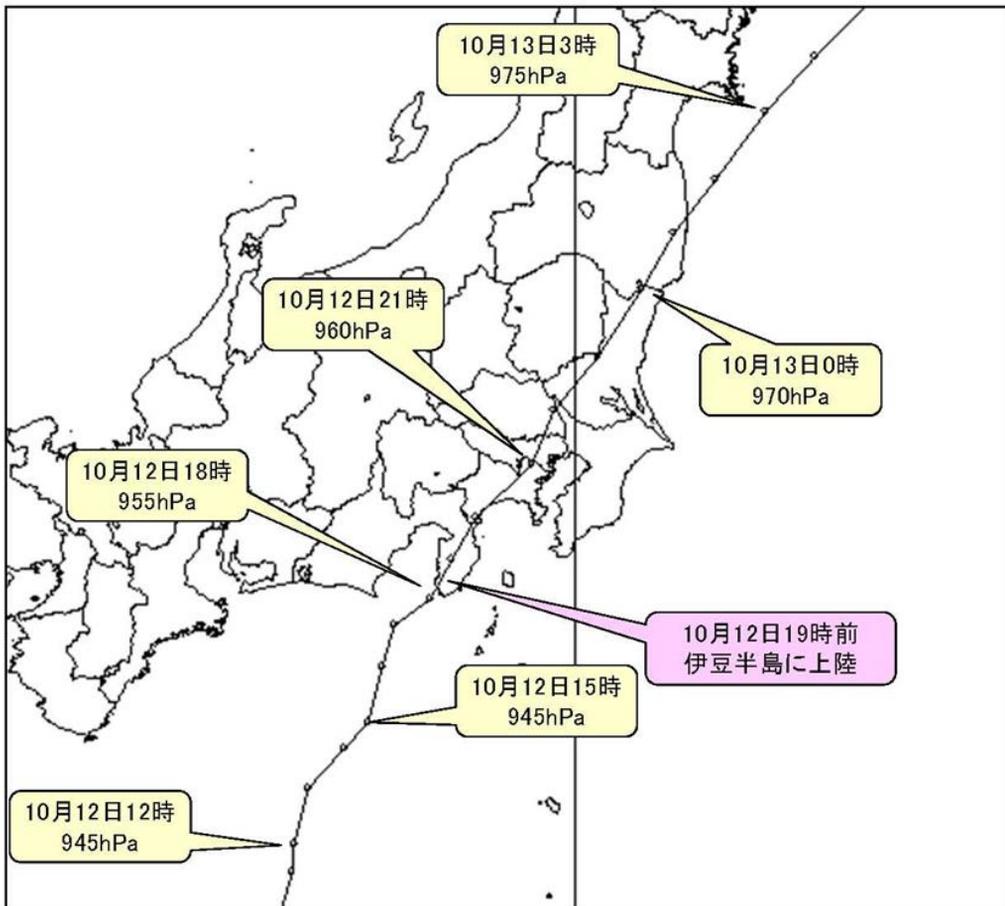
(1) 台風経路図

(出典：宇都宮地方气象台)



台風第19号 経路図 (日時、中心気圧 (hPa)) 速報解析※

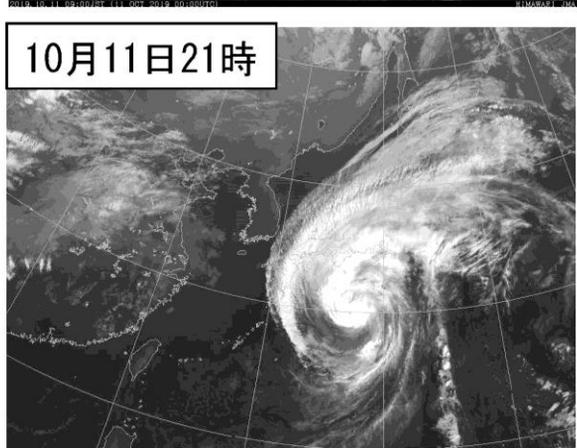
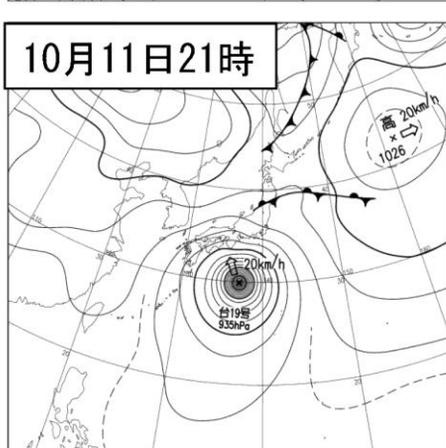
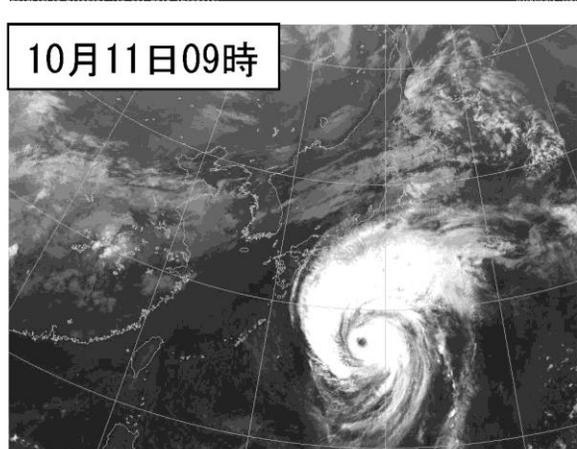
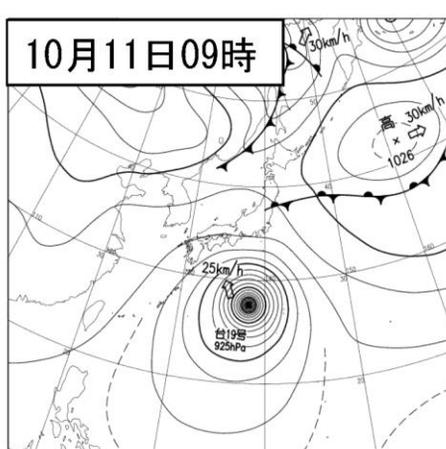
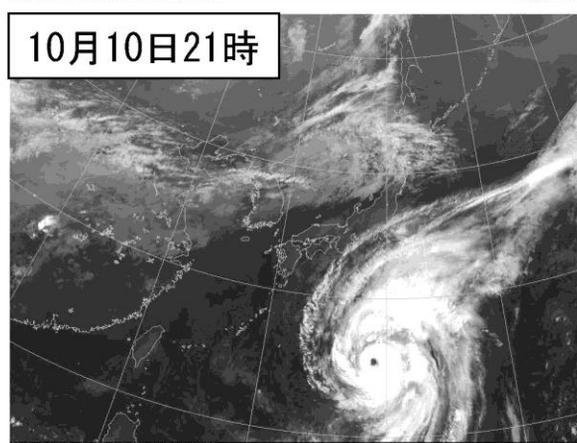
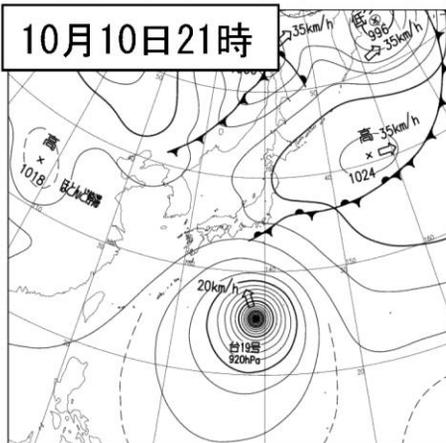
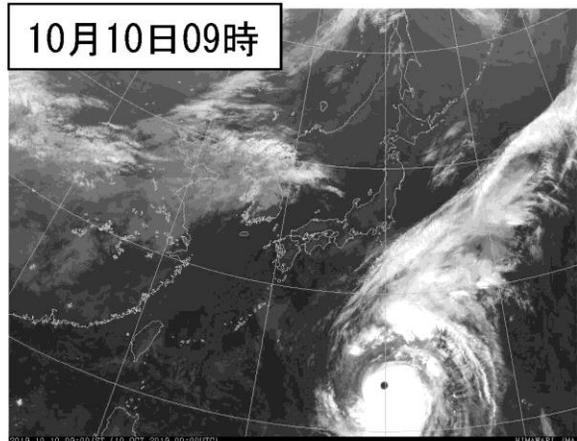
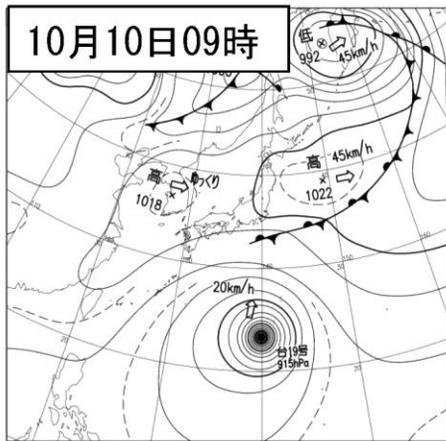
※点線の経路は熱帯低気圧時の経路を示しています。

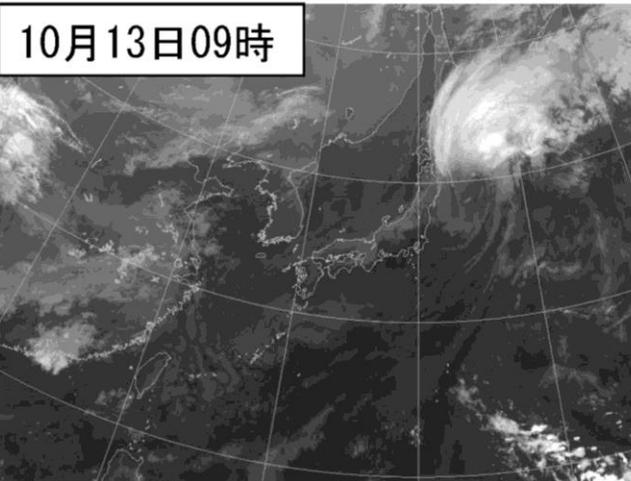
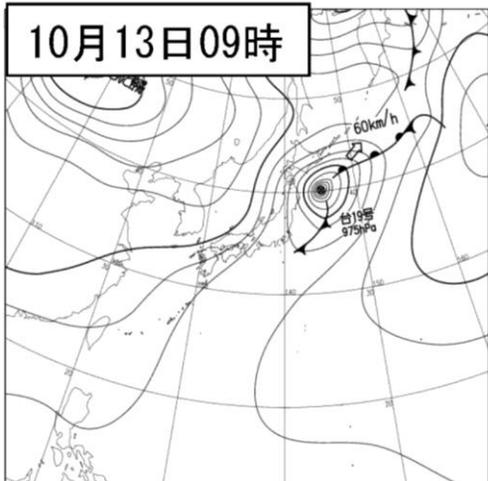
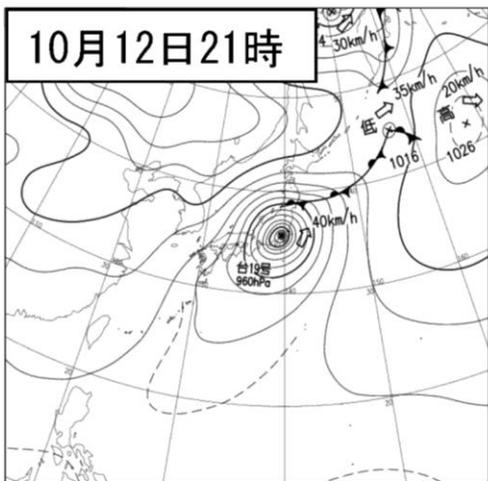
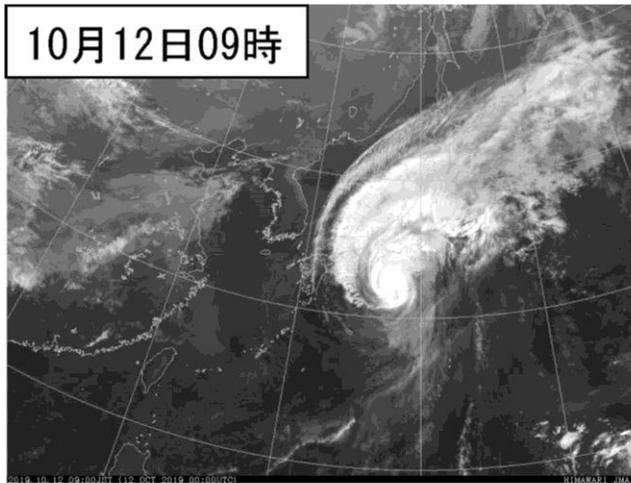
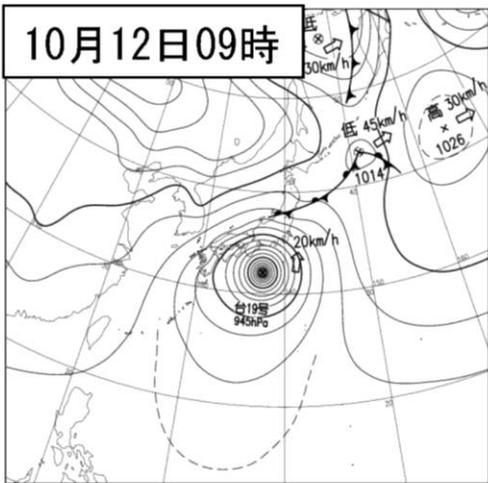


台風第19号 経路図 (日時、中心気圧 (hPa)) 速報解析 拡大

(2) 地上天気図・気象衛星赤外面像

(10月10日09時～13日09時：間隔12時間)





(出典：宇都宮地方气象台)

② 気象情報（警報等発令状況等）

（小山市の状況）

10月11日	22:07	大雨・強風注意報【発表】、雷注意報【継続】
10月12日	6:19	大雨（浸水害）警報・洪水注意報【発表】 雷・強風注意報【継続】
10月12日	13:44	暴風・洪水警報【発表】 大雨（浸水害）警報・雷注意報【継続】
10月13日	2:20	強風注意報【発表】、大雨（浸水害）・洪水警報【継続】、暴風・雷注意報【解除】
10月13日	4:58	洪水警報・強風注意報【継続】、 大雨（浸水害）警報【解除】
10月13日	10:30	洪水警報【継続】、強風注意報【解除】
10月15日	10:23	洪水警報【継続】
10月16日	18:03	洪水警報【解除】

【雨量（10月11日～13日の累計）】

観測所	降り始め	降り終わり	累積雨量	補足事項
市消防本部	11日 1:35	12日23:20	232.5mm	時間雨量最高31.0mm (12日17:00～18:00)
出井 (国たばこ試験場)	11日 1:00	13日0:00	218.5mm	時間雨量最高24.0mm (12日16:00～17:00)

③ 各河川の水位等

【①水防団待機水位、②はん濫注意水位、③避難判断水位、④はん濫危険水位】

観測所（河川名）	最高水位	状 況	参 考
観晃橋（思川）	6.75m (12日23:50)	12日18:00①超過、18:30②超過、 21:00③超過、22:40④超過	①2.8m ②3.4m ③5.8m ④6.5m
乙女（思川）	9.83m (13日1:20)	12日19:00①超過、21:00②超過、 22:00③超過、22:50④超過	①3.0m ②5.5m ③7.7m ④8.7m
中里（巴波川）	5.27m (13日1:40)	12日16:30①超過、17:30②超過 13日0:20③超過	①2.0m ②2.7m ③5.1m ④5.5m
姿川橋（姿川）	4.07m (13日2:00)	12日17:30①超過、18:30②超過、 21:40③超過 13日1:40④超過	①1.5m ②2.0m ③3.4m ④3.9m
明治橋（田川）	4.69m (13日0:10)	12日16:00①超過、17:30②超過、 19:00③超過、19:30④超過	①1.6m ②2.2m ③3.0m ④3.5m



思川（観晃橋付近）

(2) 小山市の体制等

① 市の体制等

10月12日 6時19分、宇都宮気象台から小山市に大雨（浸水害）警報が発表されると同時に注意体制へ移行、同日9時に市役所に災害警戒本部を設置して第1次警戒態勢に移行する。16時には第2次警戒体制へ移行、同日20時に非常体制に移行し、災害警戒本部を災害対策本部に切り替える。

市内主要河川の河川水位が減少転じ、氾濫注意水位下回った（巴波川、鬼怒川の一部では、依然氾濫注意水位であった）ために、13日8時、対策本部の規模を縮小する。

12月27日9時をもって災害復興本部へ移行するが、なお非常体制を継続。市役所大会議室南に復興本部を設置しつつ、各部とも各々の執務室で業務を継続する。

10月12日	
6時19分	・宇都宮気象台発表「大雨（浸水害）警報、洪水注意報」に伴い注意体制に移行
8時30分	・市内11カ所の出張所を自主避難所として開設
9時00分	・第1次警戒体制に移行 ・小山第二小学校、若木小学校、間々田小学校、寒川小学校を自主避難所として開設 ・市内の各監視ポイントに職員を配置
14時00分	・豊田中学校、美田中学校、間々田中学校、羽川小学校を自主避難所として開設
15時00分	・小山第三小学校、豊田南小学校、萱橋小学校を自主避難所として開設
16時00分	・第2次警戒体制へ移行
16時20分	・「避難準備・高齢者等避難開始」を発令 中里（古家坪）、押切（新田）、中河原、乙女（川岸）、上生井、下生井、網戸、白鳥、生良、大字小山（思川西）、大行寺、立木、渋井、島田、飯塚
17時00分	・「避難勧告」を発令 中里（古家坪）、押切（新田）、中河原、乙女（川岸）、上生井、下生井、網戸、白鳥、生良、檜木、大字小山（思川西）、大行寺、立木、渋井、島田、飯塚、上石塚、下石塚、萩島、石ノ上、塩沢、間中
18時41分	・「避難準備・高齢者等避難開始」を発令 横倉新田、雨ヶ谷
19時30分	・「避難指示（緊急）」を発令 中里（古家坪）、押切（新田）、上泉（堀之内）
20時00分	・非常体制へ移行 ・災害対策本部設置
20時15分	・「避難勧告」を発令 下泉
20時50分	・「避難指示（緊急）」を発令 乙女（川岸）、上生井、下生井、網戸、白鳥、生良、檜木、大字小山（思川西）、大行寺、立木、渋井、島田
21時10分	・「避難指示（緊急）」を発令 上石塚、下石塚、萩島、石ノ上、塩沢、間中
10月13日	
1時00分	・「災害発生情報」を発令 石ノ上、塩沢、間中

② 国・県等への要請状況及び実績

令和元年10月の台風第19号の大雨に伴い、小山市は、豊穂川流域及び杣井木川流域の浸水被害を懸念し、市が仮設排水ポンプを設置するとともに、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所及び、独立行政法人水資源機構に、以下の通り、排水ポンプ車の出動を要請し排水作業に取り組みました。

○令和元年10月11日

豊穂川排水樋門に仮設排水ポンプ設置

(合計排水能力12.4m³/分)

○令和元年10月12日

16時30分 利根上・水資源機構へ排水ポンプ車の出動を要請

20時50分 豊穂川仮設ポンプ運転開始

21時00分 利根上ポンプ車(排水能力30m³/分)が雷電橋(中里)に到着

22時00分 利根上ポンプ車ポンプ運転開始

○令和元年10月13日

19時00分 水資源機構ポンプ車(排水能力60m³/分)が雷電橋に到着

20時50分 水資源機構ポンプ車ポンプ運転開始

○令和元年10月14日

12時00分 利根上ポンプ車ポンプ運転終了(稼働時間約38時間)

○令和元年10月15日(火)

00時00分 水資源機構ポンプ車ポンプ運転終了(稼働時間約27時間)

(3) 避難状況

・避難所開設状況及び実績

10月12日～24日の13日間にわたり、避難所を開設しました。最大で19カ所の避難所に、1,804人が避難しましたが、10月13日夕に寒川小体育館を残し、全ての避難所を閉所しました。その後、22日から中里集会所へ移転し、24日全ての避難者が退所したことに伴い避難所を閉所しました。

【避難所開設等の推移】

10月12日	
8時30分	・全11カ所の出張所を自主避難者に開放
9時00分	・第1次警戒体制に移行 ・小学校4校（小山第二小・若木小・間々田小・寒川小）を自主避難所として開設
14時00分	・小学校1校（羽川小）、中学校3校（間々田中・豊田中・美田中）を自主避難所として開設
15時00分	・小学校3校（小山第三小・豊田南小・萱橋小）を自主避難所として開設
16時00分	・第2次警戒体制に移行 ・自主避難者に開設していた出張所を順次閉所 ・学校施設（11カ所）については指定避難所へと移行
18時30分	大谷東小に指定避難所を開設
20時50分	・小学校5校（小山城南小・旭小・小山城北小・大谷南小・大谷北小）、中学校2校（小山第三中・小山城南中）に指定避難所を開設し、全19学校に避難所を開設
10月13日	
6時30分	・避難所（19カ所）のうち、小山城北小・若木小・大谷北小・萱橋小・羽川小・小山第三中・小山城南中を閉所
12時00分	・避難所（12カ所）のうち、小山第二小・小山城南小・旭小・大谷東小・大谷南小・間々田小・豊田南小・間々田中・豊田中を閉所
12時30分	・避難所（3カ所）のうち、小山第三小を閉所
15時30分	・避難所（2カ所）のうち、美田中を閉所 ・避難所は寒川小のみ
10月22日	
10時00分	・寒川小から中里集会所へ避難所移転
10月24日	
13時00分	・中里集会所を閉所

【避難者数の推移】

指定避難所	延べ数		10月12日		10月13日		10月14日		10月15日		10月16日		10月17日	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
寒川小学校	233	480	76	139	76	139	17	41	13	30	9	23	10	23
美田中学校	254	628	127	314	127	314	0	0	0	0	0	0	0	0
間々田小学校	112	248	56	124	56	124	0	0	0	0	0	0	0	0
間々田中学校	156	412	78	206	78	206	0	0	0	0	0	0	0	0
若木小学校	236	520	118	260	118	260	0	0	0	0	0	0	0	0
萱橋小学校	80	248	40	124	40	124	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田中学校	98	240	49	120	49	120	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田南小学校	96	188	48	94	48	94	0	0	0	0	0	0	0	0
小山第二小学校	130	174	65	87	65	87	0	0	0	0	0	0	0	0
小山第三中学校	36	106	18	53	18	53	0	0	0	0	0	0	0	0
小山第三小学校	36	104	18	52	18	52	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷南小学校	36	100	18	50	18	50	0	0	0	0	0	0	0	0
羽川小学校	42	100	21	50	21	50	0	0	0	0	0	0	0	0
小山城北小学校	22	68	11	34	11	34	0	0	0	0	0	0	0	0
小山城南小学校	36	66	18	33	18	33	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷東小学校	22	44	11	22	11	22	0	0	0	0	0	0	0	0
小山城南中学校	18	38	9	19	9	19	0	0	0	0	0	0	0	0
旭小学校	24	38	12	19	12	19	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷北小学校	4	8	2	4	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,671	3,810	795	1,804	795	1,804	17	41	13	30	9	23	10	23
指定避難所	10月18日		10月19日		10月20日		10月21日		10月22日		10月23日		10月24日	
学校名	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
寒川小学校	8	19	7	17	5	14	5	14	3	8	3	9	1	4
美田中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間々田小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間々田中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若木小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萱橋小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田南小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山第二小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山第三中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山第三小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷南小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽川小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山城北小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山城南小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷東小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山城南中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷北小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	19	7	17	5	14	5	14	3	8	3	9	1	4

(4) 小山市の災害対応

① 排水対策

令和元年10月の台風第19号の大雨により浸水被害が発生した豊穂川流域及び杣井木川流域では、市が設置する仮設排水ポンプ、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所及び独立行政法人水資源機構の排水ポンプ車により、洪水の速やかな排水に努めました。

市では、再び被災してしまったことを重く受け止め、排水強化対策が完了するまでの「緊急排水対策」として、令和元年10月の専決補正として、公共下水道事業の調整池用地を令和2年の出水期前までに前倒し掘削（貯留容量約18,000m³）するとともに、排水ポンプ車（排水能力30m³/分）2台、水のう（約2,400m）を購入することとしました。

併せて、豊穂川、小山栃木排水路、立木排水路の整備完了を令和7年度に前倒しするよう取り組み、杣井木川の河川整備についても整備完了を前倒しするよう栃木県に要望しています。

ア 排水機場等

稼働状況

排水機場	運転開始時刻	運転停止時刻
杣井木川排水機場	10/12 16時44分	10/13 14時15分
杣井木川排水機場 (仮設ポンプ)	10/12 18時00分	10/14 6時00分
国土交通省 排水ポンプ車 (排水能力30m ³ /分)	10/12 22時00分	10/14 12時00分
水資源機構 排水ポンプ車 (排水能力60m ³ /分)	10/13 20時50分	10/15 0時00分
塩沢排水機場	10/12 19時30分	10/14 0時10分
塩沢排水機場 (仮設ポンプ)	10/13 14時30分	10/13 15時45分
荒川・新荒川排水機場	10/12 17時09分	10/14 21時00分
間々田乙女排水機場	10/12 17時55分	10/15 22時05分
与良川第一排水機場	10/12 19時00分	10/16 18時00分
国土交通省 排水ポンプ車 (排水能力 30m ³ /分)	10/13 6時50分	10/14 12時00分
与良川第二排水機場	10/12 16時25分	10/17 5時00分

排水機場	運転開始時刻		運転停止時刻	
小山栃木排水路 仮設ポンプ3台	10/12	22時15分	10/13	5時18分
立木排水路 仮設ポンプ3台	10/12	21時40分	10/13	4時21分

機能及び諸元

【杣井木川排水機場】

【1・2号機】

設置年	平成7年
排水量	1.5m ³ /秒×2台
口径	900mm
原動機	ディーゼル駆動
流域面積	1,200ha

【3・4号機】

設置年	平成21年
排水量	1.5m ³ /秒×2台
口径	800mm
原動機	電気駆動

【塩沢排水機場】

設置年	平成15年
排水量	2.6m ³ /秒×2台
口径	1,200mm
原動機	電気駆動
流域面積	475ha

【荒川排水機場】

設置年	昭和39年
排水量	5.0m ³ /秒
口径	1,500mm
原動機	ディーゼル駆動
流域面積	1,440ha

【新荒川排水機場】

設置年	平成7年
排水量	①5.0m ³ /秒 ②5.0m ³ /秒 ③1.0m ³ /秒
口径	①1,500mm ②1,500mm ③700mm
原動機	電気駆動
流域面積	1,806ha

【間々田乙女排水機場】

設置年	平成27年
排水量	1.91m ³ /秒×2台
口径	900mm
原動機	電気駆動
流域面積	323ha

【与良川第一排水機場】

設置年	昭和47年
排水量	7.53m ³ /秒×2台
口径	1,800mm
原動機	電気駆動
流域面積	3,990ha

【与良川第二排水機場】

設置年	昭和59年
排水量	①4.00m ³ /秒 ②4.00m ³ /秒 ③1.33m ³ /秒 ④1.33m ³ /秒
口径	①1,350mm ②1,350mm ③800mm ④800mm
原動機	ディーゼル駆動
流域面積	3,450ha



【巴波川雷電橋
水資源機構 排水ポンプ車】



【与良川排水機場の様子】

イ 道路等

通行止め状況

令和元年10月12日

- ・ 16時10分 能開大東側市道通行止
- ・ 16時15分 市道15号線通行止
- ・ 17時15分 能開大南側東西の道路通行止
- ・ 18時28分 杣井木泉橋通行止
- ・ 18時35分 押切新田橋通行止
- ・ 20時25分 善長寺橋通行止
- ・ 21時40分 雨ヶ谷鈴木美容室通行止
- ・ 21時40分 小宅橋通行止
- ・ 22時20分 市道40号と4327号線交差点通行止
- ・ 23時00分 姿川橋通行止
- ・ 23時20分 乙女サンスポーツ通行止
- ・ 23時30分 市道15号線通行止解除

令和元年10月13日

- ・ 1時20分 能開大東側、南側市道通行止解除
- ・ 2時15分 雨ヶ谷鈴木美容室通行止解除
- ・ 3時20分 小宅グラウンド道路通行止
- ・ 3時30分 小宅地内市道8号線通行止
- ・ 3時40分 島田橋通行止
- ・ 3時55分 下石塚市道7号線通行止
- ・ 5時20分 中河原地内市道33号線通行止
- ・ 6時00分 島田橋通行止解除
- ・ 6時15分 市道40号石ノ上交差点通行止
- ・ 7時45分 下石塚市道7号線通行止解除
- ・ 8時05分 乙女サンスポーツ通行止解除
- ・ 9時00分 本郷橋北側水路冠水通行止
- ・ 10時15分 間々田東小南通行止解除
- ・ 10時25分 中河原地内市道33号線通行止解除
- ・ 11時10分 市道40号線と4327号線交差点通行止解除
- ・ 11時45分 下泉市道4561号線通行止
- ・ 13時20分 善長寺橋通行止解除
- ・ 13時50分 上泉市道4010号、4011号通行止
- ・ 15時15分 下泉市道4561号線通行止解除
- ・ 16時05分 姿川橋通行止解除
- ・ 16時50分 市道40号石ノ上交差点通行止解除
- ・ 17時30分 下泉市道4010、4011号通行止解除

令和元年10月14日

- ・ 10時00分 杣井木泉橋、押切新田橋通行止解除
- ・ 10時30分 本郷橋通行止解除

土嚢配布状況

- | | | | |
|----------|-----|---|------|
| ・ 10月9日 | 1件 | 計 | 20袋 |
| ・ 10月10日 | 3件 | 計 | 50袋 |
| ・ 10月11日 | 16件 | 計 | 170袋 |
| ・ 10月12日 | 11件 | 計 | 122袋 |

土嚢積み状況

- | | | |
|----------|---|------|
| ・ 島田橋西側 | 計 | 200袋 |
| ・ 雨ヶ谷 | 計 | 500袋 |
| ・ 堀之内橋東側 | 計 | 150袋 |

道路パトロール実施状況

令和元年10月12日

- ・ 8時45分 市内土嚢集積所のパトロール開始
- ・ 9時30分 市内パトロール（異常なし）
 - ・ 小山アンダー 2, 3, 4, 5
 - ・ 城北調整池周辺
 - ・ 雨ヶ谷第一調整池周辺
- ・ 11時20分 (本部から) 犬塚 2 丁目地内冠水の恐れ
→道路課要員を現地派遣
- ・ 11時20分 (本部から) 間々田 5 料団地南調整池が溢水の恐れ
→道路課要員を現地派遣 (一時的に水位が高くなったもの)
- ・ 11時30分 (建築指導から) 能開大前の県・市道が冠水、通行止めを準備
→道路課要員を現地に派遣
- ・ 14時15分 市内巡回パトロール開始
 - ・ 小山アンダー 3, 4
 - ・ 杣井木川 (新田橋、泉橋) 他
- ・ 15時00分 (本部から) 宮戸川で溢水の恐れ→道路課要員を現地派遣
- ・ 15時10分 (道路課パトロールから) 能開大付近、県道20cmの冠水
→小山で現地確認
- ・ 15時20分 内部通報、笹原線区画整理境冠水→道路課要員を現地派遣
- ・ 16時20分 (大谷東小から) 校庭西側の倒木の恐れ→道路課要員を現地派遣
- ・ 17時30分 三峯 2 丁目道路冠水情報→道路課要員を現地派遣
- ・ 17時45分 野木幹線城山スクリーンのつまり→道路課要員を現地派遣
- ・ 17時50分 間々田駅自由通路屋根破損→道路課要員を現地派遣
- ・ 19時20分 旧堀之内橋水門閉鎖依頼→道路課要員を現地派遣
- ・ 19時55分 (本部から) 福良で倒木の連絡→道路課要員を現地派遣
- ・ 21時50分 (本部から) 福良で倒木の連絡→道路課要員を現地派遣

令和元年10月13日

- ・ 0時45分 豊穂川三立調査設計付近で溢水→道路課要員を現地派遣

② 情報発信

令和元年10月12日から13日（未明）にかけての、台風第19号による大雨に対応として、市では、ホームページ・安全安心メール・市SNS・Facebook、Twitter）・エリアメール・コミュニティFMおーラジやテレビ小山放送をはじめとする各メディアを通じ、下記のとおり市民の皆さまが安全に行動できるようお知らせしました。

- 10/11 17:38 自主避難のため出張所を開設
- 10/11 18:05 台風接近に伴う処置
- 10/12 7:55 避難所開設情報
（間々田小学校、小山第二小学校、若木小学校、寒川小学校）
- 10/12 14:28 自主避難所開設情報
（豊田中学校、美田中学校、間々田中学校、羽川小学校）
- 10/12 15:18 自主避難所開設情報
（小山第三小学校、豊田南小学校、萱橋小学校）
- 10/12 16:34 避難所混雑情報（間々田小学校）
- 10/12 16:46 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）発令情報
中里（古家坪）、押切（新田）→寒川小学校 中河原→萱橋小学校
乙女（川岸）、上生井、下生井→間々田小学校 網戸、白鳥、生良
→間々田小学校 大字小山（思川西）、大行寺→若木小学校 立木
→豊田南小学校 渋井、島田→豊田中学校 飯塚→羽川小学校
- 10/12 17:07 避難勧告（警戒レベル4）発令
中里（古家坪）、押切（新田）→寒川小学校 中河原→萱橋小学校
乙女（川岸）、上生井、下生井、檜木、網戸、白鳥、生良→間々田
中学校 大字小山（思川西）、大行寺→若木小学校 立木→豊田南
小学校 渋井、島田→豊田中学校 飯塚→羽川小学校 上石塚、下石
塚、萩島、石ノ上、塩沢、間中→美田中学校
- 10/12 17:25 小山市内 道路通行止め等情報
関東職業能力開発大学校前（大字横倉）
イオン小山店南側（大字中久喜）
- 10/12 17:53 小山市内 道路通行止め等【解除】情報
イオン小山店南側（大字中久喜）
- 10/12 18:41 避難所開設情報（大谷東小学校）
混雑情報（間々田小学校・間々田中学校）
- 10/12 18:46 台風19号関連情報（避難所・避難者数）
- 10/12 19:11 小山市内 道路通行止め等情報
関東職業能力開発大学校前（大字横倉）
杣井木泉橋・押切新田橋

- 10/12 19:49 避難指示(警戒レベル4)発令情報
中里(古家坪)、押切(新田)、上泉(堀ノ内)→寒川小学校
避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)
横倉新田、雨ヶ谷→大谷東小学校
- 10/12 20:22 河川情報(永野川 氾濫危険水位)
- 10/12 20:27 避難勧告(警戒レベル4)発令情報
下泉 → 美田中学校
- 10/12 21:02 避難指示(警戒レベル4)発令情報
乙女(川岸)、上生井、下生井、檜木、網戸、白鳥、生良→大谷
北小学校、大谷南小学校、大谷東小学校
立木、大字小山(思川西)、渋井、島田、大行寺→小山第三中
学校、小山城南中学校、小山城南小学校、旭小学校、小山城北小
学校
- 10/12 21:11 避難指示(警戒レベル4)発令情報
上石塚、下石塚、萩島、石ノ上、塩沢、間中→美田中学校
- 10/12 21:20 河川情報(思川) 警戒レベル3相当情報「洪水」
- 10/12 21:37 河川情報(思川) 「氾濫危険水位」にまもなく到達する見込み
- 10/12 22:13 避難所混雑情報(美田中学校)
- 10/12 23:44 河川情報(思川) 「氾濫危険水位(8.7m)」を超過し、9.35mに
達しました。
- 10/13 0:31 河川情報(巴波川) 「氾濫注意水位(2.7m)」を大きく超過「避
難判断水位(5.1m)」にも到達しようとしています。
- 10/13 0:44 越水情報(思川 石ノ上橋下流右岸)
間中地区、塩沢地区、石ノ上地区が浸水します。
- 10/13 1:01 災害発生(警戒レベル5) 情報
間中地区、塩沢地区、石ノ上地区
- 10/13 1:45 越水情報(思川 間中橋下流左岸)
栗宮、千駄塚地区はご注意ください。
- 10/13 2:04 河川水位情報
思川水位 観晃橋 6.52m 乙女 9.80m
巴波川水位 中里 5.27m
- 10/13 2:29 河川水位情報(雨ヶ谷地区 大川支川) 水位低下
- 10/13 2:39 道路通行止め等情報
関東職業能力開発大学校前(大字横倉)
杣井木泉橋、押切新田橋
サンスポーツ東側交差点付近(間々田)
姿川橋東側(南半田)
石ノ上橋東側信号機付交差点付近(石ノ上)
結城市との境、善長寺橋
50号線大行寺高架下
- 10/13 2:49 越水情報(思川 石ノ上橋下流右岸)
消防による水防工法により、越水が食い止められる。

- 10/13 3:41 道路通行止め等情報
市道7号線から旧道に入り小宅グラウンドに向かう道路
- 10/13 4:10 道路通行止め等情報
小宅橋流失・市道33号線（中河原地区東側の市道）
- 10/13 4:29 越水情報（思川 間中橋下流左岸）
越水は治まる
- 10/13 4:43 河川情報
思川の観晃橋（5.73m）と巴波川の中里（5.09m）は、避難判断水位を下回る。乙女は、氾濫危険水位となっています。
- 10/13 6:29 道路通行止め等情報
石ノ上橋 西側交差点付近
- 10/13 6:41 道路通行止め等情報
中小学校北側県道（旧50号）
- 10/13 8:51 道路通行止め解除等情報
サンスポーツ東側交差点付近（間々田）
市道7号線と県道小山岩舟線（旧国道50号）の交差点から北に200mまでの区間
- 10/13 9:44 道路通行止め等情報
南小林「いちごの里」東南の巴波川にかかる本郷橋の北側
- 10/13 11:49 道路通行止め解除等情報
市道33号線（中河原地区東側の市道）
- 10/13 12:59 避難所閉鎖情報 寒川小学校・美田中学校以外
- 10/13 13:30 道路通行止め等情報
下泉公民館の西側の南北の通り
- 10/13 14:02 道路通行止め解除等情報
結城市との境、善長寺橋
- 10/13 14:37 道路通行止め等情報
上泉地内 市道4011号線 上泉公民館から南へ約170mの区間
- 10/13 16:25 避難情報【一部解除】
小山市内の各河川が避難判断水位の低下に伴い
中里（古家坪）、押切（新田）、大行寺、大字小山（思川西）、立木、渋井を除き、解除。
- 10/14 16:30 避難情報【解除】 避難指示（警戒レベル4）
- 10/16 18:12 気象警報【解除】 暴風警報
- 10/16 18:14 気象警報【解除】 洪水警報

③ 水防活動

10月12日から13日に、消防職員延べ206隊668人、消防団員延べ209隊1,498人が水防活動等を実施し、救命ボート及び背負い救出などにより23世帯31人（小山市のみ）の救助活動を実施した。

- ・土のう設置 1,430袋（小山市1,380袋・野木町50袋）
- ・警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）発令に伴う、車両による避難情報広報活動
- ・警戒レベル4（避難勧告）発令に伴う、車両による避難情報広報活動
- ・警戒レベル4（避難指示（緊急））発令に伴う、戸別訪問による広報活動
- ・ボートによる救出・積み土のう・河川警戒・道路冠水調査・道路障害物（倒木）除去等

また、思川（石ノ上地内）の越水に伴い、堤防上に土のうを設置し被害拡大を防止した功績を称え、市長が小山市消防団第13分団を表彰。



【小山市大字白鳥：与良川第2排水機場】



【小山市大字押切】



【小山市大字上泉 螢橋付近】

(5) 被害の状況

① 住家等家屋関係

住家等の被害状況調査は、台風第19号が通過した翌日の10月13日に開始した。総勢78名の職員が15班に分かれ、被害の大きかった大行寺、立木、押切地区を中心に884棟を調査し、聞き取りや外観から床上・床下浸水等の判定を行った。翌14日以降は、資産税課の職員が中心となり調査を行った。

令和2年3月1日現在で調査棟数1,292棟、床上浸水269棟、床下浸水277棟、被害家屋合計は546棟となっている。

台風第19号 家屋の被害状況調査

(調査期間 令和元年10月13日～令和2年3月1日現在)

主な原因	大字名	床上浸水	床下浸水	計	調査棟数
豊穂川	大行寺	212	154	366	579
	小山	0	8	8	62
	立木	11	27	38	225
思川	萩島	0	1	1	38
	島田	0	3	3	136
	塩沢	2	3	5	7
	石ノ上	0	1	1	1
杣井木川	押切	17	10	27	65
	中里	11	0	11	11
	南小林	2	29	31	39
田川	田川	1	0	1	14
巴波川	上泉	1	17	18	18
	下泉	0	3	3	3
	生駒	1	0	1	1
雨水	大川島	0	1	1	61
	横倉新田他	11	20	31	32
合計		269	277	546	1,292

② 公共施設関係

ア 河川関係

施設名	被害状況	対応
豊穂川パラペット倒壊	豊穂川排水樋門上流左岸パラペットが傾く(約11m)	市により仮復旧済み 県により災害復旧事業で復旧する
豊穂川護岸ブロック崩れ	新川橋左右岸護岸ブロックが崩れる(右岸約10m、左岸約10m)	市により復旧する
巴波川堤内(中里地区)	堤内にて増水した河川との水頭差で湧水が発生	国土交通省利根川上流河川事務所藤岡出張所に対応依頼

イ 道路関係

河川の増水により思川に架かる「小宅橋」の流失をはじめ、路肩・法面が崩れたり、市内の道路や側溝などに土砂等が侵入し、通行障害が発生したため除去作業や清掃作業時を実施した。

施設名	被害状況
橋梁流失(大字飯塚)	小宅橋が思川の増水によって一部流失、他複数径間に被害【全面通行止】
道路流失(大字小宅)	栃木市からの越水で市道8号線の一部が流失、橋及び路体が崩壊【全面通行止】
路肩、法面崩れ	市内44カ所の道路の路肩や法面が崩れが発生し、通行障害が発生
わら漂着(押切、中里、萩島、石ノ上、南小林、上泉、下泉、南半田、小宅、田間など)	杣井木排水機場周辺など市内57箇所で大量のわらが漂着、道路等の通行障害が発生【撤去作業】
側溝、路面清掃	市内44カ所の道路の側溝や路面に土砂等が侵入し、通行障害が発生したため清掃作業時を実施
土砂撤去	市内7カ所において、道路に堆積した土砂等を作業員により除去作業を実施【撤去作業】
護岸破損(大字下泉)	杣井木川の増水により、杣井木泉橋の左岸護岸が破損【撤去作業】



【小山市大字小宅 8-2号橋】



【小山市大字小宅 小宅橋】

ウ 上水道施設関係

日時	被害状況
令和元年10月12日 18時42分頃	喜沢取水塔河川占用隣接法面崩落発見
令和元年10月13日 2時05分頃	鶉島浄水場浸水による浄水濁度異常 (異常発生時は配水していない) 以降、鶉島浄水場運転停止
令和元年10月14日	【浄水場被害状況調査結果】 鶉島浄水場において機械・電気設備の一部故障 鶉島浄水場配水池濁水混入 深井戸3号井電気設備の一部故障 羽川西浄水場表流水取水流量計故障



【喜沢取水塔河川占用隣接法面崩落】



【鶉島浄水場進入口の状況】

エ 公園等関係

令和元年10月12日の台風第19号の大雨による河川増水により、年間約7万人以上に利用されている思川緑地や石ノ上河川広場などが被災し、ソフトボール場やサッカー場などのスポーツ施設に大量の土砂や草木が堆積し、使用不可能な状況となる被害を受けました。

施設名	被害状況	対応
思川緑地 (全体面積：164,419㎡)	被害面積：65,830㎡ 土砂堆積：6,490㎡ 野球場2面・ソフトボール場4面・テニスコート4面・サッカー場1面・ゲートボール場・駐車場に土砂堆積、野球場・ソフトボール場・陸上トラックの表土洗堀、バックネットなどの施設の破損・流失	復旧工事
思川アプローチ広場前芝生 (全体面積：10,600㎡)	被害面積：8,510㎡ 土砂堆積：2,540㎡	復旧工事
石ノ上河川広場 (全体面積：117,400㎡)	被害面積：60,650㎡ 土砂堆積：7,680㎡ 広場及び園路に土砂堆積	復旧工事
思川散策路	通路破損 50m 鷺城西側周辺通路	復旧工事



【思川緑地：土砂堆積、表土が流出した野球場の状況】



【土砂が堆積した石ノ上河川広場】

オ 教育施設関係

施設名	被害状況	対応
小山中学校	校庭浸水 (50~70cm程度) 校庭汚泥堆積 (5~7cm程度)	校庭・中庭の汚泥撤去及び整備 (令和元年12月6日(仮復旧)、使用再開) 仮復旧のち、校庭・中庭の洗堀箇所の補修、 砂入れ、均し工事(令和元年12月27日完了)
中小学校	体育館床上浸水 (10cm程度) 体育館東側フェンス 倒壊	体育館床張り替え及びフェンスの復旧 (令和2年3月13日完了)



【小山中学校校庭】



【中小学校体育館周囲】

カ 市営住宅

施設名	被害状況	対応
押切市営住宅	床上浸水 3棟 6部屋	各所消毒、床張替え、畳交換 (令和元年10月21日完了)



【押切市営住宅外観(10月13日午前)】



【押切市営住宅 内部被災状況】

キ 公民館施設

施設名	被害状況	対応
押切集会所	集会所建物水没（床上70cm）による ・施設内汚水流入 ・各部屋の床・壁・扉・引き戸・畳・建具類の破損、歪み、汚染 ストーブ3台故障 テーブル2台破損	空調機取替他工事 畳・内装等の復旧工事 建具交換工事 （令和2年1月29日全工事完了） ストーブ3台 （令和2年1月14日納品） テーブル2台 （令和2年1月24日納品）



【押切集会所外観】



【押切集会ホール内の模様】

ク グラウンド

施設名	被害状況	対応
小宅グラウンド （全体面積：9,897.6㎡）	堆積土砂面積：4,000.0㎡ （平均厚8cm）	復旧工事
川西グラウンド （全体面積：13,721.7㎡）	堆積土砂面積：11,540.0㎡ （平均厚3cm） バックネット損壊、ベンチ等備品転倒	復旧工事

③ 農業関係

ア 農作物

令和元年10月12日から13日（未明）にかけて、台風19号の大雨によるほ場への冠水が見られました。

台風通過後の13日の午前から農政課職員にて主に目視による現地確認、また同じく現地確認を実施したJAおやまや栃木県南共済組合との情報の共有、さらに小山市農業委員からの担当地区での被害報告もあわせ、市内の農業被害の把握を行いました。

作物では、イチゴ、にら、そば、ブロッコリー、大豆、ねぎ、レタスなどで被害金額96,184千円、また農業用施設ではイチゴハウスの防除機や井戸ポンプなど園芸関連施設で被害金額20,055千円が確認されました。

また、冠水したほ場では稲わらの堆積が確認されました。

作物	戸数	被災面積 (ha)	被害金額 (千円)
いちご	9	1.39	31,928
トマト (冬春)	1	0.89	32,060
にら (秋冬)	7	0.30	3,020
そば	20	18.34	9,833
大豆	20	10.00	1,918
ねぎ	2	0.67	1,794
はくさい	1	0.20	353
レタス	2	0.40	823
ブロッコリー	12	3.48	4,667
トルコキキョウ	2	0.18	9,788
計	76	35.85	96,184



【島田地内 大豆畑】



【大川島地内 ビニールハウス】

イ 農業関連施設

下都賀農業振興事務所、各土地改良区の協力を得て市内全域の調査を実施した結果、農地や農業用水路及び頭首工上取水地点の土砂堆積、揚水ポンプの水没等により28箇所の農地・農業用施設被害が見られました。

被災した農地・農業用施設は、国の農業施設災害復旧事業により復旧します。

(ア) 農地	2 箇所	被害金額 32,000千円
(イ) 揚水ポンプ	8 箇所	被害金額 14,500千円
(ウ) 頭首工	8 箇所	被害金額 16,800千円
(エ) 水路	8 箇所	被害金額 17,600千円
(オ) 農道	2 箇所	被害金額 5,000千円
被害合計	28 箇所	被害金額 85,900千円



萩島地内農地



塩沢地内揚水ポンプ

④ 商工関係

小山商工会議所、間々田商工会、小山市美田商工会、桑絹商工会と連携し市内中小企業者の被害状況の調査を行い50社の被害を確認しました。

(被害の内訳)

ア 建物損壊	2 社	エ 機械設備	27 社
イ 床上浸水	33 社	オ 商品等	24 社
ウ 床下浸水	9 社		

(6) 記録写真

【航空写真】



【小山大橋上空】



【小山市大字大行寺上空】



【思川上空：小山中学校】



【思川上空：JR両毛線】

【避難所の様子】



【寒川小学校】



【寒川小学校】

【ボランティア活動】



【被災者宅の清掃の様子】



【被災者宅の清掃の様子】



【被災者宅の清掃の様子】



【小山市大字渋井：災害ごみ仮置き場分別作業】

【災害ゴミ集積所】



【小山市大字渋井：災害ごみ仮置き場】



【小山市大字渋井：災害ごみ仮置き場】

【被害状況】



【小山市大字石ノ上】



【小山市大字大行寺】



【小山市大字間中】



【小山市大字石ノ上】



【小山市大字島田】



【小山市大字小宅】

【自衛隊支援活動】

小山中学校の校庭汚泥堆積の撤去及び整備を陸上自衛隊宇都宮駐屯地の隊員（延べ約150人）が10月19日から21日の3日間、砂入れ及び均し工事を実施。



【小山中学校 自衛隊へ教育長からのあいさつ】



【小山中学校 自衛隊活動の様子】



【小山中学校 自衛隊へ生徒からお礼】

2. 復旧復興対応

(1) 復旧復興対応状況

① 総合相談窓口

復旧・復興に向け、被災者等からの相談に対応するため、10月13日から総合相談窓口を別館会議室1に開設し、電話及び窓口による受付を実施しました。(土日祝日を含む朝8時30分～17時15分)

相談件数が減少したため、12月27日に総合相談窓口を閉鎖(76日間)し、担当課での直接対応へと移行しました。

【相談内容等】

り災証明	1 4 1 件
市税等減免	1 6 件
上下水道料金等減免	4 件
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免	5 件
浸水ゴミの収集	3 4 件
浸水家屋の消毒	9 1 件
災害見舞金等	1 1 6 件
利子補給	3 件
生活再建支援相談	4 0 件
農畜産物被害	6 件
市営住宅入居希望	2 件
住宅復旧支援	4 2 件
被害状況問合せ	4 件
入浴支援	5 件
ボランティア	4 件
義援金	1 9 件
その他	1 0 8 件

合わせて640件の相談に対応しました。

② り災証明

り災証明は、総合相談窓口の開設に合わせて10月15日から受付を開始しました。り災の程度を確認した後に証明するため、10月31日から証明の発行を開始しました。3月1日現在の発行件数は、家屋のみ証明409件、動産のみ証明143件、家屋と動産両方の証明161件で、合計713件となっています。

総合相談窓口の閉鎖以降は、資産税課窓口で申請を受け付けています。

台風第19号 リ災証明申請発行件数（総数）

令和元年10月15日～令和2年3月1日

主な原因	大字名	家屋のみ	動産のみ	家屋+動産	計
豊穂川	大行寺	272	107	114	493
	小山	7	2	3	12
	立木	31	3	6	40
思川	萩島	0	1	3	4
	島田	2	0	1	3
	渋井	4	3	5	12
	塩沢	2	0	2	4
	石ノ上	1	2	0	3
杣井木川	押切	24	6	7	37
	中里	4	0	7	11
	南小林	15	1	5	21
田川	田川	0	0	1	1
巴波川	上泉	9	0	5	14
	下泉	2	0	1	3
	生駒	1	0	0	1
雨水	大川島	0	1	0	1
	横倉新田他	35	16	1	52
合計		409	143	161	713

③ 災害ごみ

令和元年10月12日から13日（未明）にかけて、台風19号の大雨による河川の越流等や内水氾濫があり、床上・床下浸水等の被害に伴って災害ごみが、市内各所にて発生しました。

平成27年9月の台風18号等の災害時の対応状況を教訓として、いち早く対応するため、翌10月14日には大字渋井地内に災害廃棄物仮置き場を設置しました。

併せて、環境課を中心とする職員により市内の排出状況確認及び回収・運搬を実施するとともに、廃棄物収集運搬事業者4社及び小山市と災害協定を締結している小山建設業協同組合に協力を依頼し、廃棄物収集運搬事業者4社は10月15日から、小山建設業協同組合は10月16日から、市内で玄関先等に排出された災害ごみを小山広域保健衛生組合各施設及び仮置き場へ回収・運搬する作業を実施していただきました。

また、ごみの積み込み・仮置き場でのごみ分別に市民活動センターの登録団体の他、自治会連合会小山支部、未来創造ネットワーク白鷗、シルバー人材センター、シルバー大学校OB、あさひコミュニティ推進協議会、小山青年会議所に対して周知・募集を行い、延べ34名に従事していただきました。

これらの対応により、平成27年には回収・運搬作業に約2ヶ月半を要したものが、今回は約3週間で市内の災害ごみの収集作業に目処がつき、速やかな対応ができました。

小山広域保健衛生組合に搬入された災害ごみは約644t、仮置き場に搬入された災害ごみは約55tで、併せて約699tの災害ごみが発生しましたが、令和2年2月中旬までに、処理・処分が完了しました。

④ 消毒等

件名	概要																																																																
浸水した住宅への消毒作業	<p>令和元年10月12日から13日（未明）にかけての台風19号による大雨では、河川の越流等や内水氾濫があり、床上・床下浸水等の被害にあった住宅への消毒作業を実施しました。</p> <p>まずは備蓄していた消毒薬で、10月14日より市保有の噴霧器にて、職員による作業を開始いたしました。その後、消毒薬が入手できたことから、10月17日より消毒作業の事業者委託を行いました。</p> <p>消毒を実施した家屋は延べ778軒で、その内、大行寺が延べ513軒でした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区 (河川毎)</th> <th colspan="3">豊穂川</th> <th colspan="4">思川</th> <th colspan="3">杣井木川</th> <th>田川</th> <th colspan="3">巴波川</th> <th rowspan="2">雨水</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>大行寺</th> <th>小山</th> <th>立木</th> <th>萩島</th> <th>島田</th> <th>塩沢</th> <th>石の上</th> <th>押切</th> <th>中里</th> <th>南小林</th> <th>田川</th> <th>上泉</th> <th>下泉</th> <th>生駒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消毒件数 (延)</td> <td>513</td> <td>32</td> <td>42</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>41</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>1</td> <td rowspan="2">67</td> <td rowspan="2">778</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">587</td> <td colspan="4">14</td> <td colspan="3">91</td> <td>1</td> <td colspan="3">18</td> </tr> </tbody> </table>	地区 (河川毎)	豊穂川			思川				杣井木川			田川	巴波川			雨水	合計	大字	大行寺	小山	立木	萩島	島田	塩沢	石の上	押切	中里	南小林	田川	上泉	下泉	生駒	消毒件数 (延)	513	32	42	3	4	4	3	41	22	28	1	14	3	1	67	778		587			14				91			1	18		
地区 (河川毎)	豊穂川			思川				杣井木川			田川	巴波川			雨水	合計																																																	
大字	大行寺	小山	立木	萩島	島田	塩沢	石の上	押切	中里	南小林	田川	上泉	下泉	生駒																																																			
消毒件数 (延)	513	32	42	3	4	4	3	41	22	28	1	14	3	1	67	778																																																	
	587			14				91			1	18																																																					
消石灰の配布	<p>浸水した住宅の衛生対策として、消石灰の配布を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配布場所</th> <th>健康増進課受付</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合窓口</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>221</td> </tr> </tbody> </table>	配布場所	健康増進課受付	19	総合窓口	202	計		221																																																								
配布場所	健康増進課受付		19																																																														
	総合窓口	202																																																															
計		221																																																															
被災者への健康相談	<p>台風19号により被災された方で、健康状態に不安のある方を対象に、避難者の健康状態の確認（問診・血圧測定等）及び保健指導を実施しました。</p> <p>熱中症や、エコノミー症候群予防の啓発等を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10/13</th> <th>10/14</th> <th>10/15</th> <th>10/16</th> <th>10/17</th> <th>10/18</th> <th>10/21</th> <th>10/23</th> <th>10/24</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数</td> <td>43</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>保健師数</td> <td>29</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>		10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/21	10/23	10/24	計	相談者数	43	7	4	2	2	2	8	5	1	74	保健師数	29	4	3	2	1	4	1	1	1	46																															
	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/21	10/23	10/24	計																																																							
相談者数	43	7	4	2	2	2	8	5	1	74																																																							
保健師数	29	4	3	2	1	4	1	1	1	46																																																							

⑤ 給水対応（井戸の水質検査）

ア 給水対応

（ア）給水車による給水活動【10月17日～10月24日】

10月17日より給水車を押切集会場に搬入し、必要な人に随時給水してもらおうようにしました。

〔内訳〕

10月17日	給水車1.8tを朝夕搬入	(約1000給水)
10月18日	給水車1.8tを朝夕搬入	(約1000給水)
10月19日	給水車1.8tを朝搬入	(約1000給水)
10月20日	給水車1.8tを朝搬入	(約1000給水)
10月21日	給水車1.8tを夕方搬入	(約2000給水)
10月23日	給水車1.8tを朝搬入	(約1000給水)
10月24日	給水車1.8tを夕方搬入	(約1000給水)

※10月22日は残留塩素が法定量を上回っていたため、給水車の搬入無し
10月22日の水の給水量は、10月21日に計上した。

10月17日～10月24日の小計

給水車搬入日数 7日 給水車搬入回数 9回 水の使用量 約8000

（イ）個別配布による給水活動【10月25日～11月22日】

10月25日より給水袋による戸別配布に切換えました。

（戸別配布内容は別紙のとおり）

10月25日～11月22日の小計

給水活動日数 22日間 累計配布戸数 92戸 累計配布水量 3,2780

（ウ）給水活動合計【10月17日～11月22日】

給水活動日数 29日

〔内訳〕給水車搬入日数 7日（給水車搬入回数 9回）

個別配布日数 22日

累計配布戸数 92戸 累計配布水量 約4,0780

イ 井戸の水質検査（環境課実施分）

令和元年10月12日から13日（未明）にかけて、台風19号の大雨により市内各地で、井戸が冠水する等の被害がありました。

希望により、合計20か所の井戸の水質検査を10月18日から実施し、大腸菌、一般雑菌、濁り等の不適項目があった井戸が10か所確認されました。

井戸を鑿泉した事業者の協力により、速やかに消毒等が実施され、その後の再検査では2件を除き、適合との結果となっています。

再検査により不適合となった2件については、令和2年1月17日に、再々検査を実施し、いずれも適合との結果となっています。

ウ 井戸の水質検査（水道事業実施分）

（ア）令和元年11月11日

水道事業にて給水袋を配布している5件の井戸水採水・簡易水質検査実施

（イ）令和元年11月12日

検査結果判明。5件中4件が飲用不適
（共通する基準超過項目：大腸菌の検出）
1件は飲用適合（環境課に結果送付）

⑥ ボランティア活動

台風19号が通過した10月13日から、小山市社会福祉協議会職員と支援ボランティアにより、市内の被災地域へ現地調査を行い、支援ニーズの掘り起こしを開始しました。

その後、小山市災害対策本部の要請により、10月14日災害ボランティアセンターを小山市役所神鳥谷庁舎1階の社協作業室及び敷地内駐車場に設置しました。支援ニーズ調査、ボランティア活動希望者の募集と支援活動のマッチングなどを行い災害支援に取り組みました。

また、被災地域の一つである寒川地区においては、災害ボランティアセンターから遠方のため、10月16日に寒川出張所敷地内へサテライト拠点を設置し、資機材を搬入の上、支援活動を行いました。翌17日活動完了により閉鎖しました。主な支援活動は、浸水した家屋の家財の搬出や泥出し、清掃などを行い、支援活動は52件、ボランティア計141人（市内66人／県内39人／県外36人）に協力をいただきました。市内からの災害支援要請が11月4日を以って終息傾向にあったため、被災した近隣市への災害支援を行いながら、市内被災地域の再支援ニーズ調査を実施しました。

市内及び近隣市の支援が終息したことに伴い、12月27日を以って災害ボランティアセンターを閉鎖しました。なお、センター閉鎖後も、災害支援要請等があった場合は、引き続き、社会福祉協議会の通常業務において継続的に対応を行います。



【被災者宅の清掃の様子】

【被災者宅の清掃の様子】



(2) 支援情報

① 小山市の支援情報

ア リ災証明

件名	概要	問合せ先
【市】 り災証明について	<p>大雨災害により、住宅等の被害を受けた場合は、り災証明を発行いたします。</p> <p>※発行は後日郵送となります。</p> <p>【申請書受付会場】</p> <p>場所：小山市役所 別館1階 会議室 (☎22-9336)</p> <p>時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日含む)</p> <p>(持参するもの)</p> <p>①被害状況の確認ができる写真 (現像が望ましいがスマホ等の写真でも可)</p> <p>②身分証 (運転免許証等) ※所有者本人・同一世帯の方以外の場合は所有者からの委任状も必要</p> <p>③申請者の印鑑</p> <p>【実績】 2. (1) ② 参照</p>	<p>資産税課 家屋係 ☎22-9435 ☎22-9448</p> <p>市民税課 市民税第一係 ☎22-9422 ☎22-9423</p>

イ 住まいや身の回りの支援

件名	概要	問合せ先
【国】 被服、寝具その他生活必需品の 給与 (災害救助法)	<p>小山市には災害救助法が適用となったため、住家が床上浸水したために生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に下記の物品を現物で給与いたします。</p> <p>●給付限度額</p> <p>1人世帯 10,000円 2人世帯 13,000円 3人世帯 18,400円 4人世帯 21,900円 5人世帯 27,600円 6人世帯以上 1人増すごとに3,600円加算</p> <p>●対象品目</p> <p>毛布、布団、タオル、石鹸、歯磨き、 トイレットペーパー等、 炊飯器、鍋、ガスコンロ、茶わん、皿等</p> <p>【実績】 (R2.1.1現在)</p> <p>給与世帯数 188件 支出額 1,920,915円 期間 令和元年10月12日～</p>	<p>福祉課 ☎22-9622</p>

件名	概要	問合せ先
<p>【国】 マイナンバー カード等の再交 付 (総務省個人番 号カード交付事 業費補助金交付 要綱)</p>	<p>市民の方で、マイナンバーカード、または通知カードを 天災その他本人の責によらない事由により紛失された場合 は、無料で再交付いたします。</p> <p>●持参するもの 本人確認書類（免許証等） り災証明書</p> <p>●申請場所 小山市役所本庁1階 市民課 12番窓口 平日の午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>市民課 ☎22-9402</p>
<p>【市】 災害ごみの収集</p>	<p>台風19号により発生した災害廃棄物は、玄関先に出して 頂くようお願いしておりましたが、各地域から回収する災 害廃棄物の量が減少し、回収の目処が立ってきたことから、 市役所又は市の指定事業者の巡回回収は10月25日までとし、 その後は、環境課（右記連絡先）に連絡していただき、回 収する方法に変更となっております。</p> <p>なお、仮置き場は、11月8日で一般の方の直接搬入は終 了となっております、11月29日をもって閉鎖します。</p> <p>災害廃棄物であっても、収集所に出せる可燃ごみ等は、 地区のごみカレンダーにしたがって近くの収集所に出して ください。</p> <p>また、タイヤ・消火器・建設廃材（断熱材等）などは、 小山広域保健衛生組合各施設で処理できないため、回収し ません。</p> <p>12月以降は、小山広域保健衛生組合各施設で処理でき るもののみ、災害廃棄物ではなく、一般廃棄物として受け入 れます。</p> <p>【実績】2. (1) ③ 参照</p>	<p>環境課 ☎22-9276 ☎22-9286</p>
<p>【市】 浸水した住宅へ の消毒作業</p>	<p>浸水した住宅への消毒作業を実施いたします。</p> <p>①受付場所 【健康増進課：(☎22-9526)】 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ） 【総合相談窓口：(☎22-9336)】 午前8時30分から午後5時15分まで （平日、土・日・祝日も対応）</p> <p>※屋内消毒には、居住者様の立ち合いが必要となり、 畳み上げや家財等の移動を事前に行っておいていただ く必要があります。</p> <p>※各地域を効率的に作業するため、作業の日時指定は できかねますが、作業日の2日前には作業日のお知らせ をさせていただきますので、日中に連絡可能な電話 番号をお知らせください。</p> <p>※消毒作業は濡れている状態では効果が見込めないた め、雨の日の作業は実地いたしません。</p> <p>【実績】2. (1) ④ 参照</p>	<p>健康増進課 ☎22-9526</p>

件 名	概 要	問合せ先
<p>【市】 消石灰の配布</p>	<p>浸水した住宅の衛生対策として、消石灰の配布を実施いたします。</p> <p>①対象 台風19号の暴風雨で被災され、消石灰の配布をご希望の方</p> <p>②利用方法 希望される方は、配布場所へ受け取りに来てください。一世帯で2袋までの配布となります。</p> <p>③期間 令和元年10月17日から1か月程度</p> <p>④配布場所 ○小山市役所別館1階 総合相談窓口 (平日、土・日・祝日も対応) ○小山市役所健康増進課 (平日)</p> <p>⑤配布時間 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>※消石灰は、アルカリ性が強く、直接触れると肌や目を傷める恐れがあるため使用上の注意を守ってお使いいただきますようお願いいたします。</p> <p>【実績】 2. (1) ④ 参照</p>	<p>健康増進課 ☎22-9526</p>
<p>【市】 小山市ふれあい健康センターの無料入浴と営業時間延長</p>	<p>床上・床下浸水等により、ご自宅での入浴が困難な方につきまして、小山市ふれあい健康センターの入浴を無料とし、これに伴い営業時間を延長いたします。(午前9時30分～午後9時30分)</p> <p>①対象 台風19号の暴風雨による床上・床下浸水等により、ご自宅での入浴が困難な方</p> <p>②利用方法 ふれあい健康センターの受付で、利用者名簿に住所・氏名・生年月日を記入して利用する</p> <p>③期間 (無料入浴期間) 令和元年10月17日から令和2年1月15日まで (営業時間延長) 令和元年10月18日から11月30日まで</p> <p>【実績】 利用者数 408名 補助額 314,078円 実施日数 75日間</p>	<p>地域包括ケア推進課 ☎22-9625</p> <p>小山市ふれあい健康センター ☎30-3700</p>
<p>【市】 被災者への健康相談</p>	<p>台風19号により被災された方で、健康状態に不安のある方を対象に、保健師・看護師・栄養士による健康相談を実施いたします。</p> <p>①期間 令和元年10月17日から令和元年11月15日まで 時間：平日の午前8時30分～午後5時15分</p>	<p>健康増進課 ☎22-9527 ☎22-9607</p>

件 名	概 要	問合せ先
<p>【市】 被災者への健康 相談 〔前頁の続き〕</p>	<p>②対象 台風19号の暴風雨で被災され、健康状態に不安があり、健康相談をご希望される方</p> <p>③利用方法 電話または家庭訪問による健康相談</p> <p>【実績】 2. (1) ④ 参照</p>	<p>健康増進課 ☎22-9527 ☎22-9607</p>
<p>【市】 おーバス、デマ ンドバスの運賃 無料</p>	<p>台風19号により被災された方は、おーバス、デマンドバスの運賃を無料といたします。</p> <p>①期間 令和元年10月17日から令和元年12月31日まで</p> <p>②対象路線 小山市コミュニティバス「おーバス」全線、 「デマンドバス」全エリア</p> <p>③対象者 被災された方</p> <p>④利用方法 そのままご乗車いただき、お降りの際に運転士に被災されました旨をお申し出ください。証明書等の提示は不要です。</p> <p>【実績】 ※詳細 P97・98 利用人数 589名 運行日数 76日間</p>	<p>都市計画課 ☎22-9293</p>
<p>【市】 市営住宅の一時 入居募集につい て</p>	<p>台風19号により被災された方を対象に市営住宅の一時入居募集をします。</p> <p>①入居要件 ア 市内に住民票のある方 ただし、今回の災害により小山市に住民票を登録する方を含む イ り災証明書を受けた方</p> <p>②入居期間 ・ 6ヶ月（延長6ヶ月可）</p> <p>③募集期間 ・ 随時募集 先着順となります。</p> <p>④提出書類 ア 申請書 イ 誓約書 ウ 世帯全員の住民票 エ り災証明書 ※家賃は、無料となっております。</p> <p>【実績】 5戸準備し1世帯が入居</p>	<p>建築課 ☎22-9212 ☎22-9213</p>

件 名	概 要	問合せ先
<p>【県】 賃貸型応急住宅 供与について</p>	<p>台風19号により、住居を失い、又は使用することができず、自らの資力では住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき、賃貸型応急仮設住宅を供与するものです。</p> <p>①入居対象者 次の各号いずれにも該当する方 ア. 被災時において、台風19号により災害救助法の適用を受けた県内21市町に居住していた方 イ. 次の要件のいずれかに該当する方 1) 住宅が全壊、全焼又は流失等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せている方。 2) 「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地すべり等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方 ウ. 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない方 エ. 災害救助法に基づく応急修理制度を利用していない方</p> <p>※入居の決定にあたっては、り災証明書が必要です。</p> <p>②対象となる賃貸住宅 ア. 対象物件 ・栃木県内の民間賃貸住宅 イ. 契約形態 ・栃木県が借りた物件を被災された方に提供します。 ウ. 費用負担等 ・入居者が負担する費用は、光熱水費、2台目以上の駐車料金等となります。 エ. 供与期間 ・入居時から2年以内となります。なお期間の延長や住み替えはできません。</p> <p>③受付時間 ・9時から17時まで（土日祝日を除く）</p>	<p>栃木県災害 対策本部 賃貸型応急 住宅担当 ☎028 (623)2488</p>

ウ 建物修理、援護金、見舞金等

件 名	概 要	問合せ先								
<p>【国・県】 住宅応急修理 制度 (災害救助 法)</p>	<p>避難生活を早期解消するため、被災した住宅がそのままでは住めない場合に、自らの資力で修理できない方に代わって、市が必要最小限の応急的な修理を行なう制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●修理の範囲 床、壁、窓、トイレや浴槽など日常生活に必要不可欠な部分の修理。但し、畳や壁紙などの内装は対象外です。 ●限度額：半壊・大規模半壊 59万5千円まで 一部損壊(準半壊) 30万円まで ●期間：原則として災害発生日から1ヶ月以内に修理完了すること。(令和元年11月11日まで) <p>*期間延長* 被災住宅の修理に時間を要したことから、期間を延長し令和2年2月11日までとした。</p> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>制度を利用した世帯数</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>内訳 大規模半壊世帯</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>半壊世帯</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>準半壊世帯</td> <td>0件</td> </tr> </table>	制度を利用した世帯数	16件	内訳 大規模半壊世帯	7件	半壊世帯	9件	準半壊世帯	0件	<p>建築課 ☎22-9214</p>
制度を利用した世帯数	16件									
内訳 大規模半壊世帯	7件									
半壊世帯	9件									
準半壊世帯	0件									
<p>【県】 無料住宅相談 会</p>	<p>住宅被害のあった方を対象に無料住宅相談会を実施 主 催：栃木県、(一社)栃木県建築士会 協力団体：(独)住宅金融支援機構 実施期間：令和元年11月13日～令和元年11月15日 相談員：建築士2名、融資相談員1名 相談内容：住宅の修繕方法 費用の目安 住宅ローン等の融資制度等</p> <p>【実績】 相談件数：5件</p>	<p>栃木県県土 整備部住宅 課 ☎028 (623)3150</p>								
<p>【国・県】 母子・父子・ 寡婦福祉資金 貸付制度(住 宅資金)</p> <p>(母子及び父 子並びに寡婦 福祉法)</p>	<p>母子家庭・父子家庭・寡婦の方が住宅の補修等を行う際の資金を無利子又は低利でお貸しする制度です。災害により被害を受けた住宅の補修等に必要な経費につきましては、災害時等の特別貸付が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸付限度額 200万円(災害時以外は150万円) ②償還期間 7年以内(災害時以外は6年以内) ③貸付利子 連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は年1.0%です。 <p>【実績】 申請件数 0件</p>	<p>子育て包括 支援課 ☎22-9854</p>								

件名	概要	問合せ先																											
<p>【国】 被災者生活再建支援制度 (被災者生活再建支援法)</p>	<p>被災者生活再建支援法に基づき住家に著しい被災を受けた方の生活再建を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象となる方 全壊世帯、解体世帯、大規模半壊世帯 ●支給額 大規模半壊の場合(床上1m以上の浸水)(単位:万円) <table border="1" data-bbox="376 472 1099 866"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎支援金</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>加算支援金</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身世帯</td> <td rowspan="3">37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※解体世帯は住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である場合などの特殊な場合となります。</p> <p>【実績】 (R2.3.1現在) 申請者数 12名 (大規模半壊世帯) 申請額 基礎支援金 4,375,000円 加算支援金 8,000,000円 申請期間 基礎支援金 令和元年10月12日～令和2年11月11日 加算支援金 令和元年10月12日～令和4年11月11日</p>		基礎支援金	住宅の再建方法	加算支援金	計	複数世帯	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	単身世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	補修	75	112.5	賃借	37.5	75	<p>福祉課 ☎22-9613</p>
	基礎支援金	住宅の再建方法	加算支援金	計																									
複数世帯	50	建設・購入	200	250																									
		補修	100	150																									
		賃借	50	100																									
単身世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																									
		補修	75	112.5																									
		賃借	37.5	75																									
<p>【市】 被災者住宅復旧支援制度</p>	<p>居住する住宅が被害を受けた市民のうち、国等の生活再建支援制度の対象とならない被災者(「半壊世帯」「一部損壊」)に対し、「支援金」の支給を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象となる方 被災世帯の世帯主であって小山市に住民登録のある方 (半壊世帯・一部損壊世帯) ●支給額 半壊/対象経費相当額(限度額50万円) 一部損壊/対象経費の2分の1相当額(限度額10万円) <p>※半壊床上・・・1m未満の浸水 一部損壊・・・床下浸水 (り災証明書の判定により判断いたします。)</p>	<p>福祉課 ☎22-9613</p>																											

件名	概要	問合せ先																																
<p>【市】 被災者住宅復旧支援制度 〔前頁の続き〕</p>	<p>※住宅応急修理制度、被災者生活再建支援制度、利子補給金交付制度など、他の支援制度の適用を受けている方は対象外です。</p> <p>【実績】（R2.3.1現在）</p> <p>申請世帯数 半壊世帯 95件 一部損壊世帯 17件</p> <p>申請額 半壊世帯 42,239,000円 一部損壊世帯 1,418,000円</p> <p>申請期間 令和元年11月14日～令和2年10月11日</p>	<p>福祉課 ☎22-9613</p>																																
<p>【国】 災害援護資金 （災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給に関する条例）</p>	<p>小山市には災害救助法が適用されたため、世帯主が1か月以上の負傷をした場合や、住居、家財等に相当程度の被害を受けた場合、所得が一定額未満の世帯について資金の貸付を行います。 （対象者は小山市に住民登録がある方となります。）</p> <p>●貸付限度額</p> <table border="1" data-bbox="361 841 1093 1425"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害の種類・程度</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> </tr> <tr> <th>世帯主の1か月以上の負傷：なし</th> <th>世帯主の1か月以上の負傷：あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財及び住居に損害無し</td> <td>—</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>170万円 (250万円)</td> <td>270万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>250万円 (350万円)</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失もしくは流失</td> <td>350万円</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別な事情がある場合の貸付限度額</p> <p>●所得制限</p> <table border="1" data-bbox="366 1583 1086 1929"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類・程度	貸付限度額		世帯主の1か月以上の負傷：なし	世帯主の1か月以上の負傷：あり	家財及び住居に損害無し	—	150万円	家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)	住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円	住居の全体が滅失もしくは流失	350万円	350万円	世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	<p>福祉課 ☎22-9613</p>
被害の種類・程度	貸付限度額																																	
	世帯主の1か月以上の負傷：なし	世帯主の1か月以上の負傷：あり																																
家財及び住居に損害無し	—	150万円																																
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円																																
住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)																																
住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円																																
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円	350万円																																
世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額																																	
1人	220万円																																	
2人	430万円																																	
3人	620万円																																	
4人	730万円																																	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																	

件 名	概 要	問合せ先
<p>【国】 災害援護資金 (災害弔慰金の 支給等に関する 法律及び災害弔 慰金の支給に関 する条例) 〔前頁の続き〕</p>	<p>●貸付利率 年1.5% (据え置き期間は無利子) 保証人がいる場合は無利子</p> <p>●据置期間 3年以内</p> <p>●償還期間 10年以内</p> <p>【実績】 (R2.3.1現在) 申請者数 3名 申 請 額 3,700,000円 申請期間 令和元年10月12日～令和2年1月31日</p>	<p>福祉課 ☎22-9613</p>
<p>【市】 被災者住宅再建 利子補給</p>	<p>住宅及び動産等に被害を受けた方が、修繕及び買い換えに充てるために金融機関等の融資制度を利用する場合に利子の補給を行います。</p> <p>●交付対象者 り災証明の交付を受けた方 (小山市に住民登録のある方で市税に滞納のない方に限ります)</p> <p>●対象となる融資 住宅及び動産等 (自動車、家具、家庭用電化製品、車庫、住宅に付属する門等)</p> <p>●対象となる融資額 10万円以上500万円以下の借入金 (住宅及び動産の融資を受ける場合は1000万円が上限)</p> <p>●利子補給金の額 年8.0%を上限</p> <p>●対象期間 10年</p> <p>【実績】 (R2.3.1現在) 申請件数 3件 受付期間 令和元年12月2日～令和2年3月31日</p>	<p>福祉課 ☎22-9613</p>
<p>【県社協】 生活福祉資金貸 付制度</p>	<p>栃木県社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付制度」が活用できます。この制度は、小山市に住民登録し居住する世帯で、金融機関等からの借り入れが困難な以下の対象世帯を支援する貸付になります。ただし、②③福祉資金福祉費は、市災害援護資金 (「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づくもの) の貸付対象となる場合は、対象外となります。詳細については、ご相談ください。</p>	<p>社会福祉協議会 ☎22-9501 (申請先：栃木県社会福祉協議会)</p>

件名	概要	問合せ先																														
<p>【県社協】 生活福祉資金貸付制度 〔前頁の続き〕</p>	<p>①緊急小口資金 ※災害救助法適用地域による特例措置（11月5日開始） ⇒り災証明書等の証明が必要となります。 ※1世帯1回のみ利用可能 （火災等被災によって生活費が必要な時）</p> <table border="1" data-bbox="382 410 1093 924"> <tr> <td data-bbox="388 410 554 685">貸付上限額</td> <td data-bbox="554 410 1088 685">10万円以内 ※ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内とする ・世帯員の中に死亡者がいるとき ・世帯員に要介護者がいるとき ・世帯員が4人以上いるとき ・重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で社協会長が認めるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 685 554 737">据置期間</td> <td data-bbox="554 685 1088 737">貸付けの日から1年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 737 554 789">償還期限</td> <td data-bbox="554 737 1088 789">据置期間経過後2年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 789 554 841">貸付利子</td> <td data-bbox="554 789 1088 841">無利子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 841 554 924">対象世帯</td> <td data-bbox="554 841 1088 924">被災した世帯（当座の生活費が必要な世帯）</td> </tr> </table> <p>②福祉資金福祉費 （災害を受けたことにより臨時に必要な経費）</p> <table border="1" data-bbox="382 1036 1093 1355"> <tr> <td data-bbox="388 1036 554 1087">貸付上限額</td> <td data-bbox="554 1036 1088 1087">150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1087 554 1139">据置期間</td> <td data-bbox="554 1087 1088 1139">貸付けの日から6ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1139 554 1191">償還期限</td> <td data-bbox="554 1139 1088 1191">据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1191 554 1274">貸付利子</td> <td data-bbox="554 1191 1088 1274">連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1274 554 1355">対象世帯</td> <td data-bbox="554 1274 1088 1355">金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯</td> </tr> </table> <p>③福祉資金福祉費 （住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）</p> <table border="1" data-bbox="382 1504 1093 1823"> <tr> <td data-bbox="388 1504 554 1556">貸付上限額</td> <td data-bbox="554 1504 1088 1556">250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1556 554 1607">据置期間</td> <td data-bbox="554 1556 1088 1607">貸付けの日から6ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1607 554 1659">償還期限</td> <td data-bbox="554 1607 1088 1659">据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1659 554 1742">貸付利子</td> <td data-bbox="554 1659 1088 1742">連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1742 554 1823">対象世帯</td> <td data-bbox="554 1742 1088 1823">金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯</td> </tr> </table> <p>【実績】（R2.3.1現在） 適用件数 0件</p>	貸付上限額	10万円以内 ※ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内とする ・世帯員の中に死亡者がいるとき ・世帯員に要介護者がいるとき ・世帯員が4人以上いるとき ・重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で社協会長が認めるとき	据置期間	貸付けの日から1年以内	償還期限	据置期間経過後2年以内	貸付利子	無利子	対象世帯	被災した世帯（当座の生活費が必要な世帯）	貸付上限額	150万円（目安）	据置期間	貸付けの日から6ヵ月以内	償還期限	据置期間経過後7年以内（目安）	貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%	対象世帯	金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯	貸付上限額	250万円（目安）	据置期間	貸付けの日から6ヵ月以内	償還期限	据置期間経過後7年以内（目安）	貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%	対象世帯	金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯	<p>社会福祉協議会 ☎22-9501 （申請先：栃木県社会福祉協議会）</p>
貸付上限額	10万円以内 ※ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内とする ・世帯員の中に死亡者がいるとき ・世帯員に要介護者がいるとき ・世帯員が4人以上いるとき ・重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で社協会長が認めるとき																															
据置期間	貸付けの日から1年以内																															
償還期限	据置期間経過後2年以内																															
貸付利子	無利子																															
対象世帯	被災した世帯（当座の生活費が必要な世帯）																															
貸付上限額	150万円（目安）																															
据置期間	貸付けの日から6ヵ月以内																															
償還期限	据置期間経過後7年以内（目安）																															
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%																															
対象世帯	金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯																															
貸付上限額	250万円（目安）																															
据置期間	貸付けの日から6ヵ月以内																															
償還期限	据置期間経過後7年以内（目安）																															
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%																															
対象世帯	金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯																															

件 名	概 要	問合せ先																						
<p>【市】 災害見舞金</p>	<p>床上・床下浸水等、台風19号の大雨災害により被災した市内の住宅、事業所、幼稚園及び大学に対し、災害見舞金の支給を行います。</p> <p>●対象となる方 (1) 住家、アパート等に居住する世帯主の方 (小山市に住民登録のある方。ただし、被災時に小山市内に生活の本拠があり申請時に小山市に住民登録をした方を含みます。) (2) 賃貸を目的とする住家の貸主 (3) 事業所等において事業を営む方 (4) 幼稚園、大学の代表者</p> <p>●金 額 床上浸水</p> <table border="1" data-bbox="365 696 1083 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住家 (持ち家)</th> <th colspan="3">賃貸住宅</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> <th>所有者 (貸主)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20万円</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>床下浸水</p> <table border="1" data-bbox="365 959 1083 1162"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住家 (持ち家)</th> <th colspan="3">賃貸住宅</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> <th>所有者 (貸主)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>店舗、事務所、事業所の場合 床上・床下浸水とも 10万円 幼稚園の代表者の場合 床上・床下浸水とも 30万円 大学の代表者の場合 床上・床下浸水とも 100万円</p> <p>【実績】 (R2.3.1現在) 申請世帯数 床上浸水世帯 335件 床下浸水世帯 189件 申 請 額 床上浸水世帯 54,900,000円 床下浸水世帯 2,070,000円 申請期間 令和元年11月4日～令和2年3月31日</p>	住家 (持ち家)	賃貸住宅			複数世帯	単身世帯	所有者 (貸主)	20万円	20万円	10万円	10万円	住家 (持ち家)	賃貸住宅			複数世帯	単身世帯	所有者 (貸主)	1万円	1万円	1万円	1万円	<p>福祉課 ☎22-9613</p>
住家 (持ち家)	賃貸住宅																							
	複数世帯	単身世帯	所有者 (貸主)																					
20万円	20万円	10万円	10万円																					
住家 (持ち家)	賃貸住宅																							
	複数世帯	単身世帯	所有者 (貸主)																					
1万円	1万円	1万円	1万円																					

件名	概要	問合せ先
<p>【市】 応急仮設建築物等の制限緩和</p>	<p>台風19号により被災された方が、次の応急仮設建築物等を建築する場合、建築確認の手続きを経ずに行うことができます。</p> <p>○建築確認が不要となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災により破損した建築物の応急修繕 ・30㎡以内の応急仮設建築物の建築 <p>※災害が発生した日から1ヶ月以内に工事着手する必要があります。</p> <p>○適用期限</p> <p>建築工事を完了した後3ヶ月間 3ヶ月を超えて使用する場合は、特定行政庁（小山市）の許可を受けることにより、最大2年間延長することができます。</p> <p>【実績】（R2.1.1現在） 適用件数 0件</p>	<p>建築指導課 ☎22-9233</p>

エ 子育てに関する支援

件名	概要	問合せ先
<p>【国】 学用品の給与について （災害救助法）</p>	<p>災害により、学用品を喪失または損傷した、小・中・義務教育学校児童生徒、高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）に対して学用品を給与いたします。</p> <p>【実績】</p> <p>学用品の給与</p> <p>件数 4件 執行額 14,814円 期間 令和元年10月12日～10月28日</p> <p>教科書等の給与</p> <p>件数 2件 執行額 2,060円 期間 令和元年10月12日～12月3日</p>	<p>教育総務課 総務政策係 ☎22-9644 教育政策係 ☎22-9646</p>
<p>【国】 被災世帯の保育料の減免（子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱）</p>	<p>住宅に床上浸水の被害を受け、保育園・認定こども園・保育所に入所している0歳から2歳児クラスの児童の保育料を減免します。</p> <p>*3歳～5歳児クラスの保育料は、10月から無償化となっております。</p> <p>①減免する期間 令和元年10月～令和2年3月</p> <p>②申請方法 各施設を通じて申請書を配布いたします。在籍する施設に申請書の提出をお願いします。</p>	<p>こども課 ☎22-9614</p>

件名	概要	問合せ先
<p>【国】 被災世帯の保育料の減免（子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱） 〔前頁の続き〕</p>	<p>【実績】（R2.1.1現在） 申請者数 1名 減免額 82,500円 申請期間 令和元年11月～令和2年3月（5ヶ月分）</p>	<p>こども課 ☎22-9614</p>
<p>【市】 未就園児童の一時預かり</p>	<p>被災した住宅の後片付け等により、日中、一時預かりが必要なお子さんの保育を行います。</p> <p>①対象者 住宅に床上浸水の被害を受け、一時的な保育が必要な未就園児</p> <p>②対象施設 8カ所の公立保育所（やはた・桑・絹・もみじ・中久喜・網戸・若木・城北保育所） ※土曜日については、やはた・もみじ保育所</p> <p>③利用時間 月～土曜日（日曜祝日は除く） 7:30～18:30（被災した住宅の後片付けに必要な時間）</p> <p>④期間 令和元年10月21日から当分の間</p> <p>⑤保育料 保育料は無料（食事代は実費負担）</p> <p>⑥申し込み 事前に、こども課にお申し込みください。</p> <p>【実績】 申請者数 0名</p>	<p>こども課 ☎22-9857</p>

オ 医療費等・上下水道使用料等の減免

件名	概要	問合せ先
<p>【県・市】 小山市国民健康保険又は栃木県後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金等の免除</p>	<p>小山市が災害救助法適用市となったため、大雨災害によって次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等を受診する際の一部負担金等が免除されます。</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方</p> <p>③主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>(1)令和2年3月31日までの取扱い 医療機関等を受診する際には、医療機関等の窓口で保険証等を提示のうえで、上記①～⑤のどれに該当するかお伝えください（小山市での該当は、①、④、⑤のいずれかの場合です。）。</p>	<p>国保年金課 国民健康保険係 ☎22-9414 ☎22-9415</p> <p>後期高齢者医療係 ☎22-9413</p>

件 名	概 要	問合せ先
<p>【県・市】 小山市国民健康保険又は栃木県後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金等の免除 〔前頁の続き〕</p>	<p>(2)令和2年4月1日から令和2年9月30日までの取扱い 「一部負担金免除承認決定通知書」（後期高齢者医療制度は「一部負担金免除証明書」。以下同じ。）の交付を受けて、医療機関等を受診の際、窓口で「保険証」と「一部負担金免除承認決定通知書」を提示することで、一部負担金等が免除となります。 「一部負担金免除承認決定通知書」は、国保年金課窓口にて、被災した方の保険証、り災証明（住宅の全半壊、全半焼又は床上浸水の被害に限る。）又は上記④・⑤の状況が分かるもの、印鑑をご持参のうえ、申請手続きをしていただき、承認決定された方あて郵送いたします。 ※一部負担金等の免除は、令和2年9月30日で終了予定です。</p>	<p>国保年金課 国民健康保険係 ☎22-9414 ☎22-9415</p> <p>後期高齢者医療係 ☎22-9413</p>
<p>【県・市】 小山市介護保険に係る介護サービス利用料の免除</p>	<p>小山市が災害救助法適用市となったため、大雨災害によって次の①～⑤のいずれかに該当する方は、介護保険に係る介護サービス及び総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）を利用する際の利用料が免除されます。 事業所等を利用する際に、次の①～⑤のどれに該当するかお伝えください（小山市での該当は、①、④、⑤のいずれかの場合です。）。</p> <p>①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>(1)令和2年3月31日までの取扱い 介護サービス等を利用する際には、介護サービス事業所等の窓口で保険証等を提示のうえで、上記①～⑤のどれに該当するかお伝えください。（小山市での該当は、①、④、⑤のいずれかの場合です。）</p> <p>(2)令和2年4月1日から令和2年9月30日までの取扱い 「介護保険利用者負担額免除証明書」の交付を受けて、介護サービス等を利用の際、窓口で「保険証」と「介護保険利用者負担額免除証明書」を提示することで、介護サービス利用料等が免除となります。 「介護保険利用者負担額免除証明書」は、地域包括ケア推進課窓口にて、被災した方の保険証、り災証明（住宅の全半壊、全半焼又は床上浸水の被害に限る。）又は上記④・⑤の状況が分かるもの、印鑑を持参のうえ、申請手続きをしていただき、承認決定された方あて郵送いたします。 ※利用料等の免除は、令和2年9月30日で終了予定です。</p> <p>【実績】（R2.2.1現在） 利用者数 19名 免除額 577,203円 免除期間 令和元年10月12日～</p>	<p>地域包括ケア推進課 ☎22-9541 ☎22-9647</p>

件名	概要	問合せ先
<p>【市】 水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の特別減免</p>	<p>大雨災害により、住宅又は事業所が床上浸水の被害を受けた方に対して、水道料金・下水道使用料及び農業集落排水使用料の基本料金を申請後1年間減免いたします。</p> <p>(1)対象者 床上浸水の「り災証明書」を受けた水道使用者・下水道使用者及び農業集落排水使用者で、次のいずれかに該当する方（ただし、申請時に料金及び使用料に未納がある方、ならびに小山市外に転出された方を除く）</p> <p>①自ら居住して使用している方 ②自ら事業所、事務所、店舗等として使用している方（個人及び法人）</p> <p>(2)減免となる料金及び使用料の金額</p> <p>①水道料金：基本料金（月額：家事用 968円・一般用 1,760円）を1年間（年間合計：家事用 11,616円・一般用 21,120円） ②下水道使用料及び農業集落排水使用料：基本料金（月額：1,034円）を1年間（年間合計：12,408円）</p> <p>(3)申請方法等 対象者に届けられた減免申請書（返信用封筒同封）に必要事項を記入の上、上下水道総務課まで返送ください。（り災証明は添付不要）</p> <p>①減免申請書の発送：令和元年11月25日 ②申請期限：令和2年2月28日まで</p> <p>【実績】（R2.3.1現在） 申請件数 252件 減免額 4,039,464円 減免期間 令和元年12月分または令和2年2月分より1年間</p>	<p>上下水道総務課 営業推進係 ☎24-7612</p>
<p>【市】 小山市障害福祉サービス等の利用料の減免</p>	<p>台風19号の災害によって次の①～⑤のいずれかに該当する方は、障害福祉サービス等（自立支援医療、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療及び療養介護医療に係る費用を含む）を利用する際の利用料が免除されます。事業所等を利用する際に、次の①～⑤のどれに該当するかお伝えください（小山市での該当は、①、④、⑤のいずれかの場合です。）。</p> <p>①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ※利用料の免除期間は、令和2年1月末までです。</p> <p>【実績】（R2.3.1現在） 利用者数 3名 免除額 36,800円 免除期間 令和元年10月12日～令和2年1月31日</p>	<p>福祉課 ☎22-9605 ☎22-9624</p>

カ 税・保険料に関する特別措置

件名	概要	問合せ先									
<p>【国】 国民年金保険料の免除</p>	<p>大雨等の災害により被害を受けた住宅等の財産について、おおむね2分の1以上の損害があるときに、申請により国民年金第1号被保険者の国民年金保険料が免除される場合があります。</p> <p>①申請場所 小山市役所国保年金課または栃木年金事務所</p> <p>②持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分を証明するもの(運転免許証等) ・り災証明 ・印鑑 	<p>国保年金課 国民年金係 ☎22-9416</p> <p>栃木年金事務所 ☎0282 (22)4131</p>									
<p>【市】 固定資産税・都市計画税の減免</p>	<p>○大雨災害により、床上・床下浸水した住宅（併用住宅の住宅部分、共同住宅を含む）及びその建物が建っている宅地につきましては、令和元年度第4期分及び令和2年度から令和4年度の減免を受けられます。り災証明書を発送する時に、令和元年度第4期分の減免申請書を同封いたしますので、返信用封筒にてご返送ください。（令和2年度から令和4年度分の申請書は、後日発送）</p> <p>○減免割合 住宅（併用住宅の住宅部分、共同住宅を含む）</p> <table border="1" data-bbox="389 1031 1082 1193"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>令和元年度4期分</th> <th>令和2～4年度分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水</td> <td>100/100</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>70/100</td> <td>70/100</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	令和元年度4期分	令和2～4年度分	床上浸水	100/100	100/100	床下浸水	70/100	70/100	<p>資産税課 ☎22-9435 ☎22-9433</p>
損害の程度	令和元年度4期分	令和2～4年度分									
床上浸水	100/100	100/100									
床下浸水	70/100	70/100									
<p>【市】 徴収猶予の申請及び納税相談受付</p>	<p>大雨災害の被害により、市税等の納付が困難な方は、徴収猶予の申請及び納税相談を受け付けています。</p> <p>①受付窓口 小山市役所 1階 納税課</p> <p>②時 間 平日：午前8時30分～午後7時 (祝日を除く。金曜日は午後5時15分まで)</p> <p>③持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認できる書類(運転免許証等) ・災害の事実を証する書類(り災証明書の写しなど) ・財産状況のわかるもの ・印鑑 <p>※り災証明書の写しなどは、後日提出でかまいません。</p>	<p>納税課 ☎22-9444 ～9447</p>									
<p>【市】 個人市民税の減免</p>	<p>大雨災害により住宅または家財について損害を受け、著しく納付が困難である場合は、損害金額(保険金等で補填された金額を除く。)によって、減免を受けられる場合があります。</p> <p>※減免の要件に該当するか調査する必要があります。</p>	<p>市民税課 市民税第一係 ☎22-9422</p>									

件 名	概 要	問合せ先
<p>【市】 個人市民税の減免 〔前頁の続き〕</p>	<p>大雨災害により障がい者となった場合は、減免を受けられる場合があります。 ※減免の要件に該当するか確認する必要があります</p>	<p>市民税課 市民税第一係 ☎22-9422</p>
<p>【市】 国民健康保険税・介護保険料の減免</p>	<p>大雨災害により住宅または家財について損害を受け、著しく納付が困難である場合は、損害金額（保険金等で補填された金額を除く。）によって、減免を受けられる場合があります。 ※減免の要件に該当するか調査する必要があります。</p>	<p>市民税課 市税管理係 ☎22-9426</p>
<p>【県】 後期高齢者医療保険料の減免</p>	<p>栃木県後期高齢者医療広域連合の減免基準の見直しに伴い、大雨災害により住宅が床上浸水した場合は、今回の災害については、全壊・大規模半壊・半壊の被害程度に応じて減免を受けられます。</p>	<p>市民税課 市税管理係 ☎22-9426</p>
<p>【市】 個人住民税等の軽減（災害により生じた損失の雑損控除）</p>	<p>大雨災害により、住宅や家財等の損害があった場合は、申告の際に雑損控除として、控除が受けられる場合があります。</p>	<p>市民税課 市民税第一係 ☎22-9422</p>
<p>【市】 公共下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予</p>	<p>大雨災害により、固定資産税・都市計画税の減免を受けた方は、公共下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予を受けることができます。</p> <p>【実績】 申請者数 2名 徴収猶予額 108,000円 徴収猶予期間 令和4年4期まで</p>	<p>上下水道総務課 営業推進係 ☎24-7612</p>
<p>【県】 県税の負担軽減措置について</p>	<p>台風19号により車、個人の事業用資産、1年以内取得した家屋などに損害があった方は、県税（自動車税等）の負担軽減措置が受けられる場合があります。</p> <p>【対象となる税目について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税 ・不動産取得税 ・自動車・軽自動車税環境性能割（自動車取得税） ・自動車税種別割（自動車税） <p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人事業税 <ul style="list-style-type: none"> ①減免申請書 	<p>栃木県税事務所 （事業税） ☎0282 (23)3414 （不動産取得税） ☎0282 (23)3413 （自動車税等） ☎0282 (23)3411</p>

件名	概要	問合せ先
<p>【県】 県税の負担軽減措置について 〔前頁の続き〕</p>	<p>②り災証明書（市発行） ③被災事業用資産の損失額内訳書 ④その他県税事務所長が必要と認めた書類 ※減免申請書の提出があった場合は、県税事務所で実地調査を行うこととなります。</p> <p>○不動産取得税 ①減免申請書 ②り災証明書（市発行）</p> <p>○自動車税・軽自動車税環境性能割（自動車取得税）及び自動車税種別割（自動車税） (1)自動車を修理の上使用している場合又は使用する場合 ①減免申請書 ②り災証明書又は被災証明書（市発行） ③自動車の「損害の程度」を確認できる写真 ④修繕費の領収書（車が特定できるもの、写可） ⑤保険金等の払込通知書（写可） ⑥車検証の写 (2)自動車が損壊し、修理しても使用できない場合 ①り災証明書又は被災証明書（市発行） ②自動車の「損害の程度」を確認できる写真</p>	<p>栃木県税事務所 （事業税） ☎0282 （23）3414 （不動産取得税） ☎0282 （23）3413 （自動車税等） ☎0282 （23）3411</p>

キ その他

件名	概要	問合せ先
<p>【市】 指定文化財の被害に関する相談窓口の開設について</p>	<p>大雨災害により、被害を受けた指定文化財の補修や修繕に係る相談を受付いたします。 国・県・市の指定を受けている文化財が対象となります。</p> <p>【相談受付会場】 場所：小山市役所 文化振興課 （小山市文化センター1階） 時間：平日の午前8時30分～午後5時15分 （土日祝日を除く） （持参するもの） ①被害状況の確認ができる写真（現像が望ましいがスマホ等の写真でも可） ②身分証（運転免許証等）</p>	<p>文化振興課 文化財係 ☎22-9826 ☎22-9669</p>

② 台風第19号等による大雨災害に対する公共団体等以外の支援情報

件名	概要	問合せ先
運転免許証の有効期間の延長、運転免許証の再交付	被災地域の方を対象に、運転免許証の有効期間が令和元年10月10日以後に満了するものについて、有効期間が令和2年3月31日(火)まで延長されます。 また、台風19号の被害にあわれ、運転免許証を亡失等した方は、運転免許証の再交付を受けることができます。	小山警察署 交通総務課 ☎0285-31-0110
自動車検査証の有効期間延長	被災地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が10月15日から10月28日までの車両について、10月29日まで自動車検査証の有効期間を延長します。	国土交通省自動車局整備課 ☎03-5253-8111
NHK	災害に係る放送受信料免除適用について 被災状況に応じて、NHKの受信料が免除される場合があります。 ①免除の対象 ・ <u>床上浸水以上</u> の被害を受けた建物の放送受信契約 ②免除となる受信料の期間 ・10月分と11月分の2ヶ月分 ③申請方法 ・放送受信料免除申請書にり災証明書の写し(コピー)を添えてNHKに対してご申請ください。なお、り災証明書を小山市から郵送する際に、床上浸水以上の被害を受けた方には、申請書を兼ねたNHKからの放送受信料の免除についてのお知らせを同封いたします。	免除に関すること NHK宇都宮放送局営業部 ☎028-634-0088
東京電力	・9月分(10月12日以降支払い)、10月分、11月分および12月分料金等について、支払期限を各々1か月延長。 ・災害から引き続き使用しない場合は、被災日が属する月の分の、翌月分の電気料金から6か月に限り、電気料金を申し受けない。 ・災害により、電気設備が一部使用不能となった場合、令和2年4月末までの間は、復旧するまでの使用できる設備に相当する電気料金は申し受けない	お問い合わせは ☎0120-993-052 月～土 9時～17時
北日本ガス	・10月分、11月分および12月分のガス料金(および電気料金)を対象として、支払期限を1か月延長。 ・不使用月(被災から継続して6か月まで)の基本料金免除。 ・臨時工事費の免除(復旧のための工事費 ※2019年12月まで)。	お問い合わせは、 最寄りの営業所まで 小山本社 ☎22-3318 月～金 9時～17時
テレビ小山	・加入者で、チューナー・端末等が水没により使用不可となり交換を要する場合は、1か月分の料金免除。訪問の上判断するため、電話で連絡を。	お問い合わせは、 ☎25-8088

件 名	概 要	問合せ先
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示・避難勧告による避難等により、電気通信サービスを24時間以上ご利用いただけない場合等に支援措置あり。詳細は要問合せ。 	<p>お問い合わせは、 料金問い合わせ受付センター ☎0120-002-992 9時～17時</p>
ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害により、携帯電話等を破損・故障・紛失された、またはドコモ光が利用できない期間があった場合等に支援措置あり。詳細は要問合せ。 	<p>お問い合わせは、 ドコモショップ ハーヴェスト ウォーク小山店 ☎0120-556-360 10時～19時 定休日：第2火曜日 他、市内支店まで</p>
足利銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者払い戻し窓口設置 (払戻請求・再発行に関する対応、損傷した紙幣・硬貨の対応、その他融資等の相談) ・設置日時 10月15日から全支店・出張所9時～15時 <ul style="list-style-type: none"> ・足利銀行小山市役所出張所 (☎0285-25-3361) ・足利銀行小山支店 (☎0285-21-2821) ・内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳、証書、お届出印、キャッシュカード等が見当たらないお客様は窓口までご相談ください。 ・住宅関係ローン相談 ・プロパー融資相談 	左記参照
栃木銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口設置 全支店・出張所（ローンセンター、ローンプラザ含む） 設置日時：10月15日から全支店・出張所 9時から15時 小山ローンプラザ(小山市駅南町)については 平日 9時から17時 土日祝 10時から17時 内 容：・通帳、証書、キャッシュカード、お届出印の紛失等受付 ・融資等に関するご相談 ※来店の際は、可能な限り本人であることを確認できる書類（運転免許証など）を持参 	全支店・出張所
郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者払い戻し窓口設置払戻請求・再発行に関する対応) <p>市内郵便局全店</p>	市内郵便局全店

件名	概要	問合せ先
三井住友海上火災保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の連絡受付窓口（24時間365日） ・住宅・店舗など自動車保険以外 ☎0120-258-189 ・自動車保険に関する連絡 ☎0120-258-365 ※携帯電話・PHSからでも利用可能 	左記参照
あいおいニッセイ同和損保株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の連絡受付窓口（あんしんサポートセンター）24時間365日 ・自動車保険以外（火災、傷害など） ☎0120-985-024（IP電話からは）☎0276-90-8852 ・自動車保険 ☎0120-024-024（IP電話からは）☎0276-90-8850 ※被害の連絡は、企業HPからも連絡可 詳細は、https://www.aioinissaydowa.co.jp/ 	左記参照
（一財）日本防火・防災協会	<p>（一財）日本防火・防災協会にて以下の修了証の交付を受け、台風19号の被害にあわれ、亡失等した方は、再交付の手数料の減免措置を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理講習修了証 ・防災管理講習修了証 	（一財）日本防火・防災協会 ☎03-3591-7129
（一財）日本消防設備安全センター	<p>（一財）日本消防設備安全センターにて以下の免状及び修了証の交付を受け、台風19号の被害にあわれ、亡失等した方は、再交付の手数料の減免措置を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備点検資格者免状 ・防火対象物点検資格者免状 ・防災管理点検資格者免状 ・自衛消防業務講習修了証 	（一財）日本消防設備安全センター ☎03-3501-7912
栃木労働局	<p>栃木労働局では、事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「給与、手当の支払い等」、「解雇、雇止め等」に関すること ☎028(634)9115 2. 「労災補償給付等」に関すること ☎028(634)9118 3. 「労働保険料の納付猶予等」に関すること ☎028(634)9113 4. 「雇用保険給付」、「その他雇用の安定」に関すること ☎0285(22)1524※ハローワーク小山 	左記参照
栃木労働局	<p>労災保険年金・特別遺族年金の受給者における定期報告書の期限が、令和元年10月31日から令和元年12月7日に延長されます。</p>	栃木労働局労災補償課 ☎028-634-9118

③ 台風第19号等により被災された販売農家に対する支援情報

台風19号により被災された農産物をJAや市場等へ出荷する農家の方に対する支援

件名	概要
【県】 栃木県農漁業 災害対策特別 措置条例の適 用に応じて、 支援を実施	【被害割合30%以上の圃場が対象】 病虫害防除用農薬購入費補助 作物の病虫害の共同防除のための農薬購入費に対し補助します。
	【被害割合30%以上の圃場が対象】 樹草勢回復用肥料購入費補助 作物の樹草勢回復のための肥料購入費に対し補助します。 補助対象者は、複数農家により設立される組織です。
	【被害割合70%以上の圃場が対象】 代替作付け用種苗購入費補助 追い播き、代替作付けに係る種苗等の購入費用に対し補助します。
	【被害割合70%以上の圃場が対象】 被害農作物取り片づけ作業費等補助 被害を受けた、農作物の取り片付けを行う場合、その労務費に対し補助します。 但し、経営者の家族や以前から雇用している従業員等については、対象外となり、被害農作物取り片付け作業のために新規に雇用された従業員のみが対象となります。
	【被害割合30%以上の圃場が対象】 災害経営資金利子補給補助 施設復旧資金利子補給補助 年度末の融資残高について、知事が災害の都度定める率を乗じて得た利子補給額以内で補助します。
【市】 生産意欲向上 対策 次期作支援	【10万円以上被害のあった農家が対象】 農業機械用軽油の購入費補助【一律20千円/1戸】 生産手段として使用するトラクター等の農機具の燃料代として軽油代を補助します。
	【10万円以上被害のあった農家が対象】 農機具等の購入・修理費の補助【上限100千円/1戸】 水害により故障した農機具等の購入費、修理費を補助します。
	【10万円以上被害のあった農家が対象】 種苗購入費補助【上限50千円/1戸】 次期作分の種苗の購入費を補助します。
	農地回復のための補助【上限100千円/1箇所】 浸水被害の大きい地域において次期作で農地が使用出来るよう農地に堆積した稲わらの撤去費を補助します。

※県事業については、県と市がそれぞれ1/2を負担し支援を実施します。

④ 台風19号により被災された中小・小規模事業者の皆様へ

中小・小規模事業者の方が事業の再開や継続にあたり活用できる主な支援制度

件名	概要	問合せ先
日本政策金融公庫 特別相談窓口	○災害復旧貸付をはじめとした各種融資制度並びに返済にかかる相談等 (災害救助法適用)	日本政策金融公庫 宇都宮支店 ☎028-636-7171
日本政策金融公庫 災害復旧貸付	対象：台風19号により被災した事業者 ○国民生活事業 各融資枠に3千万円上乗せ ○中小企業事業 別枠で1億5千万円 (災害救助法適用)	☎028-634-7141 佐野支店 ☎0283-22-3011
日本政策金融公庫 令和元年台風第19号特別貸付	対象：台風19号により被災した事業者 ○国民生活事業 各融資枠に6千万円上乗せ ○中小企業事業 別枠で3億円 ※直接被害を受けた事業者は、基準金利（災害）より3年間0.9%引下げ、4年目以降0.5%引下げ（限度額あり） (激甚災害適用)	
日本政策金融公庫 セーフティネット貸付	対象：一時的に業況悪化している事業者 ○国民生活事業 限度額：4千8百万円 ○中小企業事業 限度額：7億2千万円	
商工組合中央金庫 小規模企業共済災害時貸付	対象：小規模企業共済制度加入者で商工団体から証明を受けた事業者 貸付限度額：掛金等による ※書類が整っていれば原則即日貸付 (災害救助法適用)	商工組合中央金庫 宇都宮支店 ☎028-633-8191 足利支店 ☎0284-21-7131
商工組合中央金庫 小規模企業共済特例災害時貸付	対象：小規模企業共済制度加入者で台風19号により直接被害を受けた事業者 貸付限度額：最大2,000万円（掛金等による） 貸付利率：無利子 (激甚災害適用)	

件名	概要	問合せ先
商工組合中央金庫 小規模企業共済 災害時貸付（拡大）	対象：小規模企業共済制度加入者で台風19号の影響により売上高の減少が見込まれる事業者 貸付限度額：最大1,000万円（掛金等による） 貸付利率：0.9% （激甚災害適用）	商工組合中央金庫 宇都宮支店 ☎028-633-8191 足利支店 ☎0284-21-7131
ハローワーク 雇用保険失業給付に関する特例措置	災害の影響で事業所が休業するに際し一時的な離職を余儀なくされた方について、災害救助法の適用がある場合は、再開後の再雇用が予定されていても失業給付を給付 （災害救助法適用）	ハローワークおやま ☎0285-22-1524
ハローワーク 休業手当に対する雇用調整助成金	災害に伴う経済上の理由により雇用調整を余儀なくされた事業主が、事前の労使協定に基づき休業手当を支払う場合、災害救助法の適用がある場合は雇用調整助成金を助成 （災害救助法適用）	
ハローワーク 求職者給付の支給に関する特例	事業所が災害により休業した場合、休業で賃金が受け取れない被保険者について、離職していなくとも基本手当を支給 （激甚災害適用）	
栃木県信用保証協会 特別相談窓口	○経営に関する相談 ○資金繰りに関する相談 ○協会利用に関する相談等 （災害救助法適用）	
栃木県信用保証協会 緊急災害短期保証制度	対象：事業継続に支障のある事業者 保証限度額：1千万円 保証料率：20%割引 保証期間：1年以内	栃木県信用保証協会 ☎028-635-2121
栃木県信用保証協会 セーフティネット保証4号の適用	対象：災害に起因して売上が減少している事業者 保証限度額：一般保証と別枠で2億8千万円（無担保8千万円＋普通2億円） 保証期間：運転資金10年以内、設備資金20年以内 （災害救助法適用）	
栃木県信用保証協会 災害関係保証の特例	対象：台風19号により直接被害を受け、罹災証明を受けた事業者 保証限度額：セーフティネット保証と別枠で2億8千万円（無担保8千万円＋普通2億円） 保証期間：運転資金10年以内、設備資金20年以内 （激甚災害適用）	

件名	概要	問合せ先
栃木県 既往債務への柔軟な対応要請 (返済条件緩和等)	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対し、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化、担保要求の弾力化等、柔軟な対応を要請 (災害救助法適用)	栃木県産業労働観光部経営支援課 ☎028-623-3181
栃木県 経営改善特別相談窓口	専門家（中小企業診断士等）を派遣して、経営に関する相談等 (災害救助法適用)	
中小企業庁 中小企業等グループ補助金	被災した中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づく施設・設備復旧等の費用を補助 補助率：3/4 限度額：15億円/一企業 ※事業者負担分は中小機構による無利子融資あり (激甚災害適用)	
栃木県 既往債務への柔軟な対応要請 (返済条件緩和等)	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対し、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化、担保要求の弾力化等、柔軟な対応を要請 (災害救助法適用)	栃木県産業労働観光部経営支援課 ☎028-623-3181
栃木県 経営改善特別相談窓口	専門家（中小企業診断士等）を派遣して、経営に関する相談等 (災害救助法適用)	
中小企業庁 中小企業等グループ補助金	被災した中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づく施設・設備復旧等の費用を補助 補助率：3/4 限度額：15億円/一企業 ※事業者負担分は中小機構による無利子融資あり (激甚災害適用)	
栃木県地域企業 再建支援事業費補助金（自治体連携型補助金）	機械装置等費、広告費、展示会等出展費、開発費等、事業再建に取り組む費用を幅広く補助 ※保険等の支払いの対象となるものは除外 対象：台風19号により直接被害を受けた中小企業者（中小企業・小規模事業者等） 補助率：2/3（国4/9 県2/9） 限度額：2,000万円 (小規模事業者は200万円超えるもの)	栃木県産業労働観光部経営支援課 ☎028-623-2422

件名	概要	問合せ先
栃木県地域企業 再建支援事業費 補助金（自治体 連携型補助金） 〔前頁の続き〕	※小規模事業者に該当する場合は、中小企業庁が実施する「小規模事業者持続化補助金」の活用が可能のため、本補助金においては、補助申請額が200万円を超え、2,000万円以内のものが対象	栃木県産業労働観 光部経営支援課 ☎028-623-2422
栃木県制度融資	対象者：災害により資金を要する事業者 ○経営安定化資金 用途：罹災への対応 限度額：運転資金3千万円、設備資金5千万円	県内取扱金融機関 栃木県産業労働観 光部経営支援課 ☎028-623-3181
栃木県 令和元年台風第 19号緊急対策 資金	対象者：台風19号により直接被害を受けた、若しくは売上減少見込まれる事業者 ○運転資金及び設備資金 用途：事業の再建または経営の安定化のためのもの 限度額：8千万円 ※信用保証料の一部補給制度あり	
栃木県産業振興 センター 受注確保等相談 窓口	対象：台風で影響を受けたものづくり企業等 新たな取引先の開拓等の相談対応、県内外の発注企業等との取引あっせん	栃木県産業振興 センター ☎028-670-2603
栃木県産業技術 センター 特別相談窓口 （技術）	対象：台風で影響を受けたものづくり企業等 被災したものづくり企業の技術的な相談に対応	栃木県産業技術 センター ☎028-670-3391
中小企業庁 小規模事業者持 続化補助金	機械・車両購入、店舗改装、広告宣伝等、事業再建に取り組む費用を幅広く補助 対象：台風19号により被災した小規模事業者 補助率：2／3 限度額：200万円 ※商工会等の支援機関と経営計画を作成すること （激甚災害適用）	小山商工会議所 ☎0285-22-0253 間々田商工会 ☎0285-45-0261 小山市美田商工会 ☎0285-37-0631 桑絹商工会 ☎0285-22-4523

件 名	概 要	問合せ先
日本政策金融公庫 令和元年台風第19号災害マル経融資	対象：台風19号により被害を受けた小規模事業者 限度額：マル経融資とは別枠で1,000万円 貸付利率：当初3年間最大0.9%引下げ ※商工会等の経営指導を6か月以上受けていること （激甚災害適用）	小山商工会議所 ☎0285-22-0253 間々田商工会 ☎0285-45-0261 小山市美田商工会 ☎0285-37-0631 桑絹商工会 ☎0285-22-4523
小山市制度融資	対象：市内の事業者で市税の未納のない事業者 ○営業資金 限度額3千万円 ○設備資金 限度額2千万円（総経費の8割以内）	市内取扱金融機関 商業観光課 ☎0285-22-9275
小山市信用保証料補助金	対象：上記市制度融資を利用された事業者 ○信用保証料の内、融資額1千万円までの分を完済後に補助	商業観光課 ☎0285-22-9275
小山市台風第19号に係る中小企業融資制度利子補給制度	対象：台風19号で被災され、上記市制度融資を利用された事業者 ○災害復旧若しくは経営安定を目的に、令和元年度中に市制度融資を利用した場合、5年間を限度に支払った利子に対して補給金を交付	

(3) 要望活動

小山市では、上流部の日光市や鹿沼市に400ミリを超える降雨があったことなどから、河川が越水し、544戸が床上・床下浸水したのをはじめ、道路や農作物にも広範囲な被害が発生し、市は一刻も早い対応を迫られました。

一方、栃木県は台風第19号が襲来した10月12日23時に内閣府が大雨特別警報を発表したことを受け県内14市町に災害救助法を適用しましたが、その中に小山市は含まれていませんでした。

災害救助法は市町村が行う災害復旧費用の一部を都道府県が補助するもので、小山市が被災者の住宅応急修理を含めた支援及び保護を適切に早期に実施するためにはこの法律の適用が不可欠でした。

このことから、市は台風明けの10月14日から、国や栃木県、県選出の国会議員、県議会議員に対し災害救助法の適用についての要望を行った結果、10月17日に栃木県から小山市に災害救助法が適用されました。

このほかにも、被災者支援のほか、市の広範な範囲において、県道や市道、公園、学校や市営住宅などの公共施設の復旧及び農作物や農業施設等への被害対応など、市が単独で行うには困難な災害復旧事業を1日も早く行えるようにするため国や県などに繰り返し要望を行いました。

《要望の記録》

① 農林水産省

- ・ 訪問日時 10月17日 10時～11時
- ・ 要望書提出先 (19名)

江藤 拓 様	農林水産大臣	牧元 幸司 様	農村振興局長
伊東 良孝 様	農林水産副大臣	奥田 徹 様	農村振興局次長
加藤 寛治 様	農林水産副大臣	吉田 誠 様	総務課長
河野 義博 様	農林水産大臣政務官	安部 伸治 様	整備部長
藤木 眞也 様	農林水産大臣政務官	川合 規史 様	設計課長
末松 広行 様	農林水産事務次官	石川 英一 様	技術調査官
枝元 真徹 様	官房長	柵木 環 様	水資源課長
浅川 京子 様	総括審議官	宮崎 敏行 様	防災課長
登り 俊也 様	災害総合対策室長	香山 泰久 様	災害対策室長
宮浦 浩司 様	予算課長		

・ 説明、要望事項

小山市の被災状況の説明

農地・農業施設等の災害復旧事業の査定及び採択への支援

・ 特記事項

牧元農村振興局長等に、小山市の被災状況を詳しく説明する時間を頂き、復旧に向けての支援をお約束いただいた。

- ・ 訪問日時 12月20日 16時～16時10分
- ・ 要望書提出先（4名）

奥田 透 様	農林水産省 農村振興局次長
香山 泰久 様	農林水産省 農村振興局整備部 防災課災害対策室長
番詰 憲彦 様	農林水産省 関東農政局農村振興部 防災課長
佐藤 秀彦 様	農林水産省 関東農政局農村振興部 設計課課長補佐

- ・ 要望事項
農地・農業施設の災害復旧事業について要望

② 国土交通省

- ・ 訪問日時 10月17日 11時～12時
- ・ 要望書提出先（15名）

赤羽 一嘉 様	国土交通大臣	北村 知久 様	都市局長
御法川 信英 様	国土交通副大臣	鈴木 徹 様	都市安全課長
青木 一彦 様	国土交通副大臣	古澤 達也 様	公園緑地・景観課長
門 博文 様	国土交通大臣政務官	五道 仁実 様	水管理・国土保全局長
佐々木 記 様	国土交通大臣政務官	藤巻 浩之 様	治水課長
和田 政宗 様	国土交通大臣政務官	池田 豊人 様	道路局長
藤田 耕三 様	国土交通事務次官	渡辺 学 様	環境安全・防災課長
山田 邦博 様	技監		

- ・ 説明、要望事項
小山市の被災状況の説明
小宅橋等市道復旧、思川緑地等公園復旧の災害復旧事業の査定及び採択への支援
- ・ 特記事項
和田政宗国土交通大臣政務官に、小山市の被災状況を詳しく説明する。
時間を頂き、復旧に向けての支援をお約束いただいた。

・日時 11月19日 11時～11時30分

・要望書提出先（2名）

小幡 宏 様	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所長
川村 英明 様	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所計画課長

・要望事項

小山市の台風第19号被害に対する支援に関する緊急要望

③ 内閣府

・訪問日時 10月16日 12時40分～13時

・要望書提出先（3名）

二階 俊博 様	自民党幹事長
進藤 金日子 様	総務省大臣政務官
宮崎 雅夫 様	参議院議員

・訪問日時 10月17日 15時～16時

・要望書提出先（6名）

西川 公也 様	内閣官房参与
武田 良太 様	内閣府特命担当大臣（防災）
平 将明 様	内閣府副大臣
今井 絵理子 様	内閣府大臣政務官
青柳 一郎 様	内閣府政策統括官（防災）
大武 義勝 様	内閣府参事官（被災者行政担当）

・説明、要望事項

小山市の被災状況の説明

災害救助法の適用についての県への助言のお願い

・特記事項

初めに西川公也参与に、小山市の被災状況を詳しく説明する時間を頂き、災害救助法の適用については心配ないと心強いお言葉をいただいた。

その後、青柳一郎統括官と大武義勝参事官にも同様のお話をさせていただきました。

- ・その後の状況

10月17日、午後9時に栃木県より小山市に災害救助法が適用された。

- ・訪問日時 12月20日 14時10分～14時40分
15時 ～15時15分

- ・要望書提出先（6名）

二階 俊博 様	自民党幹事長
林 幹雄 様	衆議院議員
福井 照 様	衆議院議員
進藤 金日子 様	総務省大臣政務官
宮崎 雅夫 様	参議院議員
西川 公也 様	内閣官房参与

- ・要望事項

思川の河川改修の推進について要望

農地・農業施設の災害復旧事業について要望

④ 栃木県

- ・訪問日時 10月15日 12時40分～13時

- ・要望書提出先（3名）

福田 富一 様	栃木県知事
北村 一郎 様	栃木県副知事
岡本 誠司 様	栃木県副知事

- ・説明、要望事項

災害救助法の適用について

- ・訪問日時 12月20日 15時～15時15分

- ・要望書提出先（1名）

岡本 誠司 様	栃木県副知事
---------	--------

- ・要望事項

農地・農業施設の災害復旧事業について要望

- ・訪問日時 12月20日 16時～16時10分

荒井 真一 様	栃木県農政部次長
渡邊 修一 様	栃木県農政部 農地整備課長
南木 好樹 様	栃木県下都賀 農業振興事務所長

- ・要望事項

農地・農業施設の災害復旧事業についての要望

⑤ 栃木県議会議員

- ・訪問日時 10月16日 9時～11時

- ・要望書提出先（5名）

板橋 一好 様	栃木県議会議員
五十嵐 清 様	栃木県議会議員
西村 しんじ 様	栃木県議会議員
白石 資隆 様	栃木県議会議員
中屋 大 様	栃木県議会議員

- ・説明、要望事項

災害救助法の適用について

- ・日時 10月27日 13時30分～15時

- ・要望書提出先（5名）

板橋 一好 様	栃木県議会議員
五十嵐 清 様	栃木県議会議員
西村 しんじ 様	栃木県議会議員
白石 資隆 様	栃木県議会議員
中屋 大 様	栃木県議会議員

- ・説明、要望事項

災害復旧・被災者支援について

⑥ 県選出国會議員

- ・日時 10月14日 10時～11時20分
- ・要望書提出先（1名）

佐藤 勉 様	衆議院議員
--------	-------

- ・訪問日時 10月15日 11時45分～12時40分
- ・要望書提出先（2名）

上野 通子 様	参議院議員
高橋 克法 様	参議院議員

- ・説明、要望事項
災害復旧・被災者支援について
- ・日時 10月27日 8時～8時30分
- ・要望書提出先（1名）

佐藤 勉 様	衆議院議員
--------	-------

- ・説明、要望事項
災害復旧・被災者支援について

(4) 説明会実施状況

台風第19号での住家被害は、床上浸水269戸、床下浸水275戸で、その多くが豊穂川と杣井木川流域の地域にある住戸でした。

50年に一度といわれた平成27年の関東東北豪雨災害から4年での災害発生に、市は、被災された皆様へ、台風第19号被害状況、前回の豪雨災害からこれまでに取った市の防災対策、これからの防災減災に向けた対応策の説明をはじめ各種支援メニューを案内するため、10月20日に寒川地区住民説明会、11月3日に豊穂川流域住民説明会を開催しました。

説明会では、説明の後、参加した住民の皆様からの質疑に応答しました。

① 寒川地区住民説明会

日 時 令和元年10月20日 10時30分～12時30分

場 所 寒川公民館

住民参加者数 100人

行政出席者 小山市災害対策本部員（関係課長含）・栃木土木事務所

② 豊穂川流域住民説明会

日 時 令和元年11月2日 10時30分～13時30分

場 所 小山建設業協同組合建設会館

住民参加者数 171人

県議会議員 4人

行政出席者 小山市災害対策本部員（関係課長含）・栃木土木事務所

③ 市議会議員説明会

市は、市議会議員の皆様へ、台風第19号による被害状況及び市の対応、被災者への生活支援等についての説明会を10月15日及び10月28日に開催。併せて、被害に遭われた市民の皆様への支援、災害復旧事業を図るとともに、いつ起こるかかわからない水害対策に取り組むための専決補正予算についての内容等についても説明し、理解を求めました。

④ 地区選出県議会議員説明

市は、10月27日小山・野木選挙区選出の5人の県議会議員の皆様を市役所に招き、台風第19号による市内の被害状況と市の対応状況及び被災者への生活支援、豊穂川・杣井木川の排水強化対策について説明と要望を行いました。

特に、今回の台風では思川が3カ所で越水するなど、小山市だけでは対応が困難な状況となっていることを踏まえ、流域としての対応についても要望を行いました。

(5) 連携市町等への支援状況

① 栃木市災害ごみ

小山市内の災害ごみの収集作業が一段落したことから、令和元年11月12日から12月4日までの間、栃木市内の災害ごみを回収し、栃木市の仮置き場へ運搬する作業の支援を令和元年11月12日から12月4日までの間、延9日間実施しました。

小山市環境課所有の2 tダンプ1台を使用し、支援累計は、畳12台分、可燃ごみ18台分、不燃ごみ12台分となっております。

12月5日には、栃木市環境課長より電話があり、「小山市の支援のお陰で、災害ごみの回収作業の目処がつけました。小山市でも災害があったにも関わらず、支援してくれたことに感謝します。」との言葉をいただきました。

また、栃木市の災害ごみ受け入れについては、1月16日から1月30日まで小山広域保健衛生組合リサイクルセンターにて受け入れを行いました。

1日あたり5 tの処理を行うため、搬入前処理として処理不適合物を取り除く作業として、1月15日から1月23日までより小山市職員及び小山広域保健衛生組合職員、リサイクルセンター職員により災害ごみの分別作業を実施してから、栃木市の委託車両にて不燃ごみ33 tを搬入、処理いたしました。

② 栃木市職員派遣

栃木市から住宅の応急修理業務についての人的支援要請を受け、建築課職員を派遣しました。

配属先：栃木市 都市整備部 住宅課

業務内容：受付・相談窓口

派遣期間：令和元年11月18日～11月22日

派遣人数：延べ5名

③ 佐野市職員派遣

全国市長会から中長期の人的支援要請を受け、佐野市へ職員を派遣しました。

配属先：佐野市 市民生活部 環境政策課

業務内容：堆積土砂排除事業用務

派遣期間：令和元年12月3日～令和2年2月29日

派遣人数：1名

3. 今後の治水対策

(1) 思川流域

・対策内容（流下能力の確保、水のう設置他）

思川は、日光・鹿沼の山岳地帯を源流とし、圏域（約950km²）の河川水を集めて、栃木県の南端小山市・野木町で渡良瀬遊水地（渡良瀬川）に流入しています。

小山市では、令和元年10月の台風第19号による思川上流域での約400mmの大雨で、支川の豊穂川流域で、床上浸水214戸、床下浸水162戸の浸水被害が発生するとともに、思川下流域の石ノ上及び間中地区の3か所で合わせて1,400mにわたって、思川が初めて越水しました。

更に、思川上流域の市町では、思川本川とその支川において8か所で堤防が決壊し、甚大な被害が発生しました。

このような状況から小山市は、思川の管理者である栃木県に対し、現況の流下能力を把握する等、台風第19号で発生した洪水の検証及び検証結果を踏まえた「思川圏域河川整備計画」の見直し・変更及び、思川の水位が計画高水位を上回ることなく流下する余裕のある「河道断面の確保」と堤防強化、河道の掘削・樹木伐採による「流下能力の確保」を図り、地域住民の安全・安心な暮らしを守る「治水安全度を向上した河川改修事業の強力な促進」を要望しています。

また、思川の越水対策として、堤防等の測量結果を踏まえて、令和2年度の出水期には「水のう」を設置します。

更に、思川流域での浸水被害軽減を図るため田んぼダムの取組みを関係市町へ協力をお願いするとともに、栃木県に対して県全体での田んぼダム取組み推進するよう働きかけてまいります。

(2) 豊穂川流域

・対策内容（排水ポンプ車配備、田んぼダム、水のう設置他）

豊穂川は、栃木市を流れる赤淵川の下流部で、小山市に入り豊穂川となり本川思川に接続するものです。

平成23年の思川の増水による豊穂川への逆流により、豊穂川流域で内水被害が発生したことに伴い、栃木県が思川との合流点に「豊穂川排水樋門」の整備に着手した最中、平成27年9月関東・東北豪雨により、豊穂川流域で床上浸水768戸、床下浸水237戸の大規模浸水被害が発生しました。

豊穂川排水樋門は平成29年3月に完成したものの、小山市は抜本的な排水強化対策が必要と考え、国・県と度重なる協議を行い、令和元年7月5日に思川から上流約1.2kmの大日橋下流まで一級河川の指定を受け、国の交付金を活用した「河道拡幅」、「堤防整備」等の整備に着手しました。

また、小山栃木排水路及び立木排水路は準用河川化したうえで国の交付金を活用し、小山栃木排水路は河道改修(案)、立木排水路は調整池(案)の整備に向け河川協議等を進めています。

この様な中、令和元年10月の台風第19号の大雨により、思川からの逆流は防ぎ被害を最小限に留めたものの、豊穂川が溢水し、再び豊穂川流域で、床上浸水214戸、床下浸水162戸の浸水被害が発生しました。

再び被災してしまったことを重く受け止め、市では、抜本的な排水強化対策が完了までの「緊急排水対策」として、公共下水道事業の調整池用地の前倒し掘削の実施、内水排水のため毎分30トン排水できる排水ポンプ車の購入及び、豊穂川の越水対策として堤防等の測量結果を踏まえ、令和2年度の出水期には「水のう」を設置します。また、小山栃木排水路は仮設排水能力を確保するため排水路の最下流部に水中ポンプ6台を設置するとともに、田んぼダム推進のため土地改良区及び農家の取組みを支援してまいります。

(3) 杣井木川流域

・対策内容（排水ポンプ車配備、田んぼダム他）

杣井木川は、栃木市内の巴波川から分流し、栃木市内及び小山市の西部を流下し、押切地内の永野川に流入しています。

永野川との合流部には、杣井木川排水機場が整備されていますが、平成27年9月関東・東北豪雨の浸水被害を受け、栃木県による杣井木川の河川整備としてポンプ場の増設整備（合計毎秒12トン）と、貯水容量約16万トンの調節池整備が計画されています。

また、河川整備を補完する整備として、関係土地改良区と協力し「田んぼダム」の整備を進めています。

この様な中、令和元年10月の台風第19号の大雨により、再び杣井木川が越水し、浸水被害が発生しました。

このことを受け、小山市は、河川整備として杣井木川排水機場増設と調節池の早期完成を栃木県に要望するとともに、内水排水のため毎分30トン排水できる排水ポンプ車の購入及び、田んぼダム推進のため土地改良区及び農家の取組みを支援してまいります。

(4) 水系流域自治体連携

① 思川

日光、鹿沼の山岳地帯を源流とし、圏域（約950km²）の河川水を集めて、栃木県の南端小山市・野木町で渡良瀬遊水地（渡良瀬川）に流入する思川は、「広域河川改修事業」の国庫補助事業として、戦後県内で最も早く、昭和26年度に着手されました。

この広域河川改修事業の促進を図ることを目的として、小山市長を会長とし、栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町の市町長、市・町議会議長及び建設水道常任委員長等により「思川改修期成同盟会」が組織されており、河川改修事業の促進等について、毎年、栃木県へ要望活動を実施しています。

令和元年10月の台風第19号の大雨により、小山市では石ノ上及び間中地区の3か所で合わせて1,400mにわたって思川が初めて越水し、思川の上流域の市町では、思川本川とその支川において8か所で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。

この様な状況から「思川改修期成同盟会」は、思川の管理者である栃木県に対し、現況の流下能力を把握する等、台風第19号で発生した洪水の検証及び検証結果を踏まえた「思川圏域河川整備計画」の見直し・変更及び、思川の水位が計画高水位を上回らないよう余裕ある「河道断面の確保」と、堤防強化、河道の掘削・樹木伐採による「流下能力の確保」を図り、地域住民の安全・安心な暮らしを守る「治水安全度を向上した河川改修事業の強力な推進」を要望しています。

② 杣井木川

杣井木川は、栃木市内の巴波川から分流し、栃木市内及び小山市の西部を流下し、押切地内の永野川に流入しています。

杣井木川流域では、平成27年9月関東・東北豪雨の浸水被害を受け、栃木県による杣井木川の河川整備としてポンプ場の増設整備（合計毎秒12トン）と、貯水容量約16万トンの調節池整備が計画されています。

また、河川整備を補完する整備として、関係土地改良区と協力し「田んぼダム」の整備を進めています。

この河川改修事業の促進を図ることを目的として、栃木県・栃木市・小山市の河川整備及び排水対策の担当部局長・担当課長等により「栃木市・小山市広域排水対策推進連絡会」が組織されており、河川改修事業の促進等について、情報共有を図っています。

この様な中、令和元(2019)年10月の台風第19号の大雨により、再び杣井木川が越水し、浸水被害が発生しました。

この様な状況から、杣井木川の管理者である栃木県に対し、ポンプ場増設及び調節池の早期整備について事業推進を要望するとともに、栃木市及び小山市が実施する排水強化対策を推進してまいります。

4. 参考資料

(1) 義援物資・義援金

① 義援物資受入状況

内閣府、国土交通省、栃木県などの官公庁や7つの団体、4名の個人の方から義援物資の申し入れがあり、それぞれのご厚情に対し、深甚なる感謝の意を持って受け入れ、避難所や被災地にて活用しました。

② 義援金等受入状況

最終受入金額 ※小山市受入分

1. 義援金（市内被災者向け）	143件	6,679,628円
2. 見舞金（小山市災害対策事業向け）	17件	3,656,111円
3. 義援金（市外被災者向け）	2件	30,736円

★上記は3/1時点の金額です。

受入概要

1. 受入種類
 - (1)義援金（市内被災者向け）
 - (2)見舞金（小山市災害対策事業向け）
 - (3)義援金（市外被災者向け）
2. 受入場所 全14箇所
3. 受入方法 現金及び口座振込
4. 専用口座 足利銀行、栃木銀行、ゆうちょ銀行に開設
5. 受入期間 令和元年10月15日～令和2年3月31日

③ 義援金の配分（配分委員会）

12月10日に、栃木県より災害義援金の第1次配分案についての通知があったことから、翌11日に第1回小山市災害義援金配分委員会を開催し、被害種別に応じた配分方法を決定しました。その後、12月17日付けで栃木県災害義援金配分委員会にて県内市町への配分額が決定し、翌18日に小山市に24,926,020円が配分されたことから（第1次配分）、同日18日に第2回小山市災害義援金配分委員会を開催して、栃木県義援金と小山市義援金・募金（12月9日入金分まで）を合わせて、第1次配分総額・配分対象者・配分金額を決定し、申請に基づき被災者に配分いたしました。

栃木県から県内市町への第2次・第3次配分額が決定次第、配分委員会を開催して、被害種別に応じた配分金額（第2次・第3次配分）を決定し、被災者に配分いたします。

④ 義援金の配分（義援金支払）

第1回振込	12月25日	253件
第2回振込	1月16日	95件
第3回振込	1月28日	65件
第4回振込	2月20日	37件

(2) 豊穂川排水強化対策の経緯（平成27年豪雨災害後）

○：県要望活動 ●：国要望活動 ◆：国・利根川上流河川事務所要望活動 △：その他要望

年月日	国・県との打合せ・要望	地元要望打合せ	プロジェクト会議	庁内会議等
平成27年度				
9/ 9	関東・東北豪雨災害			※平成27年関東・東北豪雨災害に伴う調整会議（平成27年9月11日～平成28年3月9日（計37回実施））
19	△要望書提出（上野通子参議院議員、内水排除対策と連携した樋門設置、避難所設置）			
21	△市長会県要望（豊穂川排水樋門の早期設置について）			
10/ 3	第1回 川西町自治会住民説明会（浸水被害、現地調査結果について説明）			
6	○県要望活動①（豊穂川の上流域を含めた樋門・排水機場・調節池・避難場所など多岐にわたる内水排除強化対策の実施について）			
9	●国要望活動①（豊穂川の上流域を含めた樋門・排水機場・調節池・避難場所など多岐にわたる内水排除強化対策の実施について）			
10	第2回 思水ヶ丘自治会住民説明会（浸水被害、現地調査結果について説明）、県要望活動			
19	●国要望活動②【思川改修期成同盟会】（国土交通省、関東地方整備局、栃木県選出国會議員）堤防強化等河川改修事業の促進			
25	住民立会測量			
31	住民立会測量結果の報告会			
11/27	栃木土木打合せ（豊穂川等の浸水対策について）			
12/10	県河川課、栃木土木打合せ（豊穂川の一級河川指定について）			
21	現地視察及び懇談会（衆議院議員）			
22	第1回 豊穂川排水強化対策期成同盟会設立			
1/ 7	◆国・利根川上流河川事務所要望活動③（豊穂川の一級河川指定について）			
8	○県要望活動②（豊穂川の一級河川指定について）			
14	●国要望活動④（豊穂川の一級河川指定について）			
22	県河川課、栃木土木打合せ（豊穂川の一級河川指定について）			
27	第1回 小山市排水強化対策プロジェクト※会議設立 ※小山市排水強化対策プロジェクト会議 「平成27年9月 関東・東北豪雨」により、豊穂川及び柚井木川流域で発生した大規模浸水被害を受け、排水強化対策推進のため、国・県・小山選出の県議會議員（5名）・市議會議員（4名）・地元土地改良区・地元自治会・小山市で構成する会議。			
2/ 3	排水強化対策に関する庁内調整会議 （各課の実施内容、スケジュール、役割分担等）			
7	第1回 川西地区住民との懇談会（水害問題について）			
27	第3回 川西町自治会地元説明会（現地調査結果について）			
3/26	第2回 川西地区住民との懇談会（水害問題について）			
平成28年度				
4/18	○県要望活動③（豊穂川の一級河川指定及び樋門・排水機場・調節池・防災ステーション設置等抜本的排水強化対策の実施について）			
27	●国要望活動⑤（豊穂川の一級河川指定及び樋門・排水機場・調節池・防災ステーション設置等抜本的排水強化対策の実施について）、 県河川課打合せ（1級河川指定、豊穂川計画、下水道調整池、雨水ポンプ場からの排水条件に関する打合せ）			
28	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑥（豊穂川の一級河川指定及び樋門・排水機場・調節池・防災ステーション設置等抜本的排水強化対策の実施について）			
5/29	第3回 川西地区住民との懇談会（水害問題について）			
6/ 1	県河川課・農地整備課、栃木土木・下都賀農振打合せ（交付金メニュー、豊穂川流域の整備について）			
9	栃木土木打合せ（豊穂川排水樋門の管理について）			
10	県河川課打合せ（豊穂川・下水道の計画について）			
16	第1回 豊穂川・柚井木川排水強化対策調整評定 （豊穂川流域の排水強化対策及び減災対策について）			
20	第2回 小山市排水強化対策プロジェクト会議（対策案の検討）			
29	○県要望活動④（豊穂川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼ遊水地等抜本的排水強化対策の実施について）			
30	第2回 豊穂川排水強化対策期成同盟会会議			
7/ 2	豊穂川流域排水強化対策地元説明会①（御殿町、川西町、思水ヶ丘、立木下、大行寺の5自治会）			
5	小山市美田中部土地改良区総代会 小山市美田北部土地改良区理事会 排水強化対策説明			
13	第2回 豊穂川・柚井木川排水強化対策調整評定 （豊穂川流域の排水強化対策（案）について）			
16	第4回 川西地区住民との懇談会（水害問題について）			
25	県河川課、下水道室、農地整備課、栃木土木、下都賀農振 打合せ（下水道排水機場の整備とポンプ排水先・交付金事業について）、			
27	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑦（豊穂川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
7/29	第3回 小山市排水強化対策プロジェクト会議（対策案の決定）			
8/ 2	●国要望活動⑧（豊穂川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			

年月日	国・県との打合せ・要望	地元要望打合せ	プロジェクト会議	庁内会議等
8/30				小山市美田東部土地改良区理事会排水強化対策説明
9/12				栃木市打合せ（田んぼダム）
26	小山・野木選出県議会議員要望（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
27	県河川課、農地整備課、栃木土木、下都賀農振 打合せ（豊徳川の一級河川指定・下水道施設の計画について）			
10/11	県河川課打合せ（豊徳川の整備計画、小山栃木、立木排水路解析方法について）			
18				国土技術政策総合研究所技術相談（排水強化対策の技術相談）
20	県都市計画課打合せ（雨水ポンプ場及び調整池の都市計画決定について）			
21	●国・要望活動⑨【思川改修期成同盟会】（国土交通省、関東地方整備局、栃木県選出国會議員）堤防強化等河川改修事業の促進			
27	県河川課打合せ（豊徳川の実地調査について）			
11/15	県河川課打合せ（豊徳川、小山栃木、立木排水路整備計画について）			
16				第1回 豊徳川流域田んぼダム打合せ 取組について（関係土地改良区）
12/13			第3回 豊徳川・杣井木川排水強化対策調整評定 （豊徳川流域の排水強化対策について）	
14				栃木南部水利事業所打合せ （田んぼダムについて）
16				第2回 豊徳川流域田んぼダム打合せ管理 について（関係土地改良区）
1/ 6	○県要望活動⑤（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
11	●国要望活動⑤（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
13	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑩（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
26				第3回 豊徳川流域田んぼダム打合せ 地元説明について（関係土地改良区）
2/14	県河川課打合せ（思川霞堤の位置付について）			
3/ 7	栃木土木打合せ（豊徳川排水樋門の管理について）			
27				第4回 豊徳川流域田んぼダム打合せ 設置について（関係土地改良区）
31	豊徳川排水樋門完成			都市計画決定変更 （公共下水道事業大行寺排水区）
平成29年度				
13	栃木土木打合せ（豊徳川排水樋門の管理について）			
17	県河川課打合せ（豊徳川の一級河川化スケジュールについて）			
18	○県要望活動⑥（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
27	●国要望活動⑪（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
28	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑫（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
5/ 2	県河川課打合せ（豊徳川の施設整備について）			
8				公共下水道事業計画変更
6/28	栃木土木管内担当部長会議（排水強化対策内容確認、交付金活用について）			
7/ 6	県河川課打合せ（豊徳川の整備計画の条件について）			
19	○県要望活動⑦（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
20				田んぼダム実施状況確認
25	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑬（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
26	●国要望活動⑭（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
8/17	豊徳川排水樋門実働訓練・市への引継ぎ			
22	県河川課打合せ（豊徳川の検討状況、小山栃木、立木排水路整備計画について）			
10/ 2	県河川課打合せ（豊徳川の検討状況について（8/22打ち合わせ時の回答））			
12/ 2	豊徳川流域排水強化対策地元役員説明会②（御殿町、川西町、思水ヶ丘、立木下、大行寺の5自治会）			
18				第3回 豊徳川排水強化対策期成同盟会会議
19	県河川課打合せ（豊徳川一級河川指定の可能性について）			
23	豊徳川流域排水強化対策地元説明会③（御殿町、川西町、思水ヶ丘、立木下、大行寺の5自治会）			
1/10	○県要望活動⑧（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
16	●国要望活動⑮（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
25	県河川課打合せ（豊徳川の計画規模について）			
1/29	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑯（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
2/14	利根川上流河川事務所・県河川課打合せ（豊徳川の整備計画（調節池+排水機場）について）			
3/23				豊徳川排水樋門監視カメラ設置
25				豊徳川大行寺橋・大日橋、小山栃木排水路樋門監視カメラ設置
平成30年度				
4/ 9	県河川課打合せ（豊徳川、小山栃木、立木排水路の整備計画について）			
17	県河川課打合せ（利根川上流河川事務所との打合せ結果について）			
20	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑰（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
23	○県要望活動⑱（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
26	●国要望活動⑲（豊徳川の一級河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
27	県河川課打合せ（5/18利根川上流河川事務所との打合せ内容について）			
5/18	利根川上流河川事務所・県河川課打合せ（豊徳川の整備計画（河道整備）について）			
23				次年度交付金の概算要望資料提出
6/ 7	△要望書提出（高橋克典国土交通大臣政務官、豊徳川の一級河川化指定及び河川改修・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
20				栃木市打合せ（田んぼダム）
21			第4回 豊徳川・杣井木川排水強化対策調整評定【整備方針の決定】 （一級河川指定、公共下水道（大行寺排水区）、田んぼダムの取組み）	
27			第4回 豊徳川排水強化対策整備促進期成同盟会会議	
7/10 ～15		豊徳川流域排水強化対策地元説明会④ （御殿町、川西町、思水ヶ丘、立木下、大行寺の5自治会、思川西部地区画整理地内住民）		

年月日	国・県との打合せ・要望	地元要望打合せ	プロジェクト会議	庁内会議等
13	○県要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
17	（13日：県知事、17日：県土整備部）			
19	●国要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
23	県河川課、都市整備課下水道室打合せ（雨水ポンプ場、調整池整備計画に関する打合せ）			
30	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
8/8	豊徳川一级河川指定照会の県回答、資料提出			
10	県河川課打合せ（豊徳川環境調査について）			
23	県河川課打合せ（豊徳川管理状況、小山栃木、立木排水路整備計画について）			
9/26	県都市計画課、都市整備課下水道室打合せ（雨水ポンプ場位置の変更に伴う都市計画決定変更（案）について）			
10/29	第1回 思川圏域河川整備計画懇談会			
11/20	県河川課、都市整備課下水道室打合せ（豊徳川の横断計画、雨水ポンプ場、調整池整備計画に伴う河川法の適用範囲について）			
11/26	●国要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）、 ●国要望活動⑩【思川改修期成同盟会】（国土交通省、関東地方整備局、栃木県選出国会議員）堤防強化等河川改修事業の促進			
12/7	栃木土木打合せ（雨水ポンプ場、調整池整備計画に伴う河川占用、施工方法・時期、豊徳川の維持について）			
13	県河川課打合せ（豊徳川一级河川指定の進捗報告）			
20	第2回 思川圏域河川整備計画懇談会			
1/9	○県要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
15	県河川課打合せ（豊徳川の県市協定、小山栃木、立木排水路整備計画について）			
17	●国要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
23	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
28	県河川課打合せ（豊徳川一级指定後の管理手続きについて）			
2/22				立木排水路樋門監視カメラ設置
3/5				田んぼダム実施状況確認
7	県河川課打合せ（豊徳川排水樋門の管理について）、栃木土木打合せ（新川橋と樋門増設について）			
12	栃木県議会議決（一级河川化） 栃木土木打合せ（豊徳川の整備スケジュールについて）、 栃木土木打合せ（豊徳川の管理用通路の取扱いについて）			
22	栃木土木打合せ（豊徳川の管理用通路の取扱いについて）			
平成31年度				
4/4	県都市計画課、都市整備課下水道室打合せ（雨水ポンプ場位置の変更に伴う都市計画決定変更（案）の説明）			
8	○県要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
15	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
17	交付申請県河川課ヒアリング（都市基盤河川改修事業（豊徳川））			
22	●国要望活動⑩（豊徳川の一级河川指定及び排水機場・調節池・田んぼダム等抜本的排水強化対策の実施について）			
令和元（2019）年度				
5/10	栃木土木打合せ（豊徳川整備の県窓口について）			
15				田んぼダム実施状況確認
18	思水ヶ丘自治会役員会での意見徴収（豊徳川左岸沿道について）			
6/6	社会資本整備審議会河川分科会（一级河川指定の審議）			
10	栃木土木打合せ（新川橋と樋門増設の施行について）			
12	第5回 豊徳川排水強化対策整備促進期成同盟会会議			
6/17	県河川課打合せ（豊徳川整備、小山栃木・立木排水路整備計画）			
7/5	豊徳川一级河川指定告示【豊徳川排水強化対策計画決定】			
12	○県要望活動⑩（豊徳川の拡幅整備及び河川改修・田んぼダム等抜本的な排水強化対策の実施について）			
19	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑩（豊徳川の拡幅整備及び河川改修・田んぼダム等抜本的な排水強化対策の実施について）			
24	一级河川豊徳川の河川工事等に関する協定書締結（県市） 市長による河川工事等の公告（豊徳川）			
25	●国要望活動⑩（豊徳川の拡幅整備及び河川改修・田んぼダム等抜本的な排水強化対策の実施について）			
8/5	県河川課打合せ（豊徳川の護岸形式について） 美田東部土地改良区説明（豊徳川の計画説明）、			
6	栃木土木打合せ（豊徳川一级河川化に伴う基礎資料提出）			
7	豊徳川排水樋門の県への引継ぎ			
25	豊徳川流域排水強化対策地元説明会⑤			
～26	（御殿町、川西町、思水ヶ丘、立木下、大行寺の5自治会、思川西部土地区画整理地内住民）			
9/3	栃木市打合せ（田んぼダム）			
13	栃木土木打合せ（豊徳川の点検について）			
10/8	県河川課打合せ（進行管理ヒアリング）			
12	台風第19号豪雨災害			
				※10月12～13日の台風第19号に伴い、台風第19号災害対策本部会議を継続実施（1月日まで、回実施）
11/2	豊徳川流域排水強化対策地元説明会⑥ （御殿町、川西町、思水ヶ丘、立木下、大行寺の5自治会、思川西部土地区画整理地内住民）			
15	国土交通省打合せ（豊徳川の交付金事業について）			
22	国土交通省打合せ（豊徳川の交付金事業について） 栃木土木打合せ（豊徳川の交付金事業について）			
12/3	県河川課打合せ（進行管理ヒアリング、豊徳川の整備内容について）			
12	関東地方整備局打合せ（豊徳川の交付金事業について）			
1/10			第1回 思川・豊徳川・柚井木川排水強化対策庁内プロジェクト （豊徳川流域排水強化対策の進捗状況、水のう設置検討について）	
1/14	●国要望活動⑩（豊徳川の拡幅整備及び河川改修・田んぼダム等抜本的な排水強化対策の実施について）			
15	◆国・利根川上流河川事務所要望活動⑩（豊徳川の拡幅整備及び河川改修・田んぼダム等抜本的な排水強化対策の実施について）			
17	○県要望活動⑩（豊徳川の拡幅整備及び河川改修・田んぼダム等抜本的な排水強化対策の実施について）			

まとめ

1. 要望活動

○ 県要望活動		14回
● 国要望活動	18回	} 30回
◆ 国・利根川上流河川事務所要望活動	12回	
	合計	44回

2. 地元説明会等開催

・ 地元説明会		9回
・ 地元懇談会		4回
・ 豊穂川排水強化対策等期成同盟会		4回
・ 小山市排水強化対策プロジェクト会議		3回
	合計	20回

3. 豊穂川・杣井木川排水強化対策調整評定 5回

4. 思川・豊穂川・杣井木川排水強化対策庁内プロジェクト 2回
(令和2年1月31日現在)

(3) 災害に対する本部会議

小山市では、市長を本部長とする災害対策本部を10月12日20時00分に設置し、12月27日に災害復興本部（継続中）に移行するまでの77日間に延べ37回の災害対策本部会議を実施した。

【災害対策本部】

・開催経過

第1回	10月13日	7:30～	災害の被害に対する対策
第2回	10月15日	8:00～	災害救助法及び各部報告
第3回	10月15日	15:00～	被害状況及び議員説明会の各部資料報告
第4回	10月17日	8:00～	被害状況及び対応
第5回	10月18日	8:00～	被害状況及び対応
第6回	10月19日	8:00～	被害状況及び対応
第7回	10月20日	13:30～	被害状況及び寒川地区住民説明会後の調整会議
第8回	10月21日	8:00～	被害対応及び生活支援
第9回	10月23日	8:00～	被害対応及び生活支援
第10回	10月24日	8:00～	被害対応、生活支援及び対応補正予算
第11回	10月25日	7:20～	被害対応及び生活支援
第12回	10月26日	11:00～	被害対応及び生活支援
第13回	10月28日	8:00～	被害対応及び豊穂川流域住民説明会後の各部報告
第14回	10月29日	8:00～	被害対応
第15回	10月30日	8:00～	被害対応及び生活支援
第16回	10月31日	8:00～	被害対応、生活支援及び豊穂川流域住民説明会の各部資料報告
第17回	10月31日	15:30～	被害状況及び豊穂川流域住民説明会の各部資料報告
第18回	11月1日	8:00～	被害対応、生活支援及び豊穂川流域住民説明会の各部資料報告
第19回	11月2日	7:30～	被害状況及び豊穂川流域住民説明会の各部資料報告

第20回	11月5日	8:00～	被害対応及び豊穂川流域住民説明会後の各部報告
第21回	11月7日	8:00～	被害対応及び10月専決補正
第22回	11月8日	8:00～	被害状況及び下野新聞社首長インタビュー対応
第23回	11月12日	8:00～	被害対応、10月専決補正及び下野新聞社首長インタビュー対応
第24回	11月14日	8:00～	被害対応及び10月専決補正
第25回	11月19日	8:00～	被害対応
第26回	11月19日	11:00～	被害状況及び国土交通省の取組
第27回	11月21日	8:00～	被害対応及び10月専決補正
第28回	11月26日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第29回	11月28日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第30回	12月2日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第31回	12月6日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第32回	12月10日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第33回	12月12日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第34回	12月17日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第35回	12月20日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第36回	12月24日	8:00～	被害対応及び復旧復興
第37回	12月27日	8:00～	被害対応、復旧復興、災害記録及び下野新聞市町アンケート

【災害復興本部】

・開催経過

第1回	1月8日	8:00～	復旧復興
第2回	1月21日	8:00～	復旧復興、災害対策本部システム整備事業関係報告
第3回	2月3日	8:00～	復旧復興
第4回	2月18日	8:00～	復旧復興
第5回	3月17日	8:00～	復旧復興

台風19号の大雨災害に係る10月専決補正について（3月17日報告分）

【一般会計】

内 容		補正額	執行額	執行率	備考	
①被災者支援 212,313	生活必需品の給与（災害救助法関連）	6,000	1,920	32.0%		
	住宅の応急修理（災害救助法関連）	12,500	9,018	72.1%	完了	
	児童・生徒支援（災害救助法関連）	200	17	8.5%	完了	
	避難所設営（災害救助法関連）	5,294	5,250	99.2%	完了	
	災害見舞金（受付額）	51,000	56,730	111.2%		
	住宅復旧支援金（支給額）	132,000	54,770	107.4%		
	公営住宅一時供給	4,000	448	11.2%	完了	
	入浴支援	ふれあい健康センター 思川温泉	1,274	315	24.7%	完了
②災害応急対策 131,210	廃棄物収集（環境課分）（補助）	15,000	4,427	29.5%	完了	
	廃棄物収集（建設政策課）（補助）	15,000	2,105	14.0%	完了	
	廃棄物処理（災害廃棄物処理事業）（補助）	70,000	53,145	75.9%		
	消毒散布（感染症予防事業）（補助）	4,600	2,619	56.9%	完了	
	浸水防除対策	豊徳川バラベツ倒壊緊急対応工事（土のう設置）	4,000	3,620	90.5%	完了
		排水強化対策（仮設エンジンポンプ修繕等）	1,260	1,260	100.0%	完了
		排水作業委託・ポンプ車燃料	450	144	32.0%	完了
	道路応急対策	堆積物除去及び清掃（栗宮不動下排水樋管ゲート等）	900	484	53.8%	完了
20,000	19,742	98.7%	完了			
③災害復旧 739,895	市道等復旧（補助）	小宅橋復旧	143,600	14,014	9.8%	
		市道8号線復旧	26,400	19,404	73.5%	
	市道等復旧（市単）	路肩復旧等	20,000	8,886	44.4%	完了
		思川緑地	120,000	99,572	83.0%	
	緑地公園等復旧（補助）	石ノ上河川広場	77,000	69,080	89.7%	
		思川アプローチ前芝生広場	50,000	29,040	58.1%	
	緑地公園等復旧（市単）	測量、土質調査、スコアボード設置、ベンチ・シェルター設置、散策路復旧等	81,500	12,278	15.1%	
		中小学校復旧（補助）	中小学校体育館復旧	21,800	19,193	88.0%
	中小学校復旧（市単）	小山中学校復旧（グラウンド堆積土除去他） ※市単独事業として実施済	86,300	※	※	
		中小学校体育館復旧（単独分）	7,200	11,200	155.6%	完了
	グラウンド復旧	小山中学校復旧（単独分）	28,700	4,552	15.9%	完了
		備品購入	6,000	1,119	18.7%	完了
	集会所復旧	小宅・川西グラウンド堆積土除去・整備	62,197	7,627	12.3%	
市営住宅復旧	押切集会所復旧・備品購入	4,123	2,513	61.0%	完了	
ふれあい健康センター復旧	押切市営住宅復旧（6戸）	1,500	887	59.1%	完了	
土砂流出箇所復旧	土砂流出箇所の復旧	3,575	2,439	68.2%	完了	
④農業支援 165,150	農業災害対策（補助）	農薬、利子補給他 ※県補助事業、12月25日に交付決定	9,900	※	※	
	農業災害対策（生産意欲向上対策）	軽油、農機修繕他	5,250	1,220	23.2%	
	農業用施設復旧支援（補助）	土地改良区補助 ※災害査定後工事発注し、その実績支払い	53,900	※	※	
	農地復旧支援（補助）	土地改良区補助 ※災害査定後工事発注し、その実績支払い	32,000	※	※	
	農地・農業用施設復旧支援（市・土改単独）	土地改良区単独の災害復旧事業とそれに対する市補助事業	64,100	7,217	11.3%	
⑤災害対策強化 453,000	排水強化対策	排水対策事業調査及び測量等業務委託（思川）	25,000	24,090	96.4%	
		排水対策事業調査（豊徳川・杣井木川）	15,000	11,440	76.3%	
		排水対策測量調査等業務委託（小山栃木排水路・立木排水路）	8,000	6,875	85.9%	
		排水対策補助金（田んぼダム：土地改良区）	10,000	10,000	100.0%	
		排水ポンプ車整備	140,000	100,100	71.5%	
		調整池掘削工事（渋井地内）→ポンプ設置へ対策変更	60,000	5,951	9.9%	
		調整池掘削工事（大行寺地内）	90,000	71,280	79.2%	
	水のう設置（豊徳川・思川）	100,000	51,766	51.8%	完了	
自主防災組織分会設置強化事業	自主防災組織分会設置（間中・石ノ上・塩沢・下国府塚・萩島）	5,000	4,924	98.5%	完了	
⑥救助防災資機材 4,950	消防車両	被災消防団車両の修繕（3-1分団・4分団）	2,400	2,365	98.5%	完了
	救助資材	災害活動用ゴムボート購入（被災区域分団 15箇所分）	2,550	2,548	99.9%	完了
⑦職員給与 52,456	職員給与	各課災害対応時間外手当	52,456	51,933	99.0%	完了
⑧特別会計 4,000	繰出金	与良川第一排水機場の除塵機の修繕工事	4,000	4,000	100.0%	完了
合 計		1,762,974				

◆一般財源については、前年度繰越金を充当します。

【特別会計・企業会計】

①与良川水系湛水 防除事業 5,000	災害復旧事業	与良川第一排水機場の除塵機の修繕工事	5,000	4,895	97.9%	
②水道事業 84,609	災害復旧事業（補助）	鶉島浄水場復旧工事	79,255	45,925	57.9%	完了
	災害応急対策事業	喜沢取水塔付近法面復旧工事 ※県により実施	3,000	※	※	不要
		鶉島浄水場清掃、喜沢取水塔崩落土砂撤去	2,354	2,354	100.0%	完了

◆水道事業の一般財源については、当初予算の営業利益で賄いますので、今回の補正予算においては、一般会計からの実質的な持出しはありません。

(5) 台風19号による大雨災害に対する小山市の支援事業 おーバス、デマンドバスの運賃無料実績報告書

○実施期間

令和元年10月17日から令和元年12月31日まで

○月別利用実績

月	運行日数	利用人数
10月	15日間	106人
11月	30日	291人
12月	31日	192人
合計	76日	589人

○路線別利用実績

路線名	羽川線	間々田線	市民病院線	高岳線	城東中久喜線	大谷中央線
人数	91	37	33	19	0	7
路線名	土塔平成通線	渡良瀬ライン	思川駅線	道の駅線	東口循環線	市民病院循環線
人数	12	11	140	207	0	2

デマンドバス：0人

- ・被害の大きかった思川西部を運行する思川駅線、道の駅線の利用が多い。

○日ごと利用者数実績（多い順に5位まで）

	日付	人数
1	10月30日	22人
1	12月12日	22人
3	11月19日	18人
3	12月1日	18人
5	11月15日	16人

○参考

おーバスデマンドバスの運賃無料の期間については、当初10月31日までとしたが下記の理由により12月31日まで期間を延長した。

1. 理由

- ①判断日の10月27日時点においても5人の利用者がおり、引き続き利用される方がいると想定したため。
- ②車両の取得には2か月程度の期間が必要であり、車両を被災された方の生活の足の確保という観点から期間延長を要すると判断した。

変更期間の考え方

- ・今回の災害で、被災車両は約10万台と見込まれており、中古車需要が急増し、すぐに乗れる中古車は取得が困難となっていた。
- ・車を被災された方が新車を購入するには契約(受注)から納車まで約1か月強程度を要するとのことで被災者の購入検討期間を考慮し、取得までの期間を2か月とした。

台風19号被災者 路線別 乗車人数 一覧

(単位：人)

10月	曜日	羽川線	間々田線	市民病院線	高岳線	城東中久喜線	大谷中央線	土塔平成通り線	渡良瀬ライン	思川駅線	道の駅線	間々田東西線	小山駅東口循環線	新市民病院循環線	デマンド桑絹	デマンド大谷	デマンド西部	計
17	木				1							7						8
18	金									1	2	2						5
19	土	1							1	1	2							5
20	日								1	1	2	1						5
21	月		2															2
22	火		2						1	1	1	1						6
23	水	2								1	1							3
24	木										4	2						6
25	金	2		1						2	2		2					7
26	土			1					1	2	3	1						8
27	日	1	2					2										5
28	月	1							1	2		2						6
29	火								1	6	2							9
30	水	4	4	2					1	6	3	2						22
31	木	2								5	2							9
月合計		13	10	4	1			2	7	32	19	18						106

11月	曜日	羽川線	間々田線	市民病院線	高岳線	城東中久喜線	大谷中央線	土塔平成通り線	渡良瀬ライン	思川駅線	道の駅線	間々田東西線	小山駅東口循環線	新市民病院循環線	デマンド桑絹	デマンド大谷	デマンド西部	計
1	金		4							2	3							9
2	土	1								1	2							4
3	日								1	1	1	1						4
4	月									2								2
5	火								1	7	5	1						14
6	水			2						3	4							5
7	木									4	2							6
8	金									5	5							10
9	土				2					4	8							14
10	日								1	1	8	1						11
11	月								1	8	3	1						13
12	火			2						3	5	1						11
13	水	2								2	4							8
14	木	5								1	3							9
15	金	4	2							2	6	2						16
16	土				2					3	1							6
17	日		4		2					3	1							10
18	月	2								6	5							13
19	火	4						1			8							13
20	水	2	2	1			2	1		6	4							18
21	木	2						1			4							7
22	金				4			3		3	2							12
23	土			1	2					2	3							8
24	日		2							2	3							7
25	月	2		1				1		1	5			2				12
26	火	2								4	2							8
27	水		2					1		2	4							9
28	木	2						1		3	5							11
29	金	2									6							8
30	土		2	3						1	7							13
月合計		30	18	10	12		2	9	4	82	115	7		2				291

12月	曜日	羽川線	間々田線	市民病院線	高岳線	城東中久喜線	大谷中央線	土塔平成通り線	渡良瀬ライン	思川駅線	道の駅線	間々田東西線	小山駅東口循環線	新市民病院循環線	デマンド桑絹	デマンド大谷	デマンド西部	計
1	日	2	2	4						1	8	1						18
2	月	3								1	2							6
3	火	2		2						4	4	3						15
4	水	6								1	7	1						15
5	木	2								2	2							6
6	金	3		4							2							9
7	土									2	3							5
8	日		2								3							5
9	月	2								1	1							3
10	火	2									7							9
11	水	4		1							6							11
12	木	2	1	8						3	8							22
13	金	1								1	3							5
14	土				2					1	4							7
15	日										1							1
16	月	4	4							5	2							15
17	火									4	3							7
18	水	2						1										3
19	木	2					1											3
20	金	1																1
21	土	2			2						5							9
22	日	3																3
23	月																	
24	火						2			1	2							5
25	水																	
26	木	1																1
27	金																	
28	土				2													2
29	日						1											1
30	月						1											1
31	火	4																4
月合計		48	9	19	6		5	1		26	73	5						192

合計	91	37	33	19		7	12	11	140	207	30		2					589
----	----	----	----	----	--	---	----	----	-----	-----	----	--	---	--	--	--	--	-----